



歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究(中)

森下, 敏男

(Citation)

神戸法學雑誌, 59(4):113-265

(Issue Date)

2010-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005081>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005081>



歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究（中）

森 下 敏 男

目次

序論…ソ連体験とわが国の学界

第一章 ソ連社会主義の崩壊とわが国の一部のソ連論の破産

第一節 ソ連の崩壊とソ連研究者の反応

第二節 日本共産党のソ連論

第三節 「社会主義と自由」論争（以上前号）

第二章 わが国のソビエト法研究に対する批判

第一節 わが国の社会主義法研究の特徴

（一）社会主義と批判的社会科学の消滅

（二）運命論的な歴史法則観と「緻密な空理空論」

（三）理論・実践の結合と「配慮法学」

（四）弁証法的思考の陥穽と社会科学的センスの欠如

(五) その他の諸特徴

第二節 「社会主義と自由・民主主義」―藤田批判序説

(一) 藤田教授の研究に対する疑問

(二) 藤田説の新段階

(三) 理念的なものと現実的なものとの弁証法的統一

(四) ソ連崩壊の原因論

(五) 藤田教授の歴史認識

第三節 藤田学説の軌跡

(一) スターリン時代と研究の出発―一九五〇年代

(二) ソビエト法理論史研究と法・経済の一般理論―一九六〇年代

(三) 社会主義論・民主主義論―希望と失望の一九七〇年代

(四) 社会主義論・ソビエト法学の集大成―一九八〇年代

(五) ペレストロイカからソ連崩壊まで―一九九〇年前後(以上本号)

(六) 「社会主義と自由」論(以下次号)

第四節 ソ連の解体と藤田学説の破綻

第五節 補足

第二章 わが国のソビエト法研究に対する批判

第一節 わが国の社会主義法研究の特徴

（一）社会主義と批判的社会科学の消滅

わが国の社会主義法研究の第一の特徴は、対象に対する批判精神が欠如し、または希薄であったということである。それは、社会主義イデオロギーやソ連の価値観に呪縛され、社会主義諸国の現実に心酔したり、事実を直視する視点を失ったり、その未来に幻想を抱いたり、あるいはそのひびみに気付いても批判する勇気がなかったり、政治的思惑から批判を回避したいという願望を抱いていた等の理由による。しかしそれだけではない。そこには、そもそも社会主義を対象にして、批判的社会科学が成立するか否かという原理的な問題が存在するのである。このような問題を考察する人は少ないが、藤田教授はこの問題に触れている。

ブハーリンはロシア革命のリーダーであったが、彼は社会主義の下では経済学は消滅すると考えていた。ルービンら当時の指導的な経済学者もそうであった。しかしそれは経済学だけではない。理想的な社会主義（正確には共産主義であるが、ここでは行論上の都合で社会主義と共産主義を厳密には区別しない）を想定すれば、経済学だけでなく、社会諸現象の矛盾の解明の学としての社会科学はすべて消滅するはずである。法律学についても同じである。藤田教授によれば、初期ソ連を代表する法学者パシukanニスは、「現存世界の揚棄のための批判の学としてのマルクス主義社会科学の方法の構築に熱い思いを寄せた」。しかし一九三〇年代後半に社会主義に到達したとされる時点で彼は有害者として殺され、その学問は否定された。『社会主義の勝利』が謳歌されるに当たって、社会科学の凋落の秋は深まった」（藤田勇「朱夏の楽想」、『ソビエト研究所ビュレティン』一〇号、一九九〇年、「扉の言葉」）。社会主義が勝利すれば、批判科学としての社会科学は消滅するという関係が、ここに

も表現されている。

しかしこの関係は、もつと複雑である。社会主義下で法学が消滅するとされる根拠は、階級社会の矛盾の結晶物である法が、階級矛盾の止揚によって死滅するからである。しかし後述のように、仮に階級矛盾が解消しても、分業にもとづく矛盾は残存し、あるいは成長するから、法が死滅するはずはない。実際社会主義に到達したとされる一九三〇年代後半以降、ソ連で法は復活し、法の死滅論は否定されて、逆に、社会主義社会は法が最高度に発展する社会と規定され直すのである（法が死滅するのは高次の共産主義の段階だという）。とすれば、社会科学としての法学は、この復活した法の批判的研究を行うことがその課題となる。復活した法は、社会主義社会の矛盾の反映だからである。

ところが、社会主義諸国においては、あるいはマルクス主義者は、社会主義社会における法を、もはや社会矛盾の結晶物とはみなさない。それは、人民の利益や国家社会の安全を保護するもの、あるいは社会の効率的運営のための手段とみなされるわけである。現実には分業にもとづく基本的諸矛盾が存在するにもかかわらず、ソ連社会は基本矛盾の止揚された社会とされる（無葛藤理論）ために、法の位置づけも、矛盾に対処するための必要悪から、人民の利益等を守る積極善へと変わっていく。法は社会矛盾の反映ではないから批判的法学は消滅し、体制弁護の御用法学や技術学としての法学だけが存在することになる。したがって、実質的意味においては、ソ連においては、法も法学も消滅した状態となっており、マルクスの予言は逆説的なたちで実現されたわけである。わが国のソビエト法学も、その意味では死滅し、批判的法学はほとんど存在しなかったのである。この点をもう少し詳しく論じたい。

そもそも社会科学の研究対象とは何か—というところから議論を始めなければならない。もし社会が単なる個人の総和で、社会を個人に分解することができるなら、社会科学は不要であり、人間科学（生物学、医学、人類学、

心理学、文学等）があれば充分である。人間を解明すれば、それは社会の解明でもあることになる。また、社会と各個人が直接に、何の歪みもなく、透明なかたちで結びついているとすれば、人間科学と統計学等の技術学があれは充分である。しかし現実の社会（資本主義社会）はそうではない。個人の労働はそのままストレートに社会的労働の一部となるのではなく、その生産する商品の価値関係を通して、個人と社会はつながる。個人の意思や利益は、そのまま社会全体の意思・利益の一部となるのではなく、選挙制度や議会制度（その制定する法律）を経由して、両者は歪んだかたちでつながるのである。

この個人と社会の結節点となる社会現象こそが、社会科学研究の中核となる研究対象である。これら結節点（商品・貨幣・国家・法・団体等）は、人間が作り上げたものでありながら、人間から外化して物神化され、逆に人間世界を支配するものとして現象する。人間の作り出した商品の交換関係を通して、そこから生まれる価値法則に人間は従属する。人間の造り出した国家や法律が逆に人間を支配し、人間はそれに隷属する。これら物神化された構造は、人間と社会をストレートに透明につなぐのではなく、階級社会・分業社会では、複雑に交錯しつつ歪曲的に結びつけ、さまざまな矛盾として現象する。

このような物神構造が完成するのは、商品交換が生産過程を包摂し、普遍的な現象となった近代資本主義社会である。したがって社会科学の固有の研究対象は、近代資本主義社会だけであり、社会主義の下では社会科学は成立しないことになる。社会科学の課題は、これら物神化された構造の解明にあるが、社会関係の物神化は、人間社会のさまざまな矛盾として現象するから、その解明は必然的に対象の「批判的」分析という性格をもつ。マルクスが経済学を「経済学批判」として提起したのもそのためである。物神化された現象である商品・貨幣の本質の批判的解明が経済学の、国家が政治学の、法が法律学の、家族・企業・その他諸々の団体の批判的解明が、社会学の研究対象となるのである。

さて階級社会においては、これら結節点の物神化構造において階級関係が隠蔽され、普遍的関係の外見の下に実は階級関係が貫かれているということになる。商品の等価交換という普遍的关系の下で、実は商品を生産した労働者の資本家による搾取が隠蔽されるといったことである。国家や法もそのような物神化された社会関係であり、マルクスによれば、国家は特殊利益の一般意思化によって生まれる幻想上の共同体ということになる（マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」、『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第三卷、二九頁）。

例えば、最近のわが国の事例にとして、派遣労働の規制緩和の問題に当てはめてみよう。派遣労働にたいする規制の緩和は、調整弁として容易に解雇することができると労働力の利用が拡大するのであるから、資本家にとって利益である。したがって派遣労働の規制緩和は、資本家階級の特殊利益にかなっており、その要求は彼らの特殊意思である。しかし「解雇しやすい労働力の利用」などと、特殊利益を露骨に主張することは現実にはありえない。それは社会に受け容れられないからである。そこで「労働形態の多様化による自由な選択の拡大」や、「雇用の拡大による失業者の救済」といった理由付けがされることになる。これは一般意思、一般利益にかなっているようにみえ、世論に受け容れられ易くなる。「住民の利益」という一般的利益のかたちをとって行われる公共事業も、しばしば建設業界や政治家、官僚の特殊利益にすぎないのであろう。これらの特殊意思・特殊利益も議会で審議を経て法律、予算として採択されれば、それは一般意思・一般利益として認められたことになる。こうして国民全体の満足する「共同体」ができあがったかにみえるが、本当は資本家階級の特殊意思・特殊利益にすぎないものが、世論操作などを通して一般意思・一般利益へと成り上がったものであり、実際にはそれは「幻想上の共同体」にすぎない、これがマルクスの考え方である。

他方で社会主義社会はどうか。そこでは労働者の生産物は商品形態をとらず、直接社会的生産物の一部を構成する。それは欲求（必要）に応じて、欲求する人（必要な人）に配分されることになる。ここでは、商品・貨幣関係

の支配する市場経済を本来の研究対象とする経済学は、必然的に消滅する。社会主義社会は真の共同体であり、特殊意思が一般意思に偽装されることもない。つまりそこでは、価値は科学的・合理的に配分され、必要の人に必要なのが配分されるのである。前章でみたように、栗田氏が、自由の問題について、社会主義下では、討論は科学的・合理的に行われると述べているのもこのあたりに関係する。ここでは社会の物神的構造はなく、価値の歪曲的配分は存在しない。欧米の政治学では、政治（国家）の役割を希少価値の合理的配分と規定することがあるが、社会主義社会においては、体制の本質によつてこの課題はすでに実現されていることになる。したがつてそこでは、政治（国家）は不要で死滅し、政治学もまた消滅する。商品交換関係、国家と市民の関係を規範的に媒介する法も存在根拠を失い、消滅する—ということになる。

このようにして、結局社会主義社会に必要な科学は、統計学や技術学のみとなる。そしてこれは、むしろ現代欧米諸国の社会科学に近いものとなる。もともと現代西欧の社会科学は技術学的性格が強い（社会工学）。それは社会の質的矛盾は捨象し、量的矛盾を調整して最適の均衡点（鞍点）を探るという発想である。私たちは学生時代に、いわゆる近代経済学をふざけて「麻雀必勝法」などと呼んでいたが、ある目的を達成するための最適の技術的方法を探索するのが社会工学である。このような欧米型社会科学の方法は、むしろ質的矛盾が止揚されたとされる社会主義社会にこそふさわしい。実際ソ連では、マルクス経済学（それは資本主義批判の学だから、社会主義経営には役に立たない）よりも欧米型の計量経済学に人気があったが、それには根拠があったのである。法律学においても、欧米的な経験法学は法を社会統制の技術と捉えていたが、それはソ連の法学にも共通する発想であった。

しかし以上のような社会科学の消滅は、分業の止揚される「共産主義」社会の話である。そして共産主義なるものは、実現不可能なユートピア（デイストピア）にすぎない。社会主義と共産主義の区別について、前者は階級関係が止揚される社会、後者は分業が止揚される社会と簡単に規定しうるが、現実には分業が止揚されることはあり

えないのである。⁽¹⁾階級構造が止揚される社会である「社会主義」の方は実現可能であり、ソ連はその一例であったが、それも無残な実例を示した。ソ連よりもましな社会主義が、今後生まれる可能性はある。しかしそれは、ソ連と共通する多くの矛盾を孕んだ社会になるであろう。これまでマルクス主義者は、社会主義社会を、(実現し得ない)理想的な共産主義への過渡的段階とみなしていたため、その内部矛盾について真剣に考察することはなかった。マルクス主義者も、社会主義段階の矛盾の存在については語っていたが、それは「なお残存している矛盾」であり、共産主義段階への移行に伴っていわば自動的に止揚されていく一時的矛盾とみなしていたのである。

藤田教授の著作には、レーニンが社会主義建設の困難さといかに苦闘したかがしばしば語られている。しかしその困難さは、常に「ロシア社会の後進性」と結びつけて論じられており、社会主義そのものの矛盾についての考察は基本的にはない。マルクスが描いたような分業の止揚される共産主義社会は、「社会が全般の生産を規制し、まさにそのことによって私に、今日はこれ、明日はあれをする可能性を与えてくれる。つまり狩人、獵師、牧者または批評家になることなしに、私は気のおもむくままに、朝に狩りをし、昼過ぎには魚をとり、夕べに家畜を飼い、夕食後に批評をする可能性である」という牧歌的な未開社会の図である(邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第三卷、二九頁)。文明が進めば進むほど、分業の止揚の可能性は遠離る。最近の日本の新聞に、「アーキピスト」(公文書など記録資料管理のスペシャリスト)の養成が急がれていると書いてあったが、情報社会化によって新しい専門職が次々に生まれており、社会の分業化はますます高度化している。

市場経済を止めて計画経済を行うことは可能であるが、レーニンが述べたような全国(況んや全世界)が一つの工場になることはありえない。分節的な構造とその間の交換関係は不可避であり、市場的な分業構造は多少とも残る。それに加えて、縦横の多層的な管理構造が形成され、複雑な分業関係が形成される。各人がすべての職業に交代で従事することも、レーニンが予想したような、全市民が交代で各種の公務員になることもありえない。とすれ

ば、社会主義社会にも無数の分業関係が存在し、その間にさまざまな矛盾が存在することになる。

先に述べたさまざまな物神化された社会現象は、分業の産物であって、階級関係はその上に被さっているだけである。したがって社会主義社会で階級関係が取り除かれても当然それらは残る。計画経済の下でも企業間の関係を媒介する契約関係は必要であるし、「欲求に応じた分配」すなわち「欲しいだけ与える」社会でないかぎり、また消費物資をすべて配給制度にするのでないかぎり、販売部門と消費者間の商品・貨幣関係は残存する。それに加えて、社会主義社会は「大きな政府」の極限であり、供給・規制のための国家、法の役割はますます巨大化する。社会主義社会においても、さまざまな社会層間の利害の対立は存在し、階級という枠がないが故に矛盾はいっそう多化し、先鋭化する可能性も高い。

ということになれば、社会主義の下でも、一般意思・一般利益は自動的に実現されているわけではなく、何らかの特殊意思・特殊利益が、「政治」の機能を通して、一般意思・一般利益に成り上がっているはずである。それは、共産党の特権官僚層の特殊意思・特殊利益であるに違いない。したがって一般意思・一般利益を表現する「法」は、やはり人間にとって物神化された疎外物であり、批判的分析の対象としなければならないことになる。このように、マルクス主義の視点から見ても、社会主義法は当然に批判的分析の対象になるのである。況んやソ連のように大きな歪みをもった社会主義の場合は、批判抜き社会科学はおよそ無意味である。

しかし共産主義者達は、社会主義社会がこのように基本的な矛盾をはらむ社会であることを認めようとしめない。認めるとしても、共産主義社会に至るまでの一時的矛盾としたり、その社会の発展段階の後れに起因する特殊の事情によるものとみなし、社会主義本来の矛盾とは考えない。そのため何らかのかたちで矛盾が噴出すると、それは反革命分子の陰謀とみなされたり、思想の後れた人間の戯言として、弾圧される。矛盾なき社会が人為的に演出されることになる。矛盾なき社会であるから法も機能する必要性が薄れ（法の死滅）、したがって法律学も事実上死

減する。経済学や他の社会科学も、本来の社会科学ではなく、社会を効率的に管理するための技術学か、そうでなければ体制の美化・正当化のための御用学でしかなくなる。こうして共産主義下における法と国家の死滅という共産主義者の描いてきた未来図が、逆説的に実現されるのである。それは理想社会の実現の結果ではなく、抑圧社会の到来の結果であるが、理想社会と抑圧社会は同質のものであり、天国は地獄であるから、そこには何ら矛盾があるわけではない。⁽²⁾

他方で、社会主義社会が生み出す固有の法則性、すなわち矛盾もある。市場による淘汰機能が作用しないため、企業経営は無気力となり、経済効率性は著しく低下する。労働者は働かず、商品の品質は劣悪である。これらのことは、常識的に語られてきたことである。また「貨幣の支配」に代わって「コネの支配」が生まれる。「コネの支配」も、社会主義下の特徴的な法則である。社会主義の下では貨幣の機能は低下し、お金を持つていても必要な物はありませんに手に入らない。そこでそれぞれの地位に伴う特典を利用して、「コネ」を使って必要な物を手に入れる。商店の店員は、入荷した商品を最初に手にする特典がある。そこでいい商品があれば自ら買い占め、家族・友人に引き渡し、引き替えに他の必要な物を入手する。ソ連の商店には何もないが、個人の冷蔵庫は立派な食品で一杯だ、とよく言われていたものである。私自身もそれを目撃したが、それはコネによって入手していたのである。

さらに、企業はノルマを減らすためにその生産能力を過小に見積もって申告し、生産高については過大に報告する傾向が強い。本当は自動車を一〇万台生産する能力があるのに五万台と過小に申告し、上層部はもっと増産できるはずと考え六万台の生産を命じたとする。実際には七万台生産し、計画の超過達成として賞賛され、ボーナスをせしめる。これでは生産は伸びない。他方で生産目標が達成できなかった場合、一旦出荷した製品の一部を密かに買い戻し、再び出荷して合計生産高を増やし、ノルマを達成したかのように装う。企業のこのような行動も、市場の法則に代わる計画経済特有の法則の一つである。そのためソ連では、そのような行為を取り締まるために、刑法

の虚偽報告罪などで処罰しようとしていた。

また企業の生産高指標が個数で表示されると、生産個数を増やすことが自己目的化され、粗悪品がますます大量生産される。重量で計算されると、やたら重くて履けないような靴が大量生産される。日本共産党議長の不破哲三氏も、ベトナムでの講演で、重量が指標とされるソ連製農業機械は、重くてベトナムの田にめり込んでしまい使えなかったといった例をあげていた。計画経済体制のもとでは、上からの命令を前提に、自己またはその集団の利益を巧みに追求するために、さまざまな非生産的な創意工夫がなされ、それが一つの行動法則となるのである。

さらに社会主義財産は自分個人のものではないので無責任となり、石油のパイプラインから原油が流出しているも皆他人事のように無関心で、なかなか修理はされない（ソ連では、時期によっては不経済行為として、後には職務怠慢罪で刑法により処罰された）。他方で、企業やコルホーズの共同財産は、自分のものとしてどんどん盗まれる。ソ連には次のようなアネクトドがあった。「ソ連は豊かな国だ。革命以来みんなで毎日盗み続けているのにまだ盗む物が残っている」。これら社会主義固有の法則性の解明は、まさに批判的社会科学の研究対象になるはずである。

さて社会主義下の批判的社会科学について、藤田教授の見解はどうか。「マルクス主義と法律学」と題するシンポジウムでの報告で、藤田教授は、資本論の方法は「その本質上批判的であり、革命的である」とし、法律学においてもこの方法は本質的に重要であると述べている。藤田教授の問題提起は、「認識と実践」という限られた視点からのものであるが、しかし社会科学における「批判」とは、直接的実践（理論的・実践的）だけでなく、認識活動そのものが、物神化構造に対する批判的契機なしには成り立たないという意味での「批判」である。藤田教授は次のように言う。「社会主義法の分析につきましても、それが『ブルジョア法』としての歴史的な存在性格をもつという限りでは、『資本論』におけるクリティックの意味はやはり基本的にあてはまると思います。しかし社会主

義法については、同時に、すでに認識対象と主体との関係について、ブルジョア社会とは基本的に違った問題があるわけでありまして、同一視することはできません」(『法律時報』三九卷二三号、一九六七年、五六頁)。引用文の前半部分は、社会主義法はブルジョア法の残滓であるというパシュカーニスの観点にも対応するものであり、それは既述の私自身の理解(社会主義社会における分業関係に起因する矛盾の存在と批判的社会科学の必然性)に対応するものである。他方で、後半部分は、社会主義社会においては批判的科学は成立しないという側面があることを指摘している。それ以上の深い考察はなく、この二つの側面の関係をどのように捉えているのかは明らかでない。両者を統一的に捉えるのか、それとも前者から後者へ移行していくというのか。^③

一九七一年の「マルクス主義法理論の新段階」(ジュリスト増刊『理論法学の課題』一九七一年)で藤田教授は、この問題をさらに詳しく論じている。そこでは、「社会主義社会の現段階では、社会科学の課題は、社会諸過程の組織の不断の改良にあるのであって、対象のトータルな変革につながるクリティックの方法・・・よりも、個別的社会過程の統制の最適方法の創出こそが重要である」とか、「社会主義社会では、自然成長的過程ではなく、意識的・組織的活動の役割が決定的になるのだから、理論的抽象の力をかりての社会構成体の運動法則の批判的解明ではなく、むしろ管理学的・組織学的アプローチが優位するようになる」という問題があることが指摘されている(同書七二頁)。これは客観的な指摘であって、教授がそれに同調しているのかどうかは必ずしも明確でない。しかし、それに続いて次のように言う。一九六〇年代にソ連で現れた新しい方法(数学的方法、サイバネティクス、情報理論)について、それ自体としては積極的意味をもちうると教授は述べている。これらは無矛盾の社会、社会内部に質的断層のない社会では有効かも知れない技術学であるが、藤田教授は、そのようないわばブルジョア科学に積極的意味を認めているのである。このことから考えると、教授は、ソ連社会主義の発展により、社会科学の方法も、批判的科学から、科学的管理の学へと移行しているとみなしていたのであろう。ここには、一九七〇年代前半のマ

ルクス主義者の楽観的現状認識（後述）が、反映しているように思う。

しかし他方で藤田教授は、「少なくとも今日のソ連社会の段階では歴史主義、クリティックの方法が必要でなくなったとはいえないし、現にソ連においてこれが欠落しているわけではない」という。ただ、「欠落していない」というのは、ブルジョア社会学批判が行われていることなどを指しており、ソ連自身を対象としたその「内部編成の論理的分析、その構造的性質の歴史的分析の方法」（ここでは、意図的に「批判」の語は用いられていない）はまだ確立されていないと述べている（同書七二―七三頁）。ここから窺えるように、藤田教授が社会主義の下でも必要と考えている「批判的研究」は、あくまでも「ブルジョア法」および「ブルジョア法の残滓」を対象としたものなのである。

このように藤田教授は、ソ連を対象とした社会科学に二つの側面が存在することを指摘してはいるのである（そもそも私は、技術学は社会科学ではなく、批判的科学のみが社会科学に値すると考えていることは既述の通りである）。しかし教授自身には、批判的研究は基本的には存在しない。ソ連崩壊後でさえそうである。教授の研究の性質は、現実にはソ連に存在するものが社会主義の原理とどのように対応しているかということ合理的に説明することにあつた。初期の『社会主義的所有と契約』（東京大学出版会、一九五七年）などはその完璧な実例であつた。もちろん教授も、ソ連のさまざまな否定的現象を知らなかったわけではない。ただしその範囲は比較的狭いと思う。労働者の企業管理への参加の問題や、全人民討議制などによる政治参加の問題について、私などが反民主的な制度として批判している事例について、教授は反対に民主的な制度と捉えていた例はかなり多いのである。また教授のソ連に対する否定的言及は、後期になるほど増えていくが、それはなお「批判」ではなく、「問題点の指摘」にすぎなかった。

藤田教授は、一九八三年の論文で、社会主義下の自由・平等の問題について、資本主義下のそれと性格は異にし

ているが、一定の連続性もあると指摘したうえで、「それにもかかわらず、社会主義的財産制度のもとでの自由と平等の問題は、生産手段の所有者と無所有者との根本的利害対立の解消という深甚な国民的苦痛なしには通過できない歴史過程を経たのちのものであって、問題解決の大前提は獲得されていることを無視するわけにはいかない」と述べている。したがって、ロシア社会の発展水準の低さ等々問題の解決を遅延させている要因はあるが、「そこでの問題解決は、いかに長期的なものであれ、基本的には漸進的改良の道なのである」ということになる（『社会主義と財産』、岩波講座『基本法学3—財産』、一九八三年、七四—七五頁）。問題解決の大前提は存在する（この考え方については、次項で論じる）のであるから、その批判は不要で、問題点を指摘して、改良していけばよい、という発想のようである。その社会に基本的な矛盾が存在することを認めた上でその矛盾を体系的・批判的に解明するのと、基本的な矛盾の解決された社会と認めた上で、なお残る欠陥や問題点（それは社会主義に由来するものではなく、その社会特有の歴史的諸条件によって、つまりロシア社会の後進性によって説明される）を指摘したり、その改善を提案するというのでは、学問のあり方は根本的に変わってくるのである。

一九八五年の藤田教授を囲んだ座談会で、同教授は、スターリン批判の時期の自らの研究方法について、「・・・ソビエト法のカテゴリーを歴史的に相対化して眺めるといふ観点が薄かったので、いま私たちが念頭においているような意味での対象の批判的認識というものになってないのです」と語っている（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三三五頁）。この発言は、私には意外であった。というのは、スターリン批判までの時期はともかく、その後は、藤田教授はソ連を批判的に研究してきたつもりでいるようだからである。しかし私は、そのように思ったことはなかった。繰り返すように、教授にもソ連の否定的現実についての指摘はある。しかしそれは、ソ連内部でも行われている「問題点の指摘」であるにすぎず、批判とは言えない。

実は、「問題点の指摘」であれば、ソ連の公式文献にも満ち溢れていたものである。例えば最高裁判所は、下級

審の裁判活動を評価する「裁判概括」を発表していたが、その中で、下級審の裁判の種々の問題点を指摘するといふように。この種の問題点の指摘の場合、慣用句として、「全体としてうまくいつているが、問題がないわけではない」、「なお問題が残っている」、「若干問題がある」といった表現がいつも用いられていた。そして、「問題がないわけではない」は「大いに問題がある」、「なお問題が残っている」は「問題は全く未解決である」、「若干問題がある」は「問題だらけだ」という意味だといったアネクトドトが流布していた。いずれにしろこの種の問題点の指摘は、通常上から下に向けられるものであり、権力的性格をもつものである。

さらに付け加えれば、一九七七年のソ連憲法は「批判権」という権利を規定していた（第四九条）。これは国家机关や社会団体の活動の欠陥を批判する市民の権利である。例えばこれは、党機関・国家机关、特に検察機関・新聞等への投書のかたちで実現される。私は、ペレストロイカの初期の時期（批判権の行使がやと効果を示し始めた時期）の新聞への投書について分析したことがある（『社会主義憲法の現況』、『ジュリスト』一九八七年五月三日）。しかし投書による批判は、ペレストロイカ以前は、国家机关に向けられたものではなく、末端の役人の横暴さや、欠陥商品、劣悪なサービスなど日常生活に関する不満がほとんどであった。党・国家の要人や、国の政策が批判されることはなかった。このような投書による「直訴政治」は、上層部と庶民が共同して中間部分（末端の役人）を叩くものであり、ソ連社会の構造（特権官僚層と社会的弱者が利益を享受する社会）をよく反映していた。トップリーダーは、時々、役人の横暴に対する庶民の訴えをたちどころに叶えてやり、そのことによって庶民の熱い支持を獲得することができた。庶民は、自分たちの生活がよくならないのは、中間の腐敗役人達のせいだ、上層部はちゃんと庶民の利益を守ってくれるのだと感激した（直訴政治は現在のロシアでも続いている）。さらにこのような投書による批判は、「密告」の奨励でもあり、人民の相互監視にも一役買っていた。

また、共産党の重要な作法とされてきたものに、「批判と自己批判」なるものがある（日本共産党の前規約にも

この言葉はあった)。特にスターリン時代には、「批判と自己批判」の運動が活発に展開されたが、しかしそれは相互的なものではなく、上(主流派)が下(反対派)を批判し、下が自己批判するという一方的なものであった。

このように、「問題点の指摘」や批判的言辭は、ソ連時代にも存在したのではあるが、研究者や市民が、権力者に向かって問題点を指摘したり、況んや批判することはなかった。藤田教授の否定的言及(問題点の指摘)も、婉曲な、または間接的な表現が多く、個別的事実について正面から具体的に明確に批判することはまず見当たらないのである。また批判的言辭も、主体的批判というよりも、ある事象が、社会主義の発展に困難をもたらしたといった客観主義的な指摘が多いのである。

例えば、スターリンによる農業の強制的集団化は、数百万人(ペレストロイカ期以後、ウクライナで七〇〇万人という数字がよくあげられるが、正確には不明)に及ぶ餓死者等の被害者を出したといわれ、とりわけ批判的になる。しかし藤田教授には、直接それを批判する文言は見あたらない。代わりに次のような文章がある。もともと農民を社会主義の道に引き入れるのは至難の業であり、ブハーリンが「亀の歩み」に喩えたように長期の道程を想定せざるをえないものであって、「ネップの矛盾の強行突破としての強制的集団化は、困難を幾倍にも増幅するものであったのである」(『自由・民主主義と社会主義』二〇〇七年、三一八頁)。ここには強制的集団化に対する批判的認識が表現されていることが窺えるのであるが、しかし藤田教授の批判は、強制的集団化の非人間性そのものの批判というよりは、それが社会主義の前進を困難にしたという歴史法則的視点からの批判なのである。藤田教授による批判には、このような傾向が非常に強い。

あるいは、間接的な批判としては、例えば次のような例があげられよう。教授は、ソ連憲法が言論の自由の制約条件として規定している「勤労人民の利益」について、何が「勤労人民の利益」かについての判断は、「権力的・行政的手段によらずとも」、「言論には言論で」という方法で社会主義運動がイデオロギー闘争で勝利できないはず

はない、と述べている（『社会主義社会論』一九八〇年、二〇二頁。この問題については後述する）。なぜ「ソ連の検閲制度は言論の自由の侵害である。それを廃止して、言論には言論で闘うべきだ」と明確に言わないのであろうか。藤田教授の「批判」なるものは、一事が万事この調子である。

ソ連崩壊後は、藤田教授のソ連に対する否定的記述は増えるが、やはり具体的事例の具体的批判はないし、否定的記述もストレートな批判になっていない。例えば、ソ連では民主的手続が無視されていたと明確に批判するのはなく、「民主主義的手続という問題は、ある意味でソビエト社会主義の最大の教訓である」といった客観主義的記述や、「明瞭な手続きで国民の合意が表明されていないことを『人民の意志』だと独断して国民に押しつけてはならないということです」（『ソビエト社会主義とは何であったのか』『歴史評論』一九九二年一〇月、五六頁）といった一般論的記述がほとんどすべてなのである。それは、批判的言辞と受け取られないように、よほど注意して書いているとしか思えないほど徹底している。ソ連崩壊後、ソ連には危機意識はなかったのかという質問に対して、藤田教授は、「やはりスターリン時代に『体系的批判』の方法というのが、社会科学の領域から消えてゆくという問題があります」と答えている（『ソビエト社会主義とは何であったのか』『歴史評論』一九九二年一〇月、五〇頁）。やはり断片的批判ではだめで、教授の言う「体系的批判」が必要なのである。そしてそれが可能になるのは、社会主義自体が固有の矛盾を抱えていることを認める場合だけである。「問題点」の存在は指摘しても、それをロシア社会の後進性によって説明し、社会主義固有の矛盾を認めないようでは、批判的社会科学が成立するはずがない。それはソ連の社会科学だけでなく、藤田教授にも言えることなのである。

ところで、一九八七年の論文「現存社会主義体制の歴史的位置」（『権威的秩序と国家』）以降、藤田教授は、ソ連を「権威主義的」な国家と特徴付けるようになる（といっても、この言葉は著作のタイトルでありながらあまり展開されてはおらず、使用頻度も少ない。教授が一定の共感を示していたソ連の改革派行政学者クラシビリが使用している

のでその借用かもしれない)。これ以降教授は、ソ連を批判的研究の対象にしたと言えなくもない。しかしその内容は依然として客観主義的な記述、一般論的な指摘に終始しており、やはり問題点の指摘の枠内なのであろう。問題はむしろ次の点にある。この論文では、ソ連の内部改革には限界があり、それを前進させるためには資本主義諸国における「民主主義的変革」(社会主義への道を開くそれ)が必要だと結論されていることである(正確に言えば、この論文では、今述べたような他力本願的な趣旨がそれ程明確なわけではないが、後にこの論文はそのような趣旨だと藤田教授自身によってしばしば言及されている)。

変革が必要なほど問題を抱える社会でありながら、その内部変革が困難な社会というのは、よほどひどい抑圧国家ということになる。なぜこのようなひどい社会を社会主義として擁護し続けたのか、改めて不思議に思えてくる。もともと共産主義者の考え方によれば、ロシア革命のような暴力革命が容認されるのは、帝政の圧政の下で平和的な革命の方法をとることが不可能だったからと説明されてきた。ソ連も内部変革が不可能であるとすれば、それは暴力革命(近年の共産主義者の用語によれば強力革命)によってしか変革できないことになる。だとすれば、共産主義者は、ソ連における暴力革命を呼びかけなければならなかったのではないか。他方で、平和的方法で社会主義革命が可能だという資本主義社会は、自由と民主主義に満ち溢れた素晴らしい社会ということになるのではないだろうか。

いずれにしても、ソ連がもはや改革困難であるとすれば「批判」しても意味はなく、他方で資本主義諸国は変革可能であるから、そちらに批判を集中しようという理屈だとすれば、なるほど一貫はするが、何か変な理屈ではないだろうか。つまりソ連がまともに発展しているとすれば「批判」的方法は不要であり(社会主義下の批判的社会科学の死滅)、行き詰まったときは「批判」しても意味はなく、いずれにしてもソ連は批判的社会科学の対象にならないという、ソ連にとつて都合のいいこと(本質的には不都合なことであるが)になるのである。⁽⁴⁾

ソ連社会主義崩壊後の二著作、『自由・平等と社会主義』（一九九九年）と『自由・民主主義と社会主義』（二〇〇七年）は、社会主義の思想・運動・体制の歴史が客観的に記述されている。客観主義的な記述になっているのは、もはや過去の存在となったソ連について、歴史の研究は「理解」することであって「審判」することではない、という考えによるのかもしれない（『自由・平等と社会主義』、一九九九年、四一六頁）。そこで記述されているソ連の歴史は、極めてネガティブな内容に満ちているように思う。しかしそれは対象が否定的存在であったため、それを客観的に記述すればそうなるのであって、やはり藤田教授の批判的社会科学による評価が下されているわけではないのである。

ここで社会主義国・社会主義者の批判拒絶体質についても付言しておこう。⁽⁵⁾ 社会主義国・社会主義者は、自らを批判されることを極端に嫌い、批判されるとムキになって反論することが多かった。社会主義の優位性を自慢する者にとっては、批判は我慢できなかったのかもしれないが、むしろこれは端的に劣等感の表れ、弱みを突かれたことに対する怒りの表現であつたろう。

結局社会科学は、それが存在するかぎり、批判的分析の契機なしには成立しない。社会主義もまた、それを対象とする社会科学は、批判的科学としてしか成立しえない。原理的にもそうであるが、況んやそれに加えて独自の矛盾を抱えたソ連社会は、批判的社会科学でなければその本質は解明されないのである。先に紹介したシンポジウム（「マルクス主義と法律学」）で、それを締め括った平野義太郎氏は、「・・・ブルジョア的代弁者は真理と科学をおそれ、悩みます。そして科学が真に批判的でない場合には科学たることをやめ、支配する階級の道具となり、代弁におちこみます」と述べている（『法律時報』三九卷二三号、一九六七年、一一〇頁）。この言葉はソ連の社会学者にこそびつたりであり、わが国の社会主義法研究者（平野氏も含めていいだろう）にもよく当てはまる。彼らは、真実と科学を恐れていたのである。⁽⁶⁾

(1) マルクスの分業史観(この「分業史観」という表現を以前から私は使っているが、誰かの表現を借用したものなのか、自分の造語かよく分からない)は、これまで必ずしも十分に議論されてこなかったと思う。社会主義社会と共産主義社会の区別および後者の成立条件を考える場合、分業論はその中核をなすはずである。階級対立の止揚による社会主義社会の実現という論理は分かりやすいし、ともかく、一時的とはいえ、ソ連はそれを実現した。しかし高次の共産主義社会を実現するためには、さらに社会的分業を止揚しなければならない。これは不可能な課題であり、マルクスもその必然性、止揚の論理、止揚の主体などを全く明らかにしていない。マルクスは、資本主義分析(階級史観)に留まれば一番よかったと思うが、せいぜい社会主義論に留まるべきであつたろう。理想主義的な熱情に鼓舞されて、根拠もなく分業史観と高次の共産主義論にまで踏み込んでしまったのが、マルクスの大きな誤りであつた。簡単な記述ではあるが、拙稿「社会主義法の総括的批判序説」(『神戸法学雑誌』第四三巻第一号、一九九三年、一一七—一二二頁)参照。

(2) マルクスの理想が、ソ連では逆説的な形で実現された、という現象は多い。「法の死滅」は、分かりやすい事例である。「国家の死滅」も、私は実現されたと考えている。「幻想的共同体」としての近代国家は、特殊意思を一般意思へとすり替える議会の機能が中心となるが、「真の共同体」としての社会主義の下では、そのようなすり替えを行う国家机关は不要であり、実際、議会に対応するソ連の最高会議は、全く有名無実の存在であつた。だれもが、最高会議議長や首相ではなく、共産党書記長を最高指導者とみなしていた。価値の配分は、国家ではなく直接共産党が行っていたのである。つまりソ連においては国家は存在せず、共産党が直接最高権力を行使していたのである。「共産党は権力機関であつた」という論理は、エリツィン大統領がソ連共産党を解党する根拠としても用いており、ロシアの憲法裁判所もそれを認めたのである。

マルクスの理想の逆説的実現の例として、もう一つ、共産主義下の「分配原則」のことを記しておこう。マルクスは、

共産主義の下では、「能力に応じて働き、欲求に応じて受け取る」という原則が支配すると予想した。この「欲求」と訳した言葉（Bedürfnis、ロシア語では *нормы потребности*）は、「必要」と訳すこともでき、邦訳には両方の例がある。「欲求」と「必要」はほぼ同じような意味でも使用しうるが、正反対に近い意味にもなりうる。「必要に応じた分配」は、「必要だけでなく何でも分配する」（欲しいだけ分配するに近い）から「必要最低限は保障する」まで、大いに異なった理解が可能だからである。レーニンは、マルクスの説を「欲求に応じた分配」と理解した上で、しかし社会主義下の人間はエゴイズムを克服しているから、妥当な範囲を超えて欲しがったりしないと、両者をうまく調整している。欲求の量も、客観的に妥当な範囲に制限されるというのである。ソ連の生活保障の水準は極めて低かったが、最低限の保障は辛うじて実現されていた（あるべき基準からすれば最低限を遙かに下回っていたというべきであろう）。「欲求に応じた分配」というマルクスの理想は、ソ連では必要最低限の保障、すなわち「必要に応じた分配」として実現されたわけである。ただし、正確に言えば、「欲求に応じた分配」は共産主義下の原則であって社会主義下のそれではない。

（3）別の論文で藤田教授は、次のように言う。「マルクス主義的な法の一般理論は、まず、一九二〇年代において、ブルジョア法の原理的批判、とくに『資本論』（経済学批判）に依拠した『法の一般理論批判』（法律学批判）として展開されるが（ストウーチカ、バシユカーニスなど）、ついで、・・・三〇年代後半以降、社会主義法を主たる対象とするソビエト社会主義法学として展開（ヴィシンスキーなど）されるにいたる。とくに後者において、マルクス主義法思想はその発展の独自の歴史的地平に入りこむ。それは、今日、法イデオロギー批判としての性格をますます希薄にし、法的規制の最適方法の発見のための科学としての性格をますます強めている」（『マルクス主義の法思想』、阿南成一編『法思想史講義』青林書院新社、一九七〇年、二〇五頁）。これは客観的記述に留まっていて、藤田教授自身の評価は明らかでない。二〇年代的な批判の契機も必要と考えているはずであるが、しかし三〇年代以降のソビエト法学を基本的に肯定しているようにみえる。

(4) 藤田教授は、一九八〇年の著作『社会主義社会論』までは、社会主義はその内部に自己改革の力(社会主義の復元力)をもっており、問題が発生しても同時にその解決の方法と主体も自動的に生みだすかのように考えていた(後述)。とすれば、外部からの批判は不要ということになる。しかしその後、資本主義世界における社会主義運動の進展が、現存社会主義の改革の条件になるという理屈を強調するようになる。つまり、ソ連の自主的内部改革は不可能であるから、批判しても無意味であり、資本主義社会の変革運動に力を入れた方がいいということになるのである。だとすれば、なるほど、社会主義国には甘く、資本主義国には厳しく対処することが、社会主義を改善することになるといって都合のよい理屈にはなる。似たような理屈を、以前ある日本の歴史学者から聞いたことがある。彼は軍事政権下の韓国を厳しく批判していたが、北朝鮮については沈黙していた。私は、なぜ北朝鮮を批判しないのか質問したことがある。彼の答えは、「南が変わらないかぎり北は変わらない」ということであつた。その後韓国は劇的に民主化を成し遂げ、今や先進国の仲間入りをしたといえるが、他方で北朝鮮はますます頑迷と困難の度を強めている。改革が可能な程度の自由と民主主義の存在する相対的によい政権は批判し、改革不可能などうしようもない独裁国家は批判しないという理屈は、何かおかしいのではないだろうか。

(5) エピソード的な話を一つ。ペレストロイカの時期のことであるが、神戸大学法学部大学院に、ある中国人留学生が在籍していた。私の授業では、ソビエト法の文献を和訳したものを教材として使っていた。ペレストロイカの時期だったので、ソ連の文献も社会主義の現実を批判したものが多かった。その中国人留学生は、社会主義国における言論の自由の欠如についての記述が不満のようで、「確かに日本では政府や首相を批判するのは自由だが、会社で幹部を批判することはできない。中国ではできる」と述べた。私は、「なるほどそれはその通りだね」と答えたが、その留学生は「え! 反対しないのですか?」と、私の対応に啞然としていた。私が社会主義者と同じように、批判を拒絶し、ムキになって反論すると予想していたのであろう。ちなみに当時の中国人留学生は、社会主義に批判的あるいは無関心なものが多かつ

たが、彼は優等生的なタイプの学生であった。また企業内の批判の自由について、彼の主張はある程度当たっている。社会主義社会の企業では、労働者の企業への一体感はあるでなく（本来は労働者こそが企業の主人公のはずなのであるが）、労働規律は極端に弛緩していたから、体制批判につながらないような幹部個人の批判は平気であった。

（6）一九八〇年から一九九〇年まで、隔年で行われた日ソ法学シンポジウムについても一言しよう。ソ連の学者と日本の民科系学者によって実施されたこのシンポジウムでは、奇妙な光景が見られたようである。ソ連の学者は、ソビエト法の現実を美化し、ソ連では法がよく守られているという趣旨の報告がほとんどであった。他方で日本側の報告は、日本政府による法の無視を批判する報告が多かった。両者の報告を聞くと、ソ連は立派な法治国家で、日本は無法国家のようになっている。しかし真実はまさにその正反対であった。ところが、ペレストロイカの時期の一九八八年のシンポジウムでは、かなり事情が異なっていたようである。日本側は従来通り日本法への批判的アプローチが中心であったが、ソ連側はブルジョア民主主義の積極面を評価して受容しようとする姿勢が顕著であった。当時は、日本は立派に社会主義を実現したといった評価が、ソ連で本気で論じられていた時期である。ともかくこのような奇妙なシンポジウムに、一体どのような意味があったのであろうか（竹森正孝「第五回日ソ法学シンポジウム」『ソビエト研究所ビュレティン』第一号、一九八九年、四五―四六頁、その他シンポジウムの報告類を参照した）。

（二）運命論的な歴史法則観と「緻密な空理空論」

マルクス・エンゲルスの『共産党宣言』（一八四八年）は、「ブルジョアジーの没落とプロレタリアートの勝利はともに不可避である」と宣言している（『マルクス・エンゲルス全集第四巻』大月書店、四八七頁）。日本共産党の旧綱領（一九六一年）には、「大局的に世界史の発展方向として、帝国主義の滅亡と社会主義の勝利は不可避である」と書かれていた（ここで「帝国主義」とは、レーニンにならって「独占段階の資本主義」を意味しており、資本主

義と言い換えてよい。ちなみに二〇〇四年の新綱領では、侵略性を体系的に有する資本主義だけを「帝国主義」と呼ぶことに変わった。しかし新綱領では、「帝国主義・資本主義を乗り越え、社会主義に前進することは、大局的には歴史の不可避的な発展方向である」と変わった。社会主義に「前進」することは不可避だが、「勝利」することまでは「不可避の方向」とは言えないかのようである。共産主義は到達すべき目標ではなく、それに至る運動・過程だと主張した修正主義者ベルンシュタインの思想の復活のようである。「社会主義の勝利が歴史法則だ」といった居丈高な表現を回避するだけ謙虚になったかのようでもあるが、本心は変わらないのではないだろうか。いずれにしても、「不可避の方向」などと客観的な法則性を匂わす表現ではなく、自分たちは「社会主義の実現をめざす」というように、主体の決意を示す方がいいのではないだろうか。

とはいえ、今述べたのは政党の文書であるから、一定の世界観、イデオロギーを掲げることは不思議ではない。しかし研究者は、特定の世界観をア priori な前提として、そこから演繹的に社会現象を説明するということではない。『資本主義の崩壊と社会主義の到来の必然性』という歴史法則なるものは、決して論証されたことではないし、論証不可能である。一般に法則は、帰納的方法が演繹的方法によつて導き出される。あるいは具体的事例から、一般的法則性を抽象することもありうる。かつては一六の社会主義国が存在したが、そのほとんどは資本主義の内部矛盾から生まれた社会主義とは言えなかったし、またその多くは崩壊したから、帰納的方法では先の歴史法則は証明できない。では演繹的方法で証明できるだろうか。マルクス主義者は、マルクスの『資本論』はそれを証明したと主張し、そこからまた自らの主張を演繹していた。確かにマルクスは、社会学者というよりも革命家であったから、単に資本主義の運動法則とその内部矛盾を明らかにするだけでなく、社会主義的変革の必然性を説き、またそのための実践行動を行った。しかし、この後半部分は、革命家マルクスの実践的意図を表明したものであって、それを歴史法則として学問的に証明したわけではないし、そんなことができるはずがない。マルクスの

学説の中から、この実践的意欲を示した部分を捨象すれば、マルクス説は優れた社会科学として成立する。宇野弘蔵氏はそのことを強調し、マルクスの経済学を独自に再構成した優れた社会学者であった（氏は、ケインズ経済学といった呼称と同じような意味で自らの経済学を「マルクス経済学」と称したが、マルクス「主義」経済学という表現を峻拒した）。氏の考え方に私も同感する。

藤田教授もまた、資本主義から社会主義への歴史の発展を信じている人である。教授は、自らの属する民主主義法学の特徴として、「歴史の発展の客観的合法性を承認し、・・・」とか、「私たちのアプローチは、歴史の発展の合法性に依存するものであり、・・・」と述べている（「七〇年代における民主主義法学の課題」（『法学セミナー』一九七二年四月、八四―八五頁）。ここでの歴史の発展法則なるものが、資本主義から社会主義への流れを意味していることは明らかである。教授は、「国家独占資本主義は、まさにその危機段階に対応する資本主義のあり方で、しかも危機をいっそう激化する。つまり、そこに資本主義の没落の必然性が示されている：」（シンポジウム「マルクス主義と法律学」、『法律時報』三九卷一三号、一〇八頁）といった発言も繰り返している。しかしこれらは、単なる自己の思想表明、主観的願望にすぎない。

同教授は、別の場所で次のように言う。「『資本主義法と社会主義法』について論ずる場合、科学的認識にとつておそらく第一義的な課題は、前者から後者への法の歴史的類型の『移行』（欧米の一部の法学者が言うような、それらの『総合』や『混合』ではなく）の合法性の認識である、と言うべきであろう」（『資本主義法と社会主義法』、中川善之助監修『現代法学事典』2、三八〇頁）。括弧の中に書いてあるのは、当時一部で主張されていた「収斂理論」（資本主義は社会保障制度など社会主義的要素を取り入れ、社会主義は自由化・民主化を進め、いずれ両者は一つの体制に収斂していくだろうという予想）のことを指している。ここでは非常に明確に、両者の法体系の比較学の課題が、資本主義法から社会主義法への移行の法則性の認識として語られている。

歴史の発展にも一定の法則性はあるであろうが、繰り返しになるが、資本主義から社会主義への転換という命題は決して「法則」として学問的に論証できる性格のものではない。できるというのであれば是非それを証明して欲しいものであるが、この法則を説く人々は、アプリオリにそれを前提しているだけで、決してそれを論証しようとはしない。現実には逆に、社会主義から資本主義への転換という現象も生じたのである。

資本主義に解決不可能な根本的矛盾があるとしても、そこから社会主義革命の必然性が引き出されるわけではない。矛盾があるとしても、それは必ず止揚されるとは限らない。適切な例えでないことを承知の上で言えば、野生動物の世界では肉食動物と草食動物の間には根本的な矛盾がある。前者は後者なしには生存しえないが、その逆は真ではない。この意味では、肉食動物は資本家階級に、草食動物は労働者階級に対応している。しかしこの矛盾は必然的に止揚されるはずだなどと言う人はいないであろう。両者の対立は、半永久的に続くのではないか。人類もまた資本主義の矛盾を抱えたまま、近い将来か遠い将来かは知らないが、その歴史を閉じることになるかも知れない。あるいはもしなんらかの新しい体制に取って代わられるとしても、それはそれで新たな根本的矛盾を抱えた体制に違いない（社会主義のように）のである。

藤田教授の一九八六年の『概説ソビエト法』は、ベレストロイカが始まり、ソ連が崩壊への道を歩み始めた時期の著作であるが、いざれ世界が社会主義への道を進むことを当然の前提とした表現が目立つ。「世界史」として普遍的な経過点であるプロレタリア革命」（はしがき）、「ソ連型社会主義体制は、社会システムとしての社会主義の世界史的な生成・展開過程の初期段階」（三四頁）、「社会システムとしての社会主義の世界史的生成・展開の初期段階において最初に社会主義変革の道に入ったロシア革命の展開」（五二頁）など。

ソ連崩壊後も、藤田教授は、社会発展の「普遍的法則性」について次のように語っている。「法則性などというものがともと間違いで、人間が科学によって人間の運命を左右できるように錯覚したから、ロシア革命などという

ものができて、人びとが苦しんだ」という説（私はこの説はかなり正しいと思う）が多いことを紹介しつつ、「でもそれはおかしいことで、私たちのように戦争を体験した世代にとつては、なんであの戦争が予見できなくてこんな悲惨な目にあつたのかという、科学的見地がなかったということを感じたものです」と述べている（『社会主義研究の新たな視点と課題（下）』、『経済』一九九六年六月、一一六頁）。二〇〇九年に新しく成立した日本の民主党政府の国会の答弁では、「あなた方に言われたくない」というのが流行っている。自民党が財政問題について詰問しても、財政を悪化させたのは歴代の自民党政府ではないかというのである。ソ連について「科学的見地」の欠如ぶりを露呈した藤田教授にも、このようには言われたくないという気になる。軍国主義時代の日本もひどかったが、スターリンのソ連には及ばない。マルクス主義の「科学的見地」なるものがドグマ化されると、いかに危険であるかを歴史は示したのである。

藤田教授の言う「あの戦争が予見できなくて」というのは、どういう意味がよく分からないが、「日本の敗戦という結果を予見できなくて」という意味であろうか。しかし日本が戦争に突入したのは、科学的見地が欠けていたからでは必ずしもなからう。当時の戦争指導者の多くも、戦争で日本が勝てないことは分かっていたのではない。分かっているにもかかわらず、愚かにも戦争に追い込まれることはある。あるいはわずかも勝利の可能性があれば、愚かにもそれに賭けるということもある。当時の戦争指導者を弁護しているのではない。人間も社会も、損得勘定や有利・不利といった表面的な合理的な計算だけで動くものではなく、その行動が、時には理想主義的で利他的な友愛精神によって動機づけられる（それがなければ社会主義革命は成功しないだろう）こともあれば、深いどろどろとした暗い情念によって突き動かされることもある。後者は、スターリン時代の共産主義者にもみられるし、自爆テロ攻撃を行うイスラム原理主義者にもあるのではない。戦後、日本海軍の幹部達が行った反省会なるものの録音テープの一部が、最近テレビで放送されたが、それによると、例えば、「膨大な予算を使っていた以上、戦争できませ

んとは言えなかった」という趣旨の発言もあった。このような、日常的な政治や企業活動の世界でもしばしばみられそうな些細でばかばかしいとも思える原因が積み重なって戦争に導くこともある。「科学的見地」なるものは、このような事実も考慮に入れたより高い次元のものでなければならぬと言いたただけである。

さて私が研究生活を始めた一九六〇年代半ば以降は、熱烈なソ連支持者は少なくなっていた。多くの研究者は多かれ少なかれ、ソ連の個々の否定的現実について語っていた。にもかかわらず、なぜ彼らはソ連を体系的に批判せず、ソ連を社会主義として認め続けていたのか、私は不思議に思っていた。私はそれを、政治的思惑（ソ連批判は社会主義のイメージを悪くし、日本の社会主義運動にマイナスの影響を及ぼす）によるものと推測していた。それは部分的には当たっていたろう。しかし当時（それよりずっと以前からではあるが）は、ソ連など社会主義諸国の内部事情のひどさは国内でもよく知られており、ソ連を肯定するよりも批判する方が、国内の運動にプラスになるはずであったから、マルクス主義者達の態度にはやはり理解できないものがあつた。自分の不明さを恥じるが、ソ連崩壊前後のマルクス主義者の言説を聞いて初めて知ったのであるが、歴史の法則性を信じる彼らは、ソ連が社会主義の復元力を以て正しい道に戻る可能性を信じていたらしいのである。このことは、私には真実驚きであつた。そこまで歴史を見る目が曇っていたのかと。

この点に関連して、私が重要と思うのは、藤田教授の次のような特徴的な主張である（これは弁証法の論理の箇所でも取り上げるべきであろうが、便宜的にここで述べる）。教授は、ソ連の代表民主制の欠陥について、「社会主義体制はその問題の解決の可能性を本来的にもっているはずである」（『社会主義社会論』一九八〇年、一五二頁）と述べ、また社会主義社会の官僚主義の問題について、「それを生ぜしめる矛盾的な社会的構造は、同時に、その克服の前提条件をも含んでいる」（同書一六四頁）と述べている。別の論文には、もっと明確な次のような表現もある。社会主義的所有が国家管理形態をとるのは過渡的な現象であり、なお問題を残している。その解決は、「最

終的には、社会主義的所有・労働の成熟と発展、共産主義的なそれへの転化の客観的法則に依存する」が、「それがいかに未成熟の段階であつても、社会主義的所有は、国家管理形態の『問題』性^{II}矛盾の解決形態をも、同時に、不可避免的につくりだす」というのである（『社会主義のもとでの所有・労働・民主主義』、『科学と思想』一九七三年、八号、一二二—一二三頁）。

社会主義はその基礎ができておれば、後は自動的にうまくいくかのである。もし欠陥や問題点が存在しても、それを克服する条件はすでに存在し、解決形態も同時に生みだしていくのである。「共産主義的なそれへの転化の客観的法則」というのも、驚くべき主張である。これは、後に論じるように、ソ連社会主義崩壊の原因とも関連して重要な論点である。ソ連崩壊後藤田教授は、所有の社会化が形式的なもの（官僚主義的に歪められた国家的所有）に留まっていたことを、ソ連「社会主義」の限界として重視するのであるが、ここでの記述をみると、国家的所有の問題点は自動的に解決されそうな気がするし、「いかに未熟なもの」であつても、共産主義的なそれへと転化する客観的法則があるというのである。

同じような考え方は、藤田教授の論文「現代ソビエト社会と法」にもみられる。教授は、ソ連に残存している人民権力の官僚主義的歪曲などの問題点を認めつつ、「解決されるべき課題は多々ある。だが、上述の人民主権原理と生産手段の社会化という基礎条件は、やはりこれらの課題の解決の最終的保障となっている」と述べている（『現代ソビエト社会と法』、川島武宜編『法社会学講座一〇巻』一九七三年、一五〇頁）。ソ連では人民主権（労働者の権力）と生産手段の国有化がなされているから、これさえあればさまざまな問題点はすべて最終的には解決可能であるというのである。前項でも紹介したように、一九八三年の論文では、「社会主義的財産制度のもとでの自由と平等の問題」は、「生産手段の所有者と無所有者との根本的利益対立の解消」が達成されている以上、「問題解決の大前提は獲得されている」と述べていた（『社会主義と財産』、岩波講座『基本法学3—財産』、一九八三年、七四頁）。

このような思考からすれば、ソ連社会主義が失敗する可能性は既に排除されており、その崩壊が信じられないのは当然であろう。

これらの論文、特に、「社会主義のもとでの所有・労働・民主主義」(『科学と思想』一九七三年、八号)を読んで感じる印象は、「緻密な空理空論」ということである。この論文では、実に緻密な論理によって社会主義の内部構造が説明されている。それは純粹な社会主義、理念上の社会主義を想定しつつも、現実のソ連などにも対応しているかのように論じられているのであるが、しかしそれは、現実の社会主義とはあまりにもかけ離れているのである。いかに緻密で用意周到な論理を積み重ねても、具体的に生きる人間の現実的な状況とあまりにかけ離れていては、全くの理論倒れというしかない。「緻密な空理空論」という印象は、藤田論文全般に感じられる特徴である。

さて一九八七年の論文「現存社会主義体制の歴史的位罫」(『権威的秩序と国家』)では、前に少し述べたように、ソ連の内部改革は困難だとし、資本主義諸国の民主主義的変革(社会主義につながるそれ)によるインパクトによって、社会主義諸国の改革を実現するという戦略になっている(先に引用した社会主義の問題解決能力について語っている一九八〇年の『社会主義社会論』第五章にすでにその萌芽がある)。ということは、社会主義は、その問題を自ら解決する能力をもっているという思考が、誤っていたことを物語っているのである。ついでに言えば、先進資本主義諸国の変革によってソ連の改革を図るというのも、全くリアリティを欠いている。仮に西欧諸国に社会主義(社会主義志向の民主主義政権でも同じ)が誕生するとすれば、それとソ連社会主義の対立は熾烈なものとなるう、という予想の方がはるかに現実味がある。かつての中ソ間の激しい論争のように、近親憎悪というのか、イデオロギーで固まった社会主義国同士の間には、極めて深刻になる傾向が強いのである。

ソ連崩壊後、このような教授の当たらなかった予想(自動的解決論)は、過去形で語られている。ロシア革命後、質的に新しい文明としての社会主義社会を形成するための社会的主体が欠けていたが、「この道」(社会主義建設の

道」は、そうした立ち後れを克服する可能性をもつ道であると期待されたのであった。「期待された」と受身形で表現されているが、期待したのは藤田教授自身であろう。続いて言う。「形成されるはずの新しい客観的社会関係は、それ自身の再生産の中で、その担い手を新たに作りださずにはおかenないはずであった」（九九年著作四八六頁）。しかし現実にはそのようにはならなかったのである。先のような法則観、社会主義の弁証法的発展観が間違っていたことが実証されたわけである。

しかし、新しい社会主義の展望について、藤田教授はやはり弁証法的な歴史の発展法則観に立っている。次のように言う。「自由・民主主義・社会主義の歴史は、つねに現実の葛藤の中から次の新しい地平が拓かれ、そうしてまた、そこに孕まれる矛盾とそれをめぐる新しい葛藤の中から次の新しい地平が拓かれる、というように進んだ」（二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学）、『法の科学』二〇号、一九九二年、一三〇頁）。藤田教授によれば、社会主義の問題性は、やはりそれ自身解決の方法と主体をつくり出すのであり、第二段階の社会主義の崩壊は、新たに第三段階の社会主義を必然化させる。歴史の客観的法則性は、崩壊した社会主義をもアンチテーゼとしつつ、さまざまなジグザグを経ながらも、これからも弁証法的に、社会主義に向かって着実に前進していくというわけである。その間踏み台となった何億という民衆の痛みは、省みられることはないのである。

さて社会主義発展の必然性という認識に関連して、藤田教授の文章に見られる「・・・はず」の論理にも触れておこう。「・・・するはず」とは言えないようなところで、教授はしばしば「・・・するはず」と言う。先に引用した「社会主義体制はその問題の解決の可能性を本来的にもっているはずである」という文章もそうである。ソ連では、言論規制をしなくても、「言論には言論」、「思想には思想」の闘いで、「イデオロギー闘争における勝利が確保されないはずはないのである」という文章もある（同書二〇二頁）。ソ連崩壊後も、「新しい社会主義への道を求める社会的主体は再生するであろう。・・・それ（社会的主体）はそれでまた、自由と民主主義の追求の道程で生

じるはずである」と語っている（『八月政変の歴史的文脈』、『ソビエト研究』七号、一九九二年、七一頁）。

ソ連では、一九六〇年代の終わりに「人権」概念が復活する。それに関連して藤田教授は、「社会主義こそが自由と人権の全面的実現の客観的可能性を創出するという立場からするこうした人権概念の積極的位置づけは、現存の『市民の権利』体系の評価・批判基準として重要な意義を担いうるはずである」と述べている（ソ連における自由権思想の史的展開」、藤田編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年、二八頁）。ここでも「はず」とあるが、実際にはそうはならなかった。人権概念は、「ソ連でも人権を保障すべきだ」という現状批判の原理としてよりも、「ソ連では人権が保障されている」ことを合理的に説明するための根拠として利用するために復活したのである（拙稿「ポスト社会主義社会における人権概念の受容」、『神戸法学雑誌』第四七卷第一号、第二章参照）。

また別の論文では、ソ連では「ソビエト市民の個人としての自由および権利の全面的発展」（ソ連共産党綱領の文章）がますます強調され、個人の問題が各分野の学問でメイン・テーマの一つになりつつあるとし、「それは、自由を権利として確保するための法律手続の発展にもつながるをえないであろう」と述べている（『社会主義と自由の問題』、『科学と思想』第一五号、一九七五年、五七頁）。ここでは「はず」の語が使われているわけではないが、同じような論理である。ソ連の現実に裏切られ続けながらも、なぜか教授は楽天的に、社会主義は当然よくなっていく「はず」だと考えていたのである。

このような歴史法則論からすると、社会の客観的な構造や過程が重視され、社会・歴史を形成するその主体の役割は過小評価される。藤田教授にはその傾向が顕著であり、客観的過程の担い手たる主体自身も、客観的過程自体が作り出すと考えるのである。現実の社会主義社会に欠陥があっても、客観的過程自体がその是正の必然性の認識とその主体を生み出すというわけである。教授は、「社会主義変革のリーダー」の果たす役割も、「リーダー」というものがどのような諸条件のもとでつくられてくるのか、それがさまざまな矛盾対立のなかでどのような機能を果た

すことになるのか、そういうことの分析、つまり客観的な過程・構造の問題としても扱えるのです」という。そして「自分が客観的な構造のほうに常に著しく傾くという感じは依然としてあるんですね」と自認している（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七巻第五号、三六三頁）。

ソ連崩壊後、藤田教授は、従来の考え方を反省したのか、「主体」の重要性を主張し始める（二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」、『法の科学』二〇号、一九九二年、一二四頁）。「この国（ソ連）では自由と民主主義の社会主義的發展の主体的担い手が成長を妨げられていた」（一九九年著作四八五頁）とか、ペレストロイカにについても、その変革の主体的担い手が欠如していたという（朝日新聞企画報道室編『どうみる社会主義のゆくえ』、一九九二年、一九三頁）。ではどうすれば主体は形成されるのか。ソ連・東欧の社会主義崩壊後の新しい第三段階の社会主義への道を求める「社会的主体」は、藤田教授によれば、先にも引用した箇所であるが、「それはそれでまた、自由と民主主義の追求の道程で生じるはずである」という（『八月政変の歴史的文脈』、『ソビエト研究』七号、一九九二年、七一頁）。新しい自由と民主主義の運動の主体的担い手が必要なのに、それは自由と民主主義の運動の中から生まれるという。

これは循環論法の罠に陥っており、出口はない。一般に、社会主義革命を必然とする歴史法則論と、目覚めた主体による革命の遂行論（前衛党論と言ってよいであろう）は、マルクス主義思想の矛盾する二つの側面である。それは、マルクスとレーニンの思想の差に対応しているとも言えるかもしれない。スターリンは歴史法則を無視して主体の力で強引に第二革命を遂行したが、藤田教授は、それがかえって社会主義前進の主体の芽を摘み取ったとも語っている。「主体」の重視と言っても、全体としてはやはり歴史法則や客観的な構造をより重く見る立場なのであろう。^③ そのような客観主義的な立場と、マルクス主義者の言う「理論と実践の統一」という原則は馴染みにくい^④が、その問題は次項で扱う。

さて、このような歴史観をもつ正統派のマルクス主義者は、一般に教条的であるが、とりわけ藤田教授は、原理主義的なマルクス主義者である。そのことについては本章の各所で窺えると思うが、ここでは、別の箇所を取り上げていない例をいくつかあげよう。

例えば、マルクス主義の古典家は、共産主義下における「国家と法の死滅」について語った。しかし、そのような状態が出現することはいえぬ（先にみたような逆説的な意味でなければ）。階級対立が止揚されても、分業関係は永遠に続き、発展するから、人類が衰退過程に入って原始共産制の社会の対極をなす終末期共産主義社会に至るまで国家は必ず残る。仮に国民国家が止揚されても、その代わり世界国家が誕生するだけである。私は、マルクス主義者といえども、本気で国家と法が死滅すると考えているとは思っていなかった。原理主義的なキリスト教徒の中には、いまでも進化論を受け容れない人（私自身も、ダーウィンの進化論には未だ懐疑的であるが）や、処女マリアがイエスを懐胎したと本気で信じている人がかなりいるかもしれないが、共産主義と「国家と法の死滅」論も、科学ではなく信仰の世界である。しかし藤田教授の著作を読むと、同教授は、本気でそう考えているようである（『社会主義社会論』東京大学出版会、一九八〇年、一三三、一三五—一三六頁、「社会体制と法」、潮見俊隆編『社会学講座9法社会学』東京大学出版会、一九七四年、九七頁など）。かつて沼田稻次郎氏は、『法と国家の死滅』（法律文化社、一九五一年）を著し、本気で死滅論を論じていたが、他のマルクス主義者も同じなのであろうか。

犯罪の原因についても、藤田教授の考え方は、原理主義的である。同教授によれば、社会主義社会における「犯罪現象の一般的基礎は、労働に応ずる分配の原則（事実上の不平等）、商品・貨幣関係の存在、旧社会から引きついだ社会的分業の残存と不可分である」という（『現代ソビエト社会と法』、川島武宜編『法社会学講座一〇巻』、一九七三年、一四六頁）。これらに加えてその社会の特殊歴史的諸条件―例えばロシア社会の前近代性といったもの―も犯罪の基礎になるという。後者については別に問題はない（ただしソ連では、犯罪の原因が専らこの後者に

よって説明されていたが、それは正しくない）。前者は、高次の共産主義の下では止揚されるはずのものであり、そこでは犯罪発生基礎はなくなることになる。しかし労働に応ずる分配の原則（事実上の不平等）等が社会主義下の犯罪の基礎というのは、風が吹けば桶屋が儲かる式の論理でなければ、説明できないであろう。なお社会主義の下では性犯罪が発生する土壌はない、とマルクス主義者（その一部かもしれないが）が考えているらしいことについては、第一章（第一節第三項）で紹介した。

犯罪には、前にもみた性犯罪のように、体制原理と余り関係がないものもあるし、殺人・傷害など、ソ連で「人身的（個人的）犯罪」と呼ばれていた古典的犯罪は皆同じであろう。交通事故などの過失犯罪も同じである。財産犯罪などには、体制の相違が表れうる。例えば社会主義社会では詐欺は少ない。他方で窃盗は多いが、その場合、社会主義財産窃盗（ソ連の刑法では個人財産の窃盗とは類型的に区別されていた）が多いのは、社会主義社会の特徴であろう。国有企業やコルホーズの物資を勝手に持ち帰るのであるが、共同財産なので罪の意識も薄く、軽い気持で盗むのである。

その他社会主義社会が固有に生み出す犯罪も多い。市場原理が機能しない社会主義の下では、生産物はおしなべて不良品であるから、ソ連では「不良品出荷罪」といった犯罪類型が設けられていた。個人的な商売行為は、不労所得を得る行為であり、「投機罪」という犯罪であった。私的所有は廃止され、生産手段は国有であるが、それは事実上無所有と同じで誰も大事にせず、不経済行為（国有財産の無駄遣い、消失等）が蔓延していた。官僚機構は膨大化し、職権濫用、贈収賄、文書偽造（過小申告・水増報告）事件も多い。社会主義社会は「大きな政府」の極致で、なにかと規制の多い社会（例えば住民の移動を規制するための国内パスポート制度とか、あちらこちら写真撮ってはいけない場所があるとか）であるから、それに反すると犯罪になる。これらの中にはソ連特有のものもあるが、社会主義に共通するものも多い。犯罪の直接の「原因」ではなく「一般的基礎」として、「労働

に応ずる分配の原則（事実上の不平等）」等々をあげるのは、あまりにも現実離れしているのではないだろうか。

社会主義の下では民主主義や人権は必然的に抑圧される、と私は考えるが、マルクス主義者はそれを認めないばかりでなく、逆に、社会主義の下でこそそれらは発展するという。この問題についてはすでに論じた点もあるし、またこれからも論じる。ここで「原理主義的」把握として取り上げるのは、唯物論的な視点からの人権論や民主主義論についてである。藤田教授は、「社会主義と自由」と題する論文で、「・・・人間的自由の歴史的内容は、『社会諸関係の総体』、なかんずく物質的生活の生産様式によって規定されるといわなければならない」として、「労働と自由」の問題、すなわち「搾取からの自由」の問題から説きおこしている（『科学と思想』一五号、一九七五年、四七頁）。そして「言論・出版の自由」は「労働者の共同所有者たる地位にもとづく共同決定への参加を可能にし、『労働の権利』の体系の真の実現を保障する重要な権利である」と位置づけられている（同誌五三頁）。これは、前に紹介した栗田説（資本主義社会の言論等の自由を「搾取の自由」を保障するための権利と説く。第一章第三節第二項参照）の裏返しであるが、これでは「言論・出版の自由」は、その大きな政治的意義、精神的・文化的意義を失ってしまう。

藤田教授は、先の「現代ソビエト社会と法」と題する論文でも、「私的所有を廃絶したこの社会の『市民の基本的権利・義務』体系の核心は、労働の権利、労働主体が生産と分配の管理に参加する権利、彼らの人間としての精神的・肉体的能力の全面的伸張のための諸条件を保障される権利である」と述べている（『現代ソビエト社会と法』、川島武宜編『法社会学講座一〇巻』、一九七三年、一四九頁）。これ自体はソ連では常識的な見方であるが、いわゆる政治的・精神的自由については何も述べていない。権利といえどまず労働現場に関わる権利とされ、それが言論の自由、思想の自由等を軽視する原因となっている。同じことは民主主義についても言える。藤田教授は、後述のように、「社会主義のもとでの所有・労働民主主義」という論文の中で、国家的所有の管理にいかん労働者が関わ

ていくかという視点から民主主義の問題を説いており、それが民主主義の本質の問題だと述べている。これでは、政治的民主主義の重要性が失われてしまう。

このように、原理主義的に社会主義の問題を捉えていくと、政治的・精神的な自由の問題や、政治的民主主義の問題は、自ずからその意義が失われてしまうのである。このことは、後述するように、実は藤田教授が、第二段階の社会主義の問題点として、ソ連崩壊後に指摘することになるのであるが、教授自身、もともと社会主義下の政治的な自由や民主主義の問題については、あまり関心をもっていなかったことを示しているのである。

ソ連崩壊後、藤田教授は、後にも引用することになるが、社会主義の方向で「現代の資本主義の危機を打開するほかはない。人類史の発展法則そのものによって、そういう方向が方向づけられているのではないかと考えています」と述べている（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年五月、三四頁）。これは、社会科学的な認識ではなく、超社会科学的な運命論という外はない。⁽³⁾

（1）別稿（本稿第二章第二節に収録）で私は、藤田教授の文章には、「はず」の論理とともに、受け身表現が多いことも指摘した。その場合の主語は、「歴史法則」、「歴史の理性」といったものではないか、あるいは主体は藤田教授自身なのかと書いたが、今は、多くの場合主体は教授自身なのだと思う。例えば、後述の『社会主義的所有と契約』（一九五七年）の「はしがき」には、「ただ本稿の目的からして、歴史的発展過程そのものの具体的叙述は将来に予定されるのであるかぎり、ここでは歴史叙述が最小限に抑えられ・・・」という記述がある。この「将来に予定される」というのは、誰か他人が予定しているのかというと、そうではない。教授自身が予定しているのである。「抑えられ」というのも、「抑える」のは教授自身である。また次の場合はどうか。『ソビエト型社会Ⅱ政治体制』あるいは『権威主義体制』というものの構造、その成立過程はこれまで十分解明されていたのかといえ、実はそうではない。それはなお仮説の提示と

いうところに留まっております、本格的分析が待たれているのである」(「ペレストロイカの理論的イムパクト」、『ソビエト研究所ビュレティン』五号、一九八九年、三頁)。ここには二カ所受身形が出てくるが、前者の主体は研究者一般ではなく、文脈からして藤田教授自身である。後者はどうか。分析するのは藤田教授であるから、待っているのは「真実」または読者ということになるのであろうか。このような受け身表現が多いのはやはり偶然ではなく、教授の客観主義的傾向と関係がある。教授自身の主体性は、客観的過程に埋没しているような印象を受ける。また、蛇足ながら、『社会主義的所有と契約』(一九五七年)では、論文を著した主体は、「われわれ」と、複数形で表記されている。序章の最初の部分には、「われわれは、この『全人民的所有の運動形態としての』計画契約を、・・・特殊歴史的範疇として把握する」と書かれているように。このような表記は初期のものに多いが、後にも、例えばソ連崩壊後の一九九九年の著作には、「われわれがロシア革命を早期社会主義革命として位置づけるのは」云々といった表現がある。かつてマルクス主義者の著作では、この「われわれ」表記が多かった。ここまでに引用してきた他の論者の文章にもかなり登場している。共同で集团的に研究するというスタイルを反映しているのであろうか。もちろんマルクス主義者以外にもそのような例はあるし、読者を含めて「われわれ」と言う場合もあるであろう。私自身は、「われわれ」という集団主義的発想には大いに違和感がある。「私」の主体性を、しっかりと表現して欲しいものである。

(2) 「主体」という言葉に、私は戦後哲学界の「主体性論争」を思い出す。そこではマルクス主義の唯物論は、人間の主体性を社会構造に埋没させてしまおうのではないかといったことが論点の一つとなっていた。この論争は私の頭の隅に残っていたが、アメリカ社会を体験したとき、今や常識だとはいえ、アメリカ人の主体性の強さに驚いた。一人一人自立の精神が強く、自己主張をしっかり行う。この主体性は、自由で激しい競争社会がつくりだしたに違いないが、それはまた子供の教育のあり方も大きく関わっている(この点について、今井康夫『アメリカ人と日本人』創流出版、一九九〇年、は日米の教科書を比較した好著)。他方でソ連人ほど主体性の乏しい人間は、少ないのではないか。ソ連

のように、自ら判断し、決定し、自ら行動することの許される範囲が狭い国では、自立的主体が生まれるはずがない。エリート達を除けば、ソ連人は、個人としては意外なほど素朴で従順な人が多かった。ただ彼らも、われわれの接する店員や事務員としては、つまり労働の場では極めて横暴で意地悪であった。つまり組織の一員としては、「虎の威を借りる狐」なのか、傲慢で威張っているが、個人としては弱々しかったのである。そのような社会では、革命や戦争時のような集団的熱狂がなければ、社会主義建設の主体が育つはずがないのである。なお第二章第二節の注（一）参照。

（3） 研究生活の初期を振り返って、後に藤田教授は「歴史の理性」という言葉を使っている。マルクス主義の言う「理論と実践の結合」について、個々の研究主体が直接結合するのではなく、「いわば歴史の理性としてそれは結合されているという理解の仕方をしていた」というのである（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三三四頁）。個々の研究者が直接実践行動をとるわけではなく、正しい研究は、人々を実践行動へと導くといった意味合いである。「歴史の理性」という言い方も、何か運命論的である。

（三）理論・実践の結合と「配慮法学」

マルクス主義者の社会科学方法論は、理論と実践、認識と価値判断、科学性と党派性（階級性）の統一を説く。日本のマルクス主義法学者を総動員して一九七六年から一九八〇年にかけて刊行された『マルクス主義法学講座』全八巻の「刊行のことば」は、刊行の理由の一つを、マルクス主義法学は「法の科学的研究と法的実践を正しく統一する唯一の法学」であり、「戦後二十数年の階級闘争の歴史における国民の豊富な実践運動の経験の理論的総括が、こんにち可能かつ必然となっている」からだと説明している。

理論と「実践」という場合の「実践」には、政治活動に積極的にかかわる場合もあれば、部分的にかかわる場合、理論活動自体が実践の意味をもっている場合など、さまざまなレベルがある。前項の註（3）で紹介したように、

初期の藤田教授は、理論と実践の結合は、個々の研究主体において行われるのではなく、「歴史の理性」として結合される、と述べていた。これは、いま述べた、理論活動自体が実践的意味をもつ場合であり、実践的目的意識に基づく研究が人々に影響を与え、人々を実践へと導いていくというレベルの理論と実践の結合方法である。いずれにしるこれらの実践は、社会主義革命の実現（当面は民主的変革などの課題を掲げるであろうが）という問題意識をもっている。そのような問題意識をもって行われる理論活動は、社会科学を大いに歪める危険性が高い。実際マルクス主義者は、そのような問題意識のため、実践的目的のために事実を歪曲したり、あるいは主観的願望をもって社会科学の認識に代えてきた。そのため彼らの社会主義論も、大きな誤りを犯してきたのである。

わが国のソビエト法研究の草分け山之内一郎氏は、その著『社会主義国家の法（上・下）』（一九五〇年）の「はしがき」で、「ソヴェト法を研究しようとする人は、．．．まず第一に、われわれは、何のために、何に役立てるために、学問をするかということについて、はっきりした意識をもつことである。言葉をかえるならば、『誰が誰を』の問題である。もしそうでなかったならば、われわれの研究は歴史の歯車を逆にまわす結果にならないと誰が保障しえられよう」（原文のママ）と述べている。この文章を藤田教授は引用し、それを自己流に解釈しつつ自分の研究を始めたと述べている（『社会主義経済研究』第六号、一九八六年、二頁）。

この引用文にある「誰が誰を」（ロシア語で「クトー・カヴォー」）という言葉は、ソ連あるいはマルクス主義の研究者以外には馴染みのない言葉であろう。それは、階級原理に基づくダブル・スタンダードを用いることを意味する。同じ行為であっても、ブルジョア階級の利益になることは悪、プロレタリア階級の利益に適えば善とする思考方法である。この言葉は、レーニン、スターリン時代のソ連の文献には頻繁に登場した。例えば言論抑圧についても、ブルジョアジーがプロレタリアートを抑圧するのは許されないが、プロレタリアートがブルジョアジーを抑圧するのは、「誰が誰を」の原則からして正当化されたのである。アメリカ帝国主義の核実験は許されないが、ソ

連のそれは防衛的なもので許される、といった論理にもなるわけである。このようなプリミティブな思考は、現在でもマルクス主義者においては払拭されてはいない。というより階級原理は、まさにマルクス主義者の思考の原点であり、彼らはそれに依拠して研究し、且つ実践しているのである。

理論と実践の関係の問題に関連して、「輸入法学」論争についても簡単に触れておこう。これは法学の「輸入」をめぐる問題にとどまらず、ソビエト法研究をいかに日本社会における実践（理論活動を含む）と結びつけるかをめぐる論争でもあった。かつて長谷川正安氏は、先の山之内一郎氏の研究等を念頭におきつつ、それを輸入法学と批判した（『マルクス主義法学入門』理論社、一九五二年、一二頁）。確かに山之内一郎氏の研究は、ソ連国内の研究や主張を客観的に紹介するというよりも、それをそのまま自分自身の見解として全面的に受け容れたうえで反復するような内容となっていた。ソ連国内で主張が変わると、慌てて自らも主張を変更するというみっともないことになっていた。パシュカーニス時代にはその法理論を自信をもって絶賛し、彼がソ連で否定されると、これまた当然という顔をして批判するというように。

この長谷川氏の批判に対して、柳春生氏が反論している。同氏は、「わが国の社会科学全般におけるマルクス主義の理論水準が、究極において、ソ同盟科学アカデミーのそれに到達するほどに高まる必要があるかならうか」とし、「わが国のマルクス主義法学の理論水準がソ同盟法学界の理論水準に及んでいないことを洞察されているからこそ」、山之内教授は、ソ連理論の紹介に努めたのだとその研究スタイルを肯定している（『ヴィシンスキーの法の定義について』、『法政研究』第二〇巻第二四号、一九五三年、三六六頁）。柳氏のソ連崇拜には驚くが、山之内教授の研究も、先に述べたように、単なる紹介ではなく、これまたソ連の理論を崇拜するものであった。

この二人の論争に対して、藤田勇・木田純一両氏は、当時創刊された『ソヴェト法学』誌の巻頭論文で、やや違った視点からこの輸入法学論争に触れている。それによると、長谷川氏の批判は、それまでのソビエト法研究が「日

本の学界の問題意識」と結びついていないという点に向けられていた。それに対して柳春生氏は、ソビエト研究の欠陥は、「長谷川氏のいうように日本の学界の問題意識において対象が把握されなかったことにあるのではなく、日本の労働者階級の立場に立ち、その基本的な政治的要求に即して研究がなされなかった」ことにあるという（藤田勇・木田純一「日本におけるソヴェト法研究」、『ソヴェト法学』第一号、一九五五年、三頁）。

私から見ると、長谷川氏も柳氏も似たり寄ったりである。長谷川氏のいう「日本の学界の問題意識」も、日本の学界一般ではなく、日本社会の民主的変革を目指すという民科的学界が念頭にあるに違いないからである。ただ柳氏の「われわれは、ソ同盟の社会主義法学を研究するにあたって、この国の、不断に更新されてゆく新しい理論、見解、学説を追求し、そしてそれをわがものとしてゆく真摯な学問的態度を堅持しなければならないのである」（同誌七頁。柳論文、三六八頁）という文章には呆れる。この文章を引用した藤田・木田論文も、「この提案もおそらく正しいであろう。ただこれも内容を具体化してゆく必要がある」と述べている（同誌七頁）のである。全く「いたい学問を何と心得ている」、と一喝したい気分になる。

長谷川氏の批判を意識したのか、少し後に山之内氏は、ソビエト法研究と日本社会の実情を結びつけて次のように述べている。ソビエト法は「勤労者階級の法意識がすでに法にまで高められた」ものであり、それは「勤労者階級の法意識はかくあるべきことを指示しているから」、「・・・階級闘争、したがってまた権力闘争における勤労者階級のためのイデオロギー闘争の武器でもある。この意味においても、ソヴェト法の研究は、わが国の勤労者階級にとって実践的な意義を有するものといえる」（邦訳・ソ同盟科学アカデミー法研究所『国家と法の理論（上）』一九五四年、山之内序文、四頁）。

藤田教授も、理論と実践の関連性について、しばしば発言している。例えば一九七三年のある本の解題で、社会主義法研究は、「・・・マルクス主義法学の理論的諸課題（・・・）とのとりくみを基礎としながら、日本社会の

変革を展望する視点で、社会主義国家・法建設の歴史的諸経験の理論的分析に迫ったものの、でなければならぬであろう」という（法学文献選集『マルクス主義法学』学陽書房、一六頁）。ソビエト法はソビエト法として客観的に研究すればいいのであって、日本法の研究と別に結びつける必要はないし、況んや日本社会の変革の視点から研究するというのはほとんど意味不明である。意味があるとすれば、ソ連を美化して社会主義の宣伝を行い、日本における社会主義的変革を促すか、または、後に述べるような「配慮法学」を行って、ソ連の恥部を隠すということであろうか。

先に述べた輸入法学論争を整理して、後に小森田氏は、当時ソビエト法研究が日本の法学界の問題意識と結びついていなかった背景として、次のことを指摘している。当時わが国の法学界（といってもその一部であろうが）では、日本社会に根強く残存している前近代的なるものの批判・克服、さらに「逆コース」に対する民主主義的獲得物の擁護が主要な課題とされていたが、それと「ブルジョア法にたいするソビエト法の進歩性・優越性の強調を基調とするソビエト法学とのあいだには」接点を見いだすことが困難であったというのである（「戦後日本におけるソビエト法研究（二）」、『法律時報』五一巻一一号、一九七九年、一〇六頁）。

この「ソビエト法の優越性を強調するソビエト法学」という言葉は、私にとつては意外であった。先の輸入法学批判を行った長谷川正安・稲子恒夫両氏の論文「第二十回大会とソヴェト法学の転換そしてわれわれのソヴェト法研究」（『ソヴェト法学』第一巻第六号、一九五六年）にも、それまでの日本のソビエト法研究が、一方で資本主義法の反動性、階級性を抽象的に批判し、他方で「これとは逆にソヴェト法の優越性を宣言し、ソヴェト社会をあまりに美化してきた」という表現がある（同誌二八頁）。なるほど、例えば山之内一郎氏の「スターリン憲法の民主主義的基調」（『民主主義科学』創刊号、一九四六年）を読めば、確かにその傾向は明らかにある。しかし私自身は、このような政治宣伝的論文は、社会主義の優越性を論じているというよりも、反対に、共產主義者の劣等感を露骨

に表現しているだけにみえたし、ソ連を「美化」しているというよりも、なにか滑稽な冗談を語っているように感じられた。怪しげな新興宗教団体か何かの文章に似ており、ソ連と共産主義者をばかにする材料を与えているだけの恥ずかしい論文だと思っていた。しかし本人達は真剣だったのであろうから、いっそう悲劇的である。

藤田教授は、東大退職時の対談の中で、「日本の法学とのかかわりという問題はわれわれが常に悩んでいた点で、その点では私の場合は反省すべきことばかりなのですが、現存の社会主義法の体系分析から直ちに現存の資本主義法の批判基準を与えようといった発想ははるかに過去のものとなっています」と述べている（座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三六七頁）。マルクス主義法学者の間では、理論と実践の統一、ソビエト法研究と日本法研究（それに基づく実践）の統一といった問題意識があり、かつてはソ連の優れた法制度を社会主義の必然的帰結として論じることが、即日本の労働者抑圧的な法制度・法思想の理論的批判と実践につながると考えられていたのであろう。

さて、ソビエト研究に限らず、社会科学一般における理論と実践の関係について、藤田教授の次の所説は興味深い。論文「七〇年代における民主主義法学の課題」（『法学セミナー』一九七二年四月）には、教授自身も帰属する民主主義法学について、次のような記述がある。「民主主義法学とは、民主主義思想に基礎づけられた法学、あるいは民主主義思想によって法学を基礎づけようとする学問的営為であり、それゆえに、客観的にも主体的にも民主主義運動と結びつく性格をもつ法学である」（同論文八一頁）。ここでは一般的・抽象的に法学と民主主義運動の結合が説かれている。そして「私たちのアプローチは、歴史の発展の合法性に依存するものであり、それ故に科学的であり、そしてそれゆえにまた階級的であらざるをえません」（同論文八四頁）と続く。また民主主義法学の特徴として、「歴史の発展の客観的合法性を承認し、人間の社会的実践にみずからを結びつける科学的・合理的立場の法学である」（同論文八五頁）とも言つ。

さらに認識と実践の統一の必要性についての原理的説明として、『それが何であるか』についてのこの認識は、『それをどうするのか』という観点で絞り上げなければほんとうに具体的な認識にならない』（同論文八八頁）という。この説明は全く正しく、まさに私の言いたいことでもある。第一項でも述べたように、社会科学とは、本来この社会の物神的現象を人間性回復の視点から批判的に解明するものであるから、そのような実践的意思をもつことによってより鋭く対象に迫ることができるのである。しかし、既述のように、藤田教授自身は、対象が資本主義である場合と社会主義の場合を区別し、ソ連を研究するに際しては、それをどう変えるのかという観点から研究していたわけではない。そのためソ連社会の本質を、大いに見誤ることになるのである。

藤田教授はさらに、理論と実践の関係を日本法研究についても当てはめ、次のように言う。当時の日本の法思想の基本的な対抗関係を、一方で、安保体制の侵略的方向での再編に適合的な憲法の「改正」、戦後民主主義諸制度の改編、他方で「憲法と安保」の矛盾の人民的克服（具体的には、安保破棄、自衛隊の解散、生存権の保障、独占に対する統制等々）と捉え（同論文八四―八五頁）、教授は、後者の民主主義法学の立場に立つことを呼びかけている。しかしこのような一定の政治的イデオロギー的立場に立つことの呼びかけは、著者自身が批判している「政治主義的な、実用主義的な学問のねじまげ」（同論文八一頁）につながるのではないだろうか。そもそも次元の異なる「民主主義」という政治概念と、「法学」という学問を結びつけることが、根本的に間違っているのである。同論文には「統一戦線法学」という呆れた名称さえ登場する（藤田教授自身は、さすがにこのネーミングにはあまり賛成ではないように見受けられるが）が、驚くべき政治主義的発想である。

ペレストロイカの時期に藤田教授（当時日ソ協会理事長でもあった）は、日ソ友好運動に関連して、ペレストロイカを理解するためには、次のような立場が必要だという。「・・・自分自身の、自分の住んでいる地域の、私たちの生きている社会のより良い明日を目指して、さまざまな障碍をのりこえる共同の努力をしている、・・・そ

ういう立場に立つことによってではじめて、ソ連の国民がいま懸命にとりくんでいるペレストロイカの大事業をより深く理解することができるとしています」(「ペレストロイカと日ソ友好運動」、ソビエト研究所『ペレストロイカ』一九八七年、一四〇頁)。これは、ペレストロイカに希望を託していた時期の発言であるが、このような立場(日本社会の変革の立場)からはペレストロイカは決して理解できなかったと思うし、そのような立場の人達にとって、その帰結(ソ連の崩壊)はあまりに残酷だったのではないだろうか。

さて、このような学問と政治イデオロギー、理論と実践の結合は、次のような事実ももたらしめている。ソ連崩壊直前の一九九〇年に、民科の「社会主義はいま」と題するシンポジウムが開かれた。そこで藤田教授は、ソ連・東欧の激変について、「日本の民主主義にとつてどういう影響がふりかかってくるのかということについて大に議論する必要がある、少なくともその前進が鈍くなることのないようにする必要がある」と語っている(「社会主義はいま」、『法の科学』一九九〇年、一八号、一四〇頁)。このような実践的な意図を公然と語ることは、研究者としては非常に危険なことだと思う。いわば身内の学会であるため、思わずホンネを漏らしてしまったのかもしれない。日本の民主主義運動の妨げにならないように、いったいどうするのでしょうか。学会での発言であるから、民主化運動をさらに熱心にするといったことに留まらないであろう。ソ連・東欧の事態が、社会主義一般の崩壊を意味することではないことについて、一層理論構築を図るというのか(これは一応学問の範囲内ではあるが、その証明は論理的に不可能である)、それともソ連・東欧の事実について歪曲したり、隠したりするというのか。このように政治目的に引きずられていては、客観的な正しい研究は不可能である。

遡れば、後述する藤田教授の『ソビエト法理論史研究』(一九六八年)の「はしがき」にも気になる記述はある。そこでは、スターリン時代の諸問題について、社会科学はそれとの取り組みを避けがたいとして、次のように述べている。「あるいは、それとのとりくみは、本意ならずもわれわれを後ろにひきもどすことがあるかも知れない。

そのことは、きびしく自覚されなければならない。しかし、それにもかかわらず、そのことへの警戒のゆえに問題をさけてとおることは許されない」（同書Ⅵ頁）。スターリン問題への取り組みの必要性については当然としながらも、いろいろ警戒していることが窺える。明快な表現ではないが、スターリン批判を進めることにより、社会主義思想そのものに疑いをもつようにならないよう厳しく諫めたものであろう。

同じようなことは、ソ連崩壊後の藤田教授の民科法律部会報告にもある。当時ロシア革命の意義を否定する論調が強かったことを背景に、藤田教授は、「十月革命を『悲劇』『錯誤』とする論調は、これと結びついた民主主義運動・社会主義運動の意義の『再検討』につながるがゆえに、これ（十月革命が世界や日本の民主主義運動の発展に及ぼした影響の吟味）をおろそかにすることはできない」と述べている（「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」、『法の科学』二〇号、一九九二年、一二二頁）。ソ連・東欧社会主義の崩壊が、日本の社会主義運動に悪影響を与えないような研究が求められているわけである。^{〔1〕}

このことに関連して、「配慮法学」という奇妙な言葉が使われることがある。これは学問史に留めおくべき面白い言葉である。既述の一九九一年の社会主義法研究会のシンポジウムの討論の中で、小森田氏は次のように発言している。やや長いが引用する。「・・・擁護法学、配慮法学という言葉が使われましたけど、私は率直にいつて擁護したつもりはないんですけれども、配慮ということを非常に強く意識して考えた場面はあります。それは学生に講義するときに、例えばソ連における表現の自由の実態がどうなっているのかということ、これについては配慮せずに自分の意見を率直にいったつもりですけども、そのことが学生に与えるインパクトというのがですね、つまり、やっぱりそうかという、今までいわれていることを再確認されたということ以上のインパクトを与えることができないということをどう考えたらいいかということも思っていました。それはつまり、その裏返しで、日本における表現の自由や人権の問題についてはあまり問題がないというふうに学生が思っている側面があつて、

自分ではそう思っておりませんので、その自分の日本の現状に対する問題意識とソ連の現状に対する問題意識との繋がりが学生には伝わらない。ソ連の現状がこうなっているということを批判的にいうことと自体の教育の場での意味というものが、十分に実現できなかったということがあって、だからといってソ連の現状に対して美化したり、いわなかったりしたわけではないんですけれども、もっと突っ込んでソ連がそのようになっていくことの意味について、考えて伝えるということを感じました。これが配慮法学といわれたものと同じものか良く分かりませんが、その種の配慮というものを、それがいいことかどうかは別として、その種の配慮というものを強く感じた場面は確かにあったと思います」(社会主義法研究会編『社会主義法の変容と分岐』一九九二年、法律文化社、一八七—一八八頁)。

いろいろ「配慮」に富んだ表現で分かりにくい文章であるが、ソ連における自由や人権の欠如を批判すると、日本における自由・人権の闘いに不利益を与えるので配慮した、と露骨に語った方がいいのではないだろうか。しかし、そういう意味だとしても、理解はしにくい。ソ連の自由・人権の侵害を明確に批判する方が、日本の自由・人権について苦言を呈する場合に説得力がある。ソ連には寛容な態度をとっていないが、日本の自由・人権状況について不満を言っても、まるで説得力がないのではないか。それに、そもそも自由・人権の問題についてソ連と日本を同列に論じること自体、大変違和感がある。問題点はいくらでも指摘できようが、日本は基本的に自由・人権が尊重される体制にともかくなっている。他方でソ連は、自由・人権(社会権はまた別に論じる必要があるが)が基本的に欠如している社会であった。

小森田氏は、いま引用した文章の中で、「配慮」することが「いいことかどうかは別として」と語っている。これも不思議な言葉である。これは学問する者として「悪いこと」に決まっているのではないか。彼らの間では、「配慮法学」は社会主義を大事にすることだから、必ずしも悪いこととは思われていないのであろう。同じシンポジウ

ムで、稲子恒夫教授も、ソ連が正常ではないことは分かっていたのだが、それをはっきり書かなかったことが問題だったと反省の弁らしきことを述べている（同書一七六頁）。稲子教授の場合は、日本の運動よりも、ソ連に「配慮」した結果なのであろう。学問においてこのような「配慮」をすることは、曲学阿「社」の徒といわれても仕方ないのではないだろうか。

この項の最後に、ここでもまたアンドレ・ジイドの言葉を借りたい。彼は、ソ連を擁護するために虚偽を語る人々を批判し、ただ真実のみを語ろうとする。そして言う。「虚偽―たとえ沈黙のそれであっても―や、虚偽に固執することは、時には都合よくみえるかも知れない。がしかし、それは敵の攻撃に対して絶好の機会を与えるものである。それに反して、真理は、たとえ痛々しいものであっても、癒すためにしか傷つけないものである」（『ソヴェト旅行記』新潮文庫、原著一九三六年、一三頁）。

（1）一九八九年に、日ソ協会によってソビエト研究所が設立された。その加入案内が私のもとへも来たが、私は入らなかった。研究所の要綱によれば、「日ソ両国民の相互理解と友好の発展という観点から、前項の目的（ソ連の総合的研究の振興など）を遂行する」と、実践的な目的が掲げられていたからである（『ソビエト研究』創刊号、一九八九年、一五二頁）。「相互理解と友好の発展」なら別に問題はないと思うかもしれない。しかしかつて日中友好協会が中国と対立した時（文化大革命の時期）、中国側と大喧嘩しながら日中友好を叫ぶという奇妙な光景が見られた。他方でそこから分裂した日中友好協会正統本部は、毛沢東万歳を叫んでいた。研究活動をこのような政治の道具としてはならない。同研究所の『ソビエト研究』誌創刊号の「創刊の辞」で、宇佐美正一郎氏は、「ソ連の研究は、ソ連の政治の方向を無批判に肯定賛美し、ソ連の国策や理論に全面的に迎合することを意味するものではない。……社会主義の資本主義に対する優位性とともに」、逸脱や過誤などの否定的側面も研究されると述べている（同誌五頁）。あまりにも当然のこと

がわざわざ書かれていることにむしろ違和感を抱くが、ソ連崩壊直前の時期に、いまだ「社会主義の優位性」という言葉が出てくることには驚く。その後宇佐美氏は、ゴルバチョフ大統領が、全人類の価値の階級的価値に対する優越性について語ったことを批判し、友好運動といっても間違ったことは批判するのは当然だと述べていた。しかし間違っているとかいないとか、誰がどのような視点から判断するのか（私はゴルバチョフの全人類の価値論を支持している）。友好運動はそういった次元を超えて行えばいいし、研究は研究で政治的思惑を超越しなければならない。なお同じ頃、関西の一部の研究者は、関西ソビエト研究所の設立を考えていたのか、私のもとにも案内状が来た。それはかなり露骨な政治的目的が書かれていた（手元に資料は残っていないが、民主主義Ⅱ社会主義革命の実現を促進するといったことが書かれていたと記憶する）。私は、研究組織には何の条件も付けるべきでなく、「ソ連を研究する者」は誰でも加入できるようにすべきだと提案した。その後の修正案では、目的は、「世界の平和と進歩に貢献する」と書き換えられていた。これなら何の問題もないかのように見える。しかし、それでも私は納得できなかった（世界の進歩といっても、私はソ連の崩壊は進歩と考えるが、彼らは正反対であつたろう）ので、参加を断った。

(2) 小森田氏は、先にも引用した戦後日本のソビエト法研究の総括の中で、わが国のソビエト法研究が「輸入法学」と批判されるような欠陥をもっていたことについて、「・・・当時におけるわが国のマルクス主義法学が、ソ連理論の摂取に大きく依存する発展水準にあつたこと、反共的な政治動向に抗してソ連を擁護するという課題が、研究主体の実践的姿勢のあり方を規定していた・・・」という事情を指摘している（戦後日本におけるソビエト法研究（二）、『法律時報』五一巻一一号、一九七九年、一〇六頁）。つまり当時の研究は、「擁護法学」、「配慮法学」という欠陥をもっていたことを指摘していることになる。そのことを知りながら小森田氏は、「配慮法学」を続けていたのである。

（四）弁証法的思考の陥穽と社会科学のセンスの欠如

健全な社会科学の直観からすれば、ソ連が異常な抑圧体制であったことは自明の理であった。他方で、二〇〇八年九月に危機を迎えたアメリカ型の投機型資本主義を支えたアメリカ型社会科学も、健全な社会科学の直観からすれば、人間と社会の本質を捉え損なったものであった。わが国でアメリカ型社会科学が全盛を極めていた二〇〇五年（小泉改革時代である）に、私はあるエッセーのなかで、マルクス主義社会科学とアメリカ型社会科学の双方を批判している（『日本の社会科学の可能性』、『凌霜』三六六号、二〇〇五年、六一七頁）。前者は弁証法の論理を、後者は形式的・数学的論理と、論理の性格は全く異なるが、いずれも論理（それも誤った論理）偏重では対象を的確に捉えることはできない。いかに緻密な論理も、しばしば空理空論、机上の楼閣に終わりがちなものである。

藤原正彦氏は、その著書『国家の品格』（二〇〇五年）のなかで、「論理」の万能視を批判し、その限界を指摘している。一〇数年前、高校生が「なぜ人を殺してはいけないの？」と大人に尋ね、大人たちを驚愕させたことがあった。文藝春秋誌が、知識人たちの解答を特集していたが、それらはそれほど説得的とはいえなかった。「汝の欲せざるところ、他人に施すことなかれ」式の答えが多かったが、殺人を犯す子供たちの多くは自殺願望をもっているともいわれるから、先の答えでは充分ではなであろう。藤原氏は、「私に一時間くれば、人を殺してもよい理由を五〇ぐらい発見出来ます。人を殺してはいけない理由も同じくらい見つかります。論理というだけなら、よい理由も悪い理由もいくらかもある」と述べている（同書四七頁）。確かに理屈では何とでも言える、と感じることは多い。法律解釈を巡る論争も、それぞれもともたしい論理を駆使して、正反対の主張が展開されることがしばしばである。

マルクス主義者は弁証法の論理を使う。言論の自由のなかったソ連では、社会を風刺するアネクドート（小話）が盛んであり、口コミで密かに流布していたが、ベレストロイカの時期に「弁証法」と題する次のようなアネクド―

トが拡がった。「二人の巡礼がいた。一人は清潔で、他は汚れていた。風呂に入ったのは誰かという問いに対して、四つの正解を導き出すことができるのが弁証法である」。形式論理的に考えれば、清潔な巡礼の方が風呂に入ったという答えになる。ところが弁証法の論理によれば、「二人とも風呂に入った」、「清潔な方だけ風呂に入った」、「汚れている方だけ風呂に入った」、「両方とも風呂に入っていない」の四つがいずれも正しい解答になりうるものである。風呂に入った方はその後砂埃を浴びて汚れ、入っていない方は体を拭いてきれいにしたということであれば、「汚れている方だけ風呂に入った」という答えは正しいことになる。このようにいろいろ状況を付け加えれば、先の四つはすべて説明できるのである。弁証法は、物を孤立・固定してとらえるのではなく、相互関係的・流動的に、また時間の流れとともに変化するものとして把握し、さらに矛盾を総合的にとらえる。このような方法によればすべては論証可能であり、この世に論証できないものはない。地獄が天国であることも、ソ連が素晴らしい理想的社会であることも論証できることになる。ソ連が社会主義であることも、社会主義でないことも、同じ事実から論証できるのである。

巡礼の例は、いささか戯画化された弁証法の論理であるが、藤田教授の論理にも同じようなことを感じる。後述のように、現在の藤田教授は、ソ連は社会主義ではなかったという認識に立っていると思われる（厳密には注釈が必要であるが、ここではそのように捉えておく）。かつてはもちろんソ連を社会主義と認識していたわけである。対象であるソ連は同一物であるのに、いろいろ理屈を使えば、それが社会主義であることも、社会主義でないことも、緻密な論理で見事に論証できるのである。藤田教授の論述の仕方は非常に緻密な論理に支えられているように見えるが、実際にはある命題から他の命題が論理必然的に導き出されているのではなく、無数に可能な命題の一つを価値判断によって選択しているに過ぎない。今述べた問題については、次のようである。

初期の藤田教授は、ソ連の歴史的位位置について、ソ連の主張にしたがって、「社会主義から共産主義への漸次

的移行の段階にある」ことは「だれでも知っている」と述べていた（後述）が、このことは今は度外視しよう。一九七〇年の論文では、ソ連は社会主義か否かという問題について、藤田教授は次のように述べていた。「人類史上、生産手段の私的所有の廃絶、私的所有者、搾取者階級の一掃のもつ意味は、あまりにも決定的である。もとより、生産手段の社会化がただちに社会主義的所有諸関係の全面的成熟を意味するのではないにしても、それにもかかわらず、搾取者階級、私的所有者階級の階級としての存立基盤の一掃は、まさに古典的な、固有の意味での階級社会の崩壊を、そして、新しい社会の発展法則の成立を意味するからである。したがって、そこに過渡期の終了をみるのが正しいと考える」（『現代社会主義国家論』、『現代と思想』第二号、一九七〇年、一一二頁）。これは過渡期を通過して社会主義段階（同教授の場合は、「初期社会主義」）に入ったという文脈で語られたものである。同教授は同種の発言を繰り返していた。ともかく、その内容が未成熟であっても、生産手段の私有の廃止という形式的基準が、その社会を社会主義社会とみなす「決定的」指標だと教授は述べているわけである。

他方で所有の形式的社会化と区別される実質的な社会化とは何か。藤田教授によれば、生産力水準の向上（先進資本主義諸国に匹敵するような）も含まれるようではあるが、主として労働者各人が経済過程の真の主人公となることを意味するようである。それは「自立的生産者たちの共同的労働・領有関係」と説明されている（『自由・民主主義と社会主義』二〇〇七年、三七六頁）。つまりすべての労働者が、生産の計画・管理や生産物の領有・処分、の担い手になることである。実際にはそれは不可能であり（分業の止揚の不可能性）、ソ連の現実もそれとはかけ離れていたが、藤田教授は楽観的である。一九七三年の論文では、すでに引用したことがある箇所であるが、「それがいかに未成熟の段階であっても、社会主義的所有は、国家管理形態の『問題』性≡矛盾の解決形態をも、同時に、不可避的につくりだすのであって」云々と述べ、過渡期的所有形態から共産主義への発展の客観的法則性について語っていたのである（『社会主義のもとでの所有・労働・民主主義』、『科学と思想』八号、一九七三年、一一三頁）。

さてソ連崩壊後、藤田教授の認識は変化する。「理念的・価値規範的概念、それに含まれる社会システム構想としての社会主義の観点からすれば、ソ連体制は、「単純な『社会主義体制』規定を許容するものではなく、『反社会主義』的要素をも内包するもの」とされている。とはいえ『「形式的」なりと生産諸手段の全面的社会化を基礎とするかぎりでは社会主義へと進む重要な制度的前提は構築されており、逆行の可能性一般は否定されえないとはいえ、その当面位置する歴史的方位という観点からすれば、『社会主義的方位』の・・・社会体制、その一つの特異な歴史的形態であったとみられる」という（『自由・民主主義と社会主義』二〇〇七年、三七七頁）。前半と後半は別の「観点」（簡単に言えば「理念としての社会主義」の観点と、「向かっていく方向としての社会主義」の観点）から規定されているので、厳密には同次元で論じられないかのようなのであるが（このように複雑な規定になってしまいうのは、ソ連が明晰に把握されていないことの証拠である）、単純化していえば、ソ連は社会主義ではなく、「社会主義的方位」の社会であったという結論になろう。

藤田教授がソ連を「社会主義的方位」の体制と規定する理由を、もう少し敷衍すれば、次のようである。ソ連の「形式的社会化」は、国家Ⅱ党癒着体制下の集権的・指令的な形態という特殊な性格をもっており、しかもそれが長期にわたって停滞・凝固し、非社会主義的・反社会主義的な要素を成長させた。スターリン体制が社会主義の理念に深い傷跡を残し、権威主義的権力が「実質的社会化」への発展を促進する意識や、新しい社会主義的文化の成長を阻害した（同書三七六―三七七頁）。このような事情によってソ連は、資本主義への逆行を許す要因を内包する体制になっていたのであり、「社会主義的方位」の体制ではあるが「社会主義」ではない、ということになる。

このように、ソ連認識を変えた理由それ自体は、明確には述べられていない。新しい事実の発見によって認識が変化するという場合は、当然ありうる。藤田教授も、ソ連が崩壊の芽を内包するほどまでに深刻な状態であったというそれまで知らなかった事実を新発見したのかもしれないが、秘密資料の公開によって全く新しい新事実が大量

に発見されたといった場合を除けば、そのような理屈も通らないであろう。つまり事実は変わらないのにその認識が変化するということは、ソ連の現実と、それを「社会主義」とみなすことの間、あるいは「社会主義的方位」とみなすことの間に論理必然的な関係はないことを意味する。かつての教授は、私的所有の廃止という形式的基準を決定的指標とみなしていたわけであるが、それは間違っていたということになる。つまり、ソ連をどのような体制とみなすかについては、多くの「決定的指標」なるものの選択肢があり、それぞれにしたがって、「非社会主義」、「偽社会主義」、「準社会主義」、「近似社会主義」、「擬似社会主義」、「後進社会主義」、「停滞社会主義」等、多くの規定とその説明の選択肢がありうるのである。そのどれを選択するかについて理論的必然性はなく、そのときどきのさまざまな事情（この場合はソ連の崩壊という事情が重い）から、価値判断によってどれかが選択されているにすぎない。

次に、一九六八年のチェコスロバキアの改革運動に対する藤田教授の認識の変化についてみてみよう。当時同国の共産党が複数政党制につながりかねない政策を掲げていたことにつき、藤田教授は、一九七〇年の論文ではそれを批判していた（『現代社会主義国家論』、『現代と思想』二号）。しかし一九八五年の論文では、先の論文には「やや性急な断定に傾いた叙述が含まれており、理論的な詰めを要すると考えている」と反省の弁を述べている。そしてチェコスロバキア共産党の改革運動のすべてを肯定するわけではないが、「今日の段階における社会主義のもとでの改革にとってこの方向のもつ客観的意義の評価」が問題なのだと述べている（『社会主義のもとでの改革について』、社会主義法研究会編『社会主義諸国における「改革」の諸相』一九八五年、六頁）。主観的には肯定できない点であっても、一定の状況の下では客観的意義をもつというのである。共産主義者はこのように弁証法的に物事を考えるから、その発言を鵜呑みにできないことになる。つまり事情が変われば理屈は変わりうるのである。複数政党制を認めると言っても、あのときの状況の下ではそれが客観的に正当な意味をもっていたが、現在は状況が変

わったから本来の路線に戻り、もはや複数政党制は認められない、というように言を翻すことは簡単に起こりうるのである。

さて次に、言論規制の問題を考えてみよう。一九三六年のソ連憲法第一二五条は、言論の自由等を認める条件として、「勤労者の利益にしたがい、社会主義体制を強化する目的」を規定していた（一九七七年憲法にも類似の規定がある）。素直に読めば、この目的に反する言論は認められないと解せられる。立法趣旨もそうであった。藤田教授も、以前はそうに解していたという（『社会主義国家における国家と民主主義』一九七五年、一三七頁）。しかし一九七〇年代には、次のように変化する。藤田教授はこの条項自体にはなお反対していないが、そこから権力的規制（検閲）を引き出してはならず、その判断基準は、諸個人・諸集団の相互的交流・対抗をとおして形成されるべきだというのである（同書二四一頁）。

社会主義下の基本権の構造について、藤田教授は次のように説明する。ソ連は勤労者のみによって構成される社会であるが、階級区分（労働者とコルホーズ農民）や社会的不平等、社会諸集団の利害の個別化は残っている。したがって意見の多様性、対立が存在する。国家が一般的に判断基準を示すことは当然であるが、言論を具体的に禁ずる基準となると別である。国家の装置を担っているのは特殊の人間集団であり、彼らには相対的に独自の利害がある。今日のソ連社会には敵対的な階級的利害の対立はないから、特殊の人間集団の社会からの自立化は相対的なものであるが、消滅したわけではない。だからこそ「市民的自由」を保障して、権力行使の方法を制約しているわけである。したがって表現の自由の限界に関する判断が、国家権力機関、まして検閲機関に委ねるべきではないのは明らかである（『社会主義国家における国家と民主主義』一九七五年、一三七―一三八頁）。

資本主義社会では、国家権力と市民の間に基本的な対立があるため人権保障が必要であるが、高度の共産主義社会では、そのような対立はなくなる（そもそも国家は死滅する）から人権カテゴリーも消滅する。社会主義段階の

ソ連では、国家と市民の間に根本的な対立はないが、なお相対的な利害の対立は残っており、そのため憲法は「市民の権利」を認めている――藤田教授はそう言うわけである。実際には当時のソ連の国家と市民の間の矛盾は、西欧諸国以上に激しかった（あの官僚主義のひどさは何たることだろう）が、一応そのことはここでは度外視しよう。しかしそこから藤田教授とは異なる結論を無数に引き出すことができるのではないか。

社会主義の下では「利害の根本的な対立がなくなっている」という側面を重視するか、それとも「なお利害の対立が残っている」ことを重視するかによって、さまざまな結論を引き出すことができる（さらには私のように、利害の対立はいっそう激しくなるという見方もある）。藤田教授は、憲法の規定する先の「勤労者の利益」の判断基準は、諸個人・諸集団の相互的交流・対抗をとおして形成されるべきだというが、具体的にはどういう意味か。藤田教授の見解は、表現者の自主的判断に委ねる（自主規制）べきだという意味のようでもあるが、それなら憲法の目的条項そのものを批判し、その廃止を主張すべきであろう。各人の自主的判断ではなく、「諸個人・諸集団の相互的交流・対抗」をとおして判断基準が形成されるべきだとすれば、無数の交流・対抗をだれが整理し、まとめるのか。ソ連の役人の市民からの自立は相対的だというのだから、それを役人に任せてもいいのではないか。実はこれまで、ソ連の検閲機関はまさにその機能を果たしてきたのではないか。かつては藤田教授も、そのように考えて、言論規制に賛成していたのかもしれない。あるいはそれでは不充分であれば、検閲機関の活動をコントロールする市民参加の機関を創ればいいのではないか。裁判所の判断に委ねるべきだという主張もありえよう。

このように、理屈ではいくつものもつともらしい主張をすることができよう。しかしそのほとんどの外的議論である。仮に言論規制を緩和しても、共産党による一党支配と、マルクス・レーニン主義のイデオロギー支配が確立した社会では、自主規制が強力に作用し、言論の自由の実現は難しい。また言論の自由が実質化するような規制緩和は、本来権力が認めるはずがない。それは必ず社会主義を崩壊させるからである。ゴルバチョフ氏はその点の

判断を完全に誤ったのである（歓迎すべき誤りであったが）。判断を誤ったのは、藤田教授も同じである。藤田教授は、当時のソ連では、「言論には言論で」、「思想には思想で」の原理で、労働者階級のヘゲモニー〔実際には共産党による支配のこと〕が確保できないはずはないという認識をもっていた（『社会主義国家における国家と民主主義』一九七五年、二四〇頁、『社会主義社会論』一九八〇年、二〇二頁）。しかし当時のソ連で、言論を自由化し、「言論には言論で」闘えば、共産主義イデオロギーが敗北することは明らかであった。

私は授業でよく、仮に自由な選挙を行えば東欧諸国は一回の選挙で、ソ連は二―三回の選挙で共産党は権力を失うだろうと言っていた。私はこの予想を活字にしていなくて残念だと思っていたが、今自分の論文を読み直してみると、同趣旨のことをソ連崩壊前に数回書いている。例えば、ペレストロイカが本格化する前の一九八八年初めに書いた論文では、ソ連人口の約七割を占めるソ連型中間層は、潜在的・無意識的には非社会主義または反社会主義に向かう性向をもっていて、自由で民主的な選挙を行えば、共産党の支配は脅かされると書いている（森下敏男『『ペレストロイカ』と法・序説』、『神戸法学雑誌』三八巻一号、一九八八年、一五頁）。事実はその通りになったが、それを論証できるような証拠というものは何もなかった。ただ社会科学的な直観でそう思っていただけである。

もし仮に社会主義時代に、社会主義への賛否を問うアンケート調査を行っても、その結果が信用できるはずがない。公然と反対意見を表明する勇氣のある人は少ないから、圧倒的多数は社会主義を支持するであろう。また仮に、反対しても弾圧を受ける心配がない状況を想定しても、市民の多くは社会主義を支持したであろう。彼らは、長期にわたるイデオロギー支配と鎖国的状況下での情報操作によって誤った幻影をみており、即自的にはホンネで社会主義と共産党を支持していたからである。その幻影から覚めるには、自分自身とその国の状況を真に知ることができるといふ条件が必要であった。グラスノスチ政策によって市民が自由に情報に接し、世界的情勢の中に自らを

位置づけることが可能になり、資本主義諸国と自らを比較することができるようになれば、目が覚めたソ連人が、共産党と社会主義を支持するはずはなかった。健全な社会科学的なセンスがあれば、ソ連人の多くが本質的には社会主義を支持していないことは理解できたはずである。⁽¹⁾

ソ連市民が社会主義体制を真に支持していたか否かといった問題は、事実問題ではあるが、目には見えないわば内的な事実である。このような内的事実について、藤田教授がソ連崩壊前後の時期に認識を変えた事例は多い。例えば、以前は、ソ連市民が労働組合その他を通して経済運営に広範に参加しているとみなしていたが、ソ連崩壊後は、それは空洞化しており、生産計画遂行に動員されただけだと認識を改めた（後述）。またソ連崩壊前後の時期からは、ソ連では「第二経済」や「第二政治」が蔓延しており、国家的所有は解体状況が胚胎していたといった認識を強調し始める（後述）。これは事実認識と言うよりも事実の評価の問題なのかもしれない。以前の教授も、第二経済等の現象を知らなかったわけではないであろうが、とるにたりない問題と過小評価していたのであろう。これらの内的事実の認識や、事実の的確な評価のためには、理屈よりも社会科学的センス、社会科学の直観が重要である。健全な社会科学的センスなしの緻密な論理は、空理空論になったり、むしろとんでもなく見当違いの方向に突進してしまうのである。

(1) 私は、自分の社会科学的センスが優れていると自慢しているのではない。私が語ったことは、むしろ多くの人にとっては常識に近かったであろう。私は現実世界から遊離した隠遁者に近く、社会的音痴の部類に属しており、あの時点でソ連社会主義の崩壊も予測できなかった（授業では、自分はソ連社会主義の資本主義に対する敗北をみることはできないが、学生諸君はできるだろうと話していたから、二一世紀の中頃までにはソ連が崩壊すると思っていたことにはなる）。他方で、大学アカデミズムの外で、正確な予想と言うよりは反ソ的な社会主義攻撃がたまたま当たったという面

もあるかもしれないが、ともかくソ連の崩壊を予測していた人はいた。彼らは緻密な理論とは無縁であるが、社会科学的なセンスが優れていたのだと思う。

(五) その他の特徴

①無理な論理ゆえの難解さ

他の分野の研究者が、ソビエト法研究者の論文を読んだときにしばしば発する感想の一つは、それらが難解であるということであった。すべてが難解なわけではないが、一部には確かにそのような傾向がある。ある学界の長老から、「ソビエト法研究者は、せめて大学の法学部の先生が読んで分かるように書いて欲しい」と言われたことがある。彼らの文章はなぜそのように難解なのであろうか。

一般に文章が難解になるのは、いくつか理由がある。一つは、そこに深遠な難しい真理が解明されているからかもしれない。しかしそのような深遠な真理に到達した偉大な研究者は、同時にそれを分かりやすく説明する能力も兼ね備えているであろう。困るのは、他人の迷惑を考えないわがままな天才である。天才を自称する画家ダリの芸術評論集を読んだことがあるが、難解でまるで何のことか分からない。しかしこれは、読者が我慢するしかない。何しろ相手は天才なのだから。しかし世の中には、天才でもないのに難解な文章を書く人も多い。学問の役割は、難しい人間社会を分かりやすく説明することにあるが、反対に分かりやすい問題をわざわざ難しく説明してくれる人もいる。そのような文章を、ありがたがる人もいる。

その他にも、文章が難解になる理由はいくつかある。第一は、内容の貧困を隠し、何か深い意味があるかのよう装うためである。難解な文章を解きほぐしていくと、平凡な常識を述べているにすぎないことは多い。第二に、当の本人自身が問題の本質をよく理解できておらず、頭が混乱して難解になっているのである。ここまでは社会主

義法研究者に限らないのであるが、次の第三は、社会主義法研究者に特有のものと言っていいたくもしれない。それは、論理に無理があることによる難解さである。社会主義法研究者の文章が難解な中で、私（森下）の書くものは分かり易いといわれている。これは私が深淵な真理について語るだけの能力がないからかもしれないが、たぶんそうではなく、明快に真実を語っているからであろう。例えば私は、「ソ連では自由と民主主義が抑圧されている」と書く。これは真実であるからほとんどの人が納得するし、分かり易い。しかし、スターリン時代のように、「ソ連では自由と民主主義が最高度に発達している」ことを説明しようとすれば、つまり地獄を天国として説明しようとすれば、よほど難解な論理を使わなければ論証できないであろう。ポスト・スターリン時代には、そのような狂信はなくなったが、ソ連の現実をなお社会主義として合理的に説明しようとすれば、回りくどい説明、抽象的でありえない説明等、分かりにくい説明にならざるをえないのである。

前項で、藤田教授の「社会主義的方位」論について紹介したが、なかなか面倒な説明になっていた。ある観点からすればソ連は「社会主義的方位」の体制であるが、別の観点からすれば「単純な社会主義体制規定」を許すものではないという。記述の仕方からみると、「社会主義的方位」というのもなお広義の「社会主義」とみているようにも受け取れる。また「社会主義体制規定」を許さないという言葉の前に、「単純な」という言葉がついているから、複雑な意味を込めればなお「社会主義」と言えるという趣旨であろうか。それとも「社会主義」ではなくて社会主義的方位にすぎないという点に力点があるのであろうか。このような分かりにくい説明になっているのは、正確を期すためではなく、あるはずがないと教授が考えていたソ連社会主義の崩壊が現実起きてしまつて、うまく説明できなくなっているのではないだろうか。

②独善性

これも、かつてはマルクス主義者の議論の大きな特徴であった。近年その傾向は薄れてきたし、ここで中心的に取り上げる藤田教授は、もともと独善性は少ない方であつたろう。ただ原理主義的であるだけに、独善的と感じられることは、なおかなりある。

マルクス主義の社会科学が、他の社会科学と大いに異なるのは、階級的視点を持ち込んだ点にある。例えば、自由、民主主義一般は存在せず、社会現象はすべて階級的性格をもっているという。これは正しい視点であつて、私もいくつかの視点の一つとしてそのような見方を使用している。こういった視点から社会現象を分析し始めると、それまで見えなかったものが見えてくることもある。それで得意になつて、あらゆるものを階級的視点から独断的に論じる傾向が出てくる。そして階級的視点をもたない議論を、「社会科学のイロハ」を知らないと罵倒するようになる。「社会科学のイロハを知らない」という言葉を、私は学生時代しばしば耳にした。例えば米ソの核実験を同列に論じる者は、社会科学のイロハが分かつていないというように（これは渡辺洋三氏の言葉だ）。ソ連の核実験は労働者的で、アメリカのそれはブルジョア的というわけである。このような露骨な階級理論は姿を隠すようになったが、隠れているだけで、本性は変わっていない。

一九七六年から一九八〇年にかけて刊行された『マルクス主義法学講座』の各巻の「刊行のことば」では、同講座の刊行の理由の一つとして、「マルクス主義法学こそが科学的法学の真の代表たりうることを現実に表示すべき時点に到達した」という認識が示されている。藤田教授の一九七二年の民主主義法学に関する論文では、民主主義法学の思想的・方法的柱石はマルクス主義法学であるが、しかし民主主義法学は他の方法論も含みうるという。例えば当時流行しつつあった経験法学については、それが科学性・合理性を志向している点で、政治反動に対する抵抗力になりうるが、他方でその価値相対主義は、権力が日常的にイデオロギー操作を行っている条件の下では、結

局体制に追随することにもなるというのである。このような両面を正確に吟味し、また「個々の論者が民主主義法学の立場からいかに評価されるべきかはそれ自体独自の問題として検討されなければならない」と藤田教授はいう（「七〇年代における民主主義法学の課題」〔『法学セミナー』一九七二年四月、八七頁〕）。

これは、悟りを開いた聖者が、その高みから下界を見下ろして、諸々の衆生の選別を行っている図である。マルクス主義者は、しばしばこのような傲慢な態度をとる。真実を知っているのは自分たちだけだという前提で、独断的な立場から他の研究者の評価を行うのである。それでいて、藤田教授などの例外はあるが、概して研究レベルは高くなく、しばしば大間違いを冒しているのである。しかも評価の基準は、民主主義法学にとって有効であるか否かという政治主義的なものとなっている。今引用した藤田教授の文章にあるように、「政治反動に対する抵抗力になりうる」とか、「体制に追随する」といった評価である。学問評価の唯一の基準は、その研究が真実を解明しているか、あるいはいかに真実に接近しているかということであって、民主主義運動にいかに関与に立つかということであってはならない。民主主義に奉仕するなどという学問は、政治的な目的意識に支配される結果、実際には真実を歪曲し、社会主義諸国の学問がそうであったように、結局は民主主義の抑圧に手を貸すことになるのである。

一九五四年に藤田教授が翻訳したソ同盟科学アカデミー法研究所の『国家と法の理論』（一九四九年）の訳者序文には、前にも引用したが、「今日のソヴェト社会の発展段階が、社会主義から共産主義への漸次的移行の段階にあることは、ソ同盟について語るものなら誰しも知っている」（同書、訳者序三頁）という記述がある。ここでは「誰しも知っている」と書いてあるが、このようなことは、一部の人を除き誰も知らなかったのではないか。しかも知っていた人は、鮮やかに間違っていたのである。この時期に限らないが、藤田教授の論文には、しばしば、あまり知られていないことについて「周知のように」とか、「……は周知のとおりである」と書かれているので、知らない私は焦ることがある。また教授には、「……は言うまでもない」という表現も非常に多い。この場合も、私には、

「言うまでもない」とはとてもいえないと感じる場合がかなりある。

一九七〇年代に、既成の社会主義諸国を厳しく批判するニューレフト系の多様な社会主義論が登場したが、藤田教授は、「すでに歴史的に克服された小ブルジョア的・ブルジョア的社会主义論の復活が試みられてきた」と述べている（藤田勇編『史的唯物論と現代、6、社会主義』一九七九年、六頁）。ソ連など既成の社会主義諸国があれだけ大きな誤りを犯しているというのに、それを批判する潮流を克服済みの議論というのである。また一九六八年のチェコスロバキアの改革運動の際語られた「人間主義的社会主义」、「人間の顔をした社会主义」というスローガンを「同義語反復的概念」と批判的に言及している（同七頁）。「社会主義」はそもそもヒューマニズム（人間主義）の思想だというのである。しかし現実の社会主義が非人間的だからこそ、このようなスローガンが登場したのである。

一九八〇年の藤田勇著『社会主義社会論』（東京大学出版会）には、社会主義論の今日的状況について、「社会体制としての社会主義については、存外に主観的な断定が多く、少数の専門家の研究を別とすれば、客観的な分析にもとづく議論になっていない場合が目立つ」という記述がある（はしがき）。藤田勇編『社会主義と自由権』（東京大学出版会、一九八四年）でも、社会主義下の自由について大量の情報が流れているが、「これらの情報のなかには、客観的事実によって裏づけられていないものが多く、とりわけ、この問題について述べる場合に必要な法律制度上の正確な情報を欠いているものが少なくない」と述べている（はしがき）。具体的にどのような情報を指しているのか分らないが、一般的にはジャーナリズムによるソ連情報の多くは、細かな点に不正確な点があっても、大局的には、客観的に的確にソ連の姿を伝えていたと私は思う。私はむしろ一部の専門家のソ連論にこそ、主観的願望を反映した誤った認識が多かったと思う。

レーニンの前衛党論について、藤田教授は次のように言う。プロレタリア独裁をプロレタリア階級が直接行うこ

とは不可能であるから、前衛党がそれを「ソビエト機構」を通して実現する。この労働者階級の内部編成の問題の認識抜きに、「階級の独裁か党の独裁か」、「大衆の独裁か指導者の独裁か」といった問題をたてるのは理論的混乱以外のなにものでもない。「このプロレタリア独裁のシステムにおける党の役割の無理解、党とソビエトとの、党・ソビエトと労働組合の対置は、サンジカリズム的、無政府主義的傾向にみちびく。この偏向の階級的基礎の分析をふくめて、レーニンはこの点を争いたい明晰さで解明している」（「レーニンの国家論について（続）」、『経済』一九七〇年九月、一九四頁）。藤田教授のレーニンへの傾倒ぶりは各所でみられるが、これなどかなりはつきりした例である。階級の独裁が党の独裁へ、党の独裁が独裁者の独裁へとつながり易いことは、レーニン時代から多くの批判者が指摘していたが、ソ連の現実にはまさにその通りとなった。レーニンは明晰に解明したのではなく、明確に誤っていたことが証明されたのである。

第三段階の社会主義運動（後述）を展望するに際して、労働運動が停滞していることにつき、「資本の力が巨大化すると労働者階級を体制内にとりこむメカニズムができてくるんですね。普通選挙制などもその一環にされる」といった発言も多い（「ソビエト社会主義とは何であったか」、「歴史評論」一九九二年一〇月、五二頁）。労働者が愚かにも資本家に丸め込まれているといった発想である。労働者内部からの発言ならともかく、安全な場所にいる研究者の高みに立った発言としてはどうか。労働者に対して失礼なのではないだろうか。

ソ連崩壊直後のあるインタビューで、社会主義の未来について、藤田教授は次のように語っている。今後、公共の事柄を社会本位、共同本位で処理する必要がある増えていくのであり、それが社会主義への筋道になるという。「その学問的な説明の仕方としては、いままでのところではやはりマルクスの資本論だ。それなりの時代的限界をもっているが、最も科学的だ、と私個人は思っている」（『朝日新聞企画報道室編』『どうみる社会主義のゆくえ』一九九二年、一八七頁）。この部分を引用したのは、まだマルクスを信奉している、独善的だ、と言いたいがためではない。反対に、

最後に「私個人は思っている」と書いてあることに注目したからである。これはソ連崩壊の直後でもあり、教授も謙虚な姿勢を示さざるをえない心理状況であったことの反映かもしれない。従来マルクス主義者には、自らを相対化するこの一言がないのである。もちろん、この言葉の有無自体が問題なのではない。自らの説をさまざまありうる説の一つとして相対主義的な立場から論じるのか、それとも唯一の正しい普遍性をもった説として論じるのか、問題であり、その姿勢の違いは、論文の端々に表れる。もともとこの点では、私自身も他人のことを言える立場ではないかもしれない。

第二節 「社会主義と自由・民主主義」―藤田批判序説

わが国の社会主義法研究のみならず、マルクス主義法学、民主主義法学の巨人、藤田勇教授については、以前批判的小論を発表したことがある（「社会主義と自由・民主主義」、「社会体制と法」研究会編『社会体制と法』一号、二〇〇〇年）。ここで再録するが、それは藤田教授の一九九九年の著作『自由・平等と社会主義』までの業績を対象としていた。この小論は、雑誌編集部との行き違いから、確か半月程度で急遽まとめたものであって、十分に考察を加えた上でのものではなかった。そのため不十分な点も多いが、今読み直しても、藤田教授の社会主義論・ソ連論の問題点を概括的に指摘していると思う。原論文のフロッピーが行方不明なので、新たに入力し直したが、その際自然と筆が走り、いくつかの加筆や表現の変更を行う結果となった。記述の順序を変えたところもある。しかし内容的な変化はないはずである。

（一）藤田教授の研究に対する疑問

藤田勇教授は、社会主義法研究およびマルクス主義法学の第一人者として、多くの実績をあげてこられた。とり

わけその厳密な方法論は他の追隨を許さないものがあつた。教授のソビエト法の理論と制度に関する実証的研究も緻密で正確なものであつた。しかし教授の研究の真骨頂は、ソ連の実態研究そのものではなく、ソ連を素材とした社会主義の原理・構造に関する理論的な研究にあり、この面では教授は大きな誤りを犯されたと思う。教授は、ソビエト社会の否定的現実をよく承知されていたにも関わらず、ソビエト体制を基本的に容認され、ソビエト社会主義の未来に希望を託されていたからである。正確な事実認識と誤った解釈・評価、この大きな落差が私には不思議であつた。緻密な論理の自己展開がほんのわずかの誤差のためにとんでもない結論を導いてしまう、ということがある。しかし教授の場合はそうではない。教授の場合は逆に、歴史法則に関するア priori な認識が、現実の歴史過程の理解と評価を歪め、緻密な方法論は実はこの「歪み」を合理的に説明するために用意されたと言えるように思う。一言で言えば、教授の研究はソ連社会主義の批判的分析の学ではなく、その「合理的説明」の学であつた。

藤田教授によるソビエト法の理論と制度に関する実証的な研究（例えば『ソビエト法理論史研究』や『ソビエト法史研究』など）については、私は殆ど疑問を感じたことはない。しかし事実の解釈、評価、歴史的位づけとなると同意できないことが多い。ここでは教授の誤り（あるいは認識・評価の私との相違）と思われるものを四つのレベルに分けて考えてみたい。

まず第一に、一般的な問題として、価値観・世界観の相違の問題がある。かつて私がソ連に留学していた当時、周囲の日本人をみると、同じ体験をしつてもソ連に対する反応は様々であつた。私にとってソ連での生活は耐え難いものであつたが、なかにはソ連が好きだと言う人もいた。[↑]ただしその中には、酔うと、「憧れのソ連に来てみるとこのざまは何だ」と泣き出す人もいて、よく分からない（酔いが覚めるとまたソ連が好きになっていたが）。どうして無理をしてまでソ連を擁護しなければならないのか、不思議であつた。しかし冷静にソ連を眺め、一方でそ

の否定的現実に怒りながらも、にもかかわらず基本的にソ連を肯定する人も若干存在した。私はそのような人は敬意を表するが、そのうちの一人は社会党系の社会主義協会の活動家であった。

競争原理の働かないソ連では労働者（例えば我々が日常的に直面する商店の店員）は著しく勤労意欲を欠いている（怠けている）ように見えたが、彼によれば、それは労働者が過労から解放されていることの証拠であった。彼によれば、窓口の小役人や大学・図書館などの職員の横暴さや、これら諸機関・施設の利用の不便さは、労働者が職場の主人公になっており、労働者本意の運営がなされていることの証拠であった。市民や利用者の視点からは耐え難いことが多かったが、なるほどそのような見方にも一理はある。このような問題について藤田教授の意見を聞いたことはないが、おそらくこのレベルで教授と私の間には、受け止め方に大きな相違があるのだらうと思う。しかしこれは、価値観・人生観の相違として、相対主義的に受け止める以外にない。

第二に、ソ連の諸制度の評価の問題である。例えば、かつてのソ連の選挙制度が非民主的であったという点については、教授と私の間に評価の違いはないであろう。しかし細部については相違点も多いはずである。私は、初期ソビエトにおける選挙の生産単位制（労働現場の集会で代議員を選出する）を、直接民主主義的な制度として肯定的に評価している。このことを話題とした時（私が大学院生の時のことである）、藤田教授は、現在でも候補者の選抜の段階では生産単位が関与していると言われた。私は、スターリン憲法以来の候補者選抜制度は単独候補者制を前提としたものであり、これほど非民主的な制度はないと思っていたから、そのときの教授の言にややあつげにとられたことを記憶している。法案の全人民討議制についても同じような問題がある。一九二五―二六年の家族法典を巡る大衆討議は民主的に機能したが、スターリン憲法案をめぐる全人民討議以後は、それは世論操作的な制度に堕している。教授はこの制度についても、肯定的に評価されているようにみえる。

ソ連における労働者・市民の政治・経済管理への参加についても、教授はかなり高い評価をしておられた。労働

組合や人民統制委員会などを通じた参加や、人民参審員、人民自警隊、同志裁判所などの役割も、肯定的に評価しておられた。私はこれらの諸制度・組織の多くは、市民を管理システムに包摂して一党独裁体制を補完するためのものであり、非民主的なものとみなしていた。教授は、これらの制度が民主的に発展する可能性があると樂觀的に考えられていたのかもしれない。しかしそれだけではなく、さらに、社会主義の下における政治の仕組みについて、我々の見解は違うのだと思う。教授は、社会主義の下では単一の勤労者階級の間根本的な対立はありえないから、対決型の政治の仕組み（複数候補者による競争選挙、権力の分立）は、そこでは適合的ではないと考えておられたのであろう。

第三に、ソ連の実態の認識についてである。ソ連時代は言論の自由が大きく制約されていたから、庶民のホンネを知ることは確かに難しかった。しかし曇りなき目で見れば、ソ連人の隠れた意思を知ることがそれほど困難だったわけではない。この点で藤田教授は大きな誤りを犯していた。教授は、ソ連における言論の権力的規制に否定的に言及し、イデオロギー闘争は言論の自由を通して行うべきことを正当にも主張して、次のように言う。「・・・約一四六三万人の共産黨員、・・・約九八〇〇万人の労働組合員・・・等々を数える現段階において、権力的・行政的手段によらずとも、『言論には言論』、『思想には思想』の原理でイデオロギー闘争における勝利が確保できないはずはないのである」（①二四〇、②二〇二）。また一九七七年ソ連憲法第五〇条が、言論の自由等を規定するに際して、『人民の利益』と『社会主義体制の強化・発展』をその制約条件としていることについて、『大多数の人が『人民の利益』、『社会主義体制の強化・発展』を指す点で共通している・・・』という表現もある（⑤三六九）。藤田教授は、ソ連の人民は社会主義体制を確固として支持していると考えていたのである。これらはあまりも事実反する樂觀的な見方である。同時にそれは、ソビエト体制下の民衆の苦悩に対する無理解をも意味している。

既述のように、私は、仮に自由な選挙を行えば東欧諸国は一回の選挙で、ソ連は二―三回の選挙で共産党は権力

を失うと言っていた。事實はまさにその通りとなった。自由な言論による論争で共産主義者が勝ると予想していた藤田教授のソ連認識は、全く誤っていたのである。私のような認識は、冷静な観察者にとっては常識であったかもしれない。ソ連の権力者達もそのことをよく知っていたからこそ、二億九千万人近い人口中わずか二桁しかないと馬鹿にしていた（ブレジネフ時代末期）反体制派知識人を恐れ、その言論活動に弾圧を加えていたのである。

第四に、ソ連の否定的現象の位置づけの問題である。ソ連における人権や民主主義についての否定的現実を、藤田教授も知らなかったわけではない。しかしそれらも、教授においては、歴史の正しい弁証法的な発展過程の一構成要素と見なされている。このことは後述する。

以上四つの視点のうち、第一の問題は、個人の価値観の自由の問題であって、ここでは問わない。そして第二、第三、第四の問題には、共通項がある。それは、すべてが必然的に社会主義の勝利に向かって前進するかのようない予定調和的な歴史観である。

（二）藤田説の新段階

一九九一年のソビエト社会主義の崩壊は、藤田教授のオプティミズムに衝撃を与えたはずである。そこで教授は従来の自らの研究を点検され、より広いパースペクティブの下に社会主義の思想をとらえ直すことを試み、その成果を『自由・平等と社会主義』（青木書店、一九九九年）として発表された。しかしそこではオプティミズムは、根拠のないままいつそう拡大している。そのことに触れる前に、まずこの新著で示された教授の新しい見解について概観しておこう。ここではソ連の崩壊後教授がたどり着いた三つの新しい概念および方法が登場する。①社会主義発展の三段階論、②早期社会主義革命論、③社会主義志向型社会がそれである。⁽²⁾このうち早期社会主義革命論は、ロシア革命が、社会主義の主体的・客観的条件が熟していない状況の下で成功してしまったというような意味のよ

うである（⑪上三六―三七）。この点について教授は、西欧において社会主義革命が成功しなかったことを以てソ連が社会主義の初期的段階を抜け出すことができなかった原因としており（⑬四五三、四六三）、それはスターリンの一国社会主義論と対抗したトロツキーの世界革命論を想起させるものがある。「社会主義志向型」という新概念については詳しい説明はないが、ソ連をそのような類型の社会と規定されている（⑬四六二、四六三）。ソ連崩壊後、ソ連は社会主義ではなかったという議論が生まれているが、藤田教授もそれに一步近づいたのであろうか。私自身は、ソ連は社会主義だったと考えているが、そうでなかったという議論にも根拠はあると思う。しかしそのような議論は、ソ連が崩壊する前に言わなければ意味はない。

新著で特に重要なテーマとなっているのは、社会主義発展の三段階論である。それによれば、社会主義は、一七八九年のフランス革命から一九世紀の七〇年代までの第一段階、一九世紀の八〇年代頃から二〇世紀末までの第二段階、そしてこれから始まる第三段階へと展開してきたという。かつて資本主義の全般的危機の第三段階論というのがあったが、なかなか資本主義は崩壊しない。社会主義発展の段階論も、第一〇〇段階ぐらいまでいくうちに、全く異なった歴史的次元に辿り着くかもしれない。このように区分する根拠について、教授自身の説明とはやや異なるかもしれないが、しかし教授の意図を考慮に入れつつ私自身の問題関心で説明すれば次のようになる。

まず第一段階では、フランス革命の提起した自由・平等原則が、実は資本主義社会では実現できず、その実現を目指して社会主義の思想が生まれる。したがって社会主義思想は、そもそも自由・平等原則と一体のものであった。第二段階においては、マルクス主義が社会主義思想の主流となるが、マルクスにおいては、「政治的自由が、それ自体として追求されるべき価値としてではなく、労働者の階級闘争の『手段』、『武器』として重視されて」おり、革命後のこの「武器」の運命については明らかでなかった（⑬一一二）。一九一七年ロシア革命が成功するが、ここでは自由・平等原則は目的（最大限綱領）である革命を成功させるための手段（最小限綱領）として位置づけら

れ、目的が達成されると自由・平等原則は軽視されることになった。これは一九八四年以来の藤田教授の主張であるが、マルクスが政治的自由固有の価値を無視していたというのは、マルクス主義者としては大胆な指摘である。ともかくそれをも原因の一つとして、ソ連型社会主義は崩壊することになる⁽³⁾（第一段階と第二段階を分けるとすれば、マルクスに至る第一段階とレーニン以後の第二段階に分けた方がいいのではないだろうか）。

さて第三段階においては再び自由・平等原則と社会主義思想の結合が図られるべきであるが、その前史をなすのが、一九三〇年代の人民戦線運動、第二次大戦後の東欧の人民民主主義論などである。ペレストロイカ運動もそのような試みであつたはずであるから、とすると、ソ連の崩壊は、第二段階の終わりというよりも、第三段階の終わりを意味するようにもみえる。ともかく、ソ連型社会主義の崩壊の原因の一つは、それが自由・民主主義を軽視したことにあるが、教授がフランス革命にまで遡って社会主義思想史のマクロな見直しを行ったことの意味は、その原点における自由・平等原則と社会主義思想の結合を明らかにし、この原点の志向が、「その後も〔社会主義〕運動の中で一貫して維持されるべき」と主張する根拠を見出すことにあつたと言えよう。「・・・社会主義の運動は、一貫して自由と民主主義の運動であつた」（⑪下一〇八）のであり、「自由・平等という市民革命の普遍的理念の実現要求は、資本主義的矛盾の最終的揚棄にいたるまで存続する」（⑬四四五）というわけである。

しかし、だからといって実際に自由・平等原則と社会主義の結合が可能であることが立証されたわけではまったくない。私は結合は不可能であると考えているが、教授もその可能性を論証しているわけではないから、その問題はここでは省略できる。しかしもし両者の結合が可能だとしても、教授の考える社会主義下の自由が、近代的な自由とは異なることを改めて確認しておく必要がある。ソ連の崩壊後、教授は社会主義と自由・民主主義の結合を説きながらも、その場合の自由と民主主義の内容については何も語られていない。近代的な（資本主義的な）自由・民主主義と社会主義的なそれとの関係について、以前の教授はその断絶面を強調されていた。論文「社会主義社会

と基本的人権」などに、そのことは表現されていた。新著でも、「ブルジョア的自由」や「ブルジョア的・形式的民主主義」は批判されているのであるが、全体としてはその辺りが曖昧になっており、資本主義的な自由・民主主義の発展がそのまま社会主義社会のそれにつながるかのような論じ方をされている。しかしそうではないはずである。

先のソ連憲法第五〇条の「社会主義体制の強化・発展」という目的などによる言論の自由等の制約についても、教授は直接それを批判はされていない。その具体的判断を特定の集団ではなく、諸個人・諸集団の相互的交流・対抗を通して行うべきだというだけである。しかも「緊急非常の事態」の場合は別だとされている（⑤三六九―三七〇）。先に、社会主義勢力が負けるはずがないから、イデオロギー闘争は言論の自由を通して行うべきだという教授の楽観的な主張を紹介したが、それは、どうせ自分たちが勝つのだから反対派にも言わせてやるという発想である。あるいは真理を知っている先生が、無知な子供の誤りを正すために発言させるといった考え方である。そのような言論の自由の下で、もし反政府的な言論が強くなれば、「緊急非常の事態」という口実でその弾圧が正当化される。かつて中国では、「百花斉放」のスローガンの下に言いたいことを自由に言わせ、その後反政府的な言論を行った者を取り締まった（整風運動）ことがあったが、全く卑怯なやり方である。自分が勝つ場合だけでなく、「負ける可能性がある場合にも相手に言論の自由を認める」というのでなければ、真の自由を認めたことにはならない。実際には言論を自由にすれば、共産党政権は倒れたはずであるから、藤田説からすれば、「緊急非常の事態」を理由に言論弾圧を行うことは正しかったということになる。

もともと教授の論理には、社会主義と資本主義の思想の対抗関係において、どちらに真実性があるかは初めから決まっているという前提がある。しかし何が真実であるか予め分かっておれば、そして真実は勝利するはずだとすれば、むしろ誤った言論に対して自由を認める必要性はないことになる。私も、インチキ宗教や迷信、テレビに登

場する占い師や霊能者の類には、表現の自由を認めるべきではないと言いたくなる。そして社会主義者にとっては、反社会主義の言論は迷信と同じような虚偽なのであろう。社会主義下で、そのような嘘の流布のために人民の貴重な財産（言論手段）を使うべきではないという方向に、社会の法則性は働くに違いないのである。ついでに言えば、私などは、ソ連を擁護するようなマルクス主義者の誤った言論は迷信と同じであり、資源の無駄遣いであるから、その言論の自由を認めるべきではないと言いたくなる。戦前のスターリン主義的な日本の共産主義者の言論に対する規制も、その意味では正しかったのではないかとさえ言いたくなる。

さらに重要なのは、共産党（前衛党）の指導性の問題である。教授は、共産党の「指導的役割を『排除』ないし『放棄』するのは、『社会主義と自由』問題の前進的解決の道ではない」と断言されている（④三、一三八）。しかしなぜそうなのか、その説明は全くない。教授自身、これが苦しい弁明であることを自覚しているに違いないのである。ここに教授の考える社会主義下の「自由」の本質がある。共産党が唯一の「前衛党」（大衆を指導する政党）であることを主張する限り、市民的自由が実現できないのは「いうまでもない」のである。

（三）理念的なものと現実的なものとの弁証法的統一

藤田教授の既述のようなオプティミズムの基礎にあるのは、絶対主義的な歴史法則観である。教授の最初の著作である『社会主義的所有と契約』はきわめて独創的な研究であり、とりわけ一九五〇年代の半ばにあのような研究がなされたことは驚嘆に値する。当時はソビエト法研究と言えば、マルクスなど古典家の著作のパラフレーズであったり、ソ連の法学者の受け売りが一般的であったからである。しかしこの著作の中には、教授の研究全体を貫く方法論的特徴がよく表現されている。そこでは、スターリン体制下で確立された所有制と経済構造のなから社会主義の原理的規定が抽象・理論化され、同時にそれによって現実の所有制・経済構造の正当性が弁証されるとい

う仕組みになっている。私が最初にこの著作を読んだ時に思い出したのは、「現実的なものは理念的であり、理念的なものは現実的である」というヘーゲルの言葉であった。教授が、同書の再版の序文で、「歴史的なものと論理的なものとの相互関係に関する傲岸ともいえるオプティミズムがいたく眼にうつる」と書かれているのもそのような意味であろう。⁽⁴⁾ともあれ、膨大な収容所の奴隷的な労働をも駆使したスターリン体制下の当時のソ連経済の仕組みが、見事に、社会主義的に、合理的に説明されたのである。

「現実的なものは理念的である」という論理は、教授の論文のあちらこちらに登場する。現実にソ連が存在している以上、それは社会主義としての正当性をもっているはずだと考えているのであろう。例えば教授は、「強力革命のリアリズム」といった言葉で、ロシア革命直後の言論規制を正当化している。当時の状況の下ではそれはやむをえない政策であり、言論の自由を認めることは「自殺行為」になりかねなかった。「そして革命は『自殺』してはならなかった」というのである（④一、一五）。現実にソ連で生じた否定的現象を含む様々の事実、社会主義革命の必然性という理論と理念の実現として正当化されるのである。

他方で、「理念的なものは現実的である」という論理も、よりいっそう頻繁に登場する。ソ連社会の問題点をよく承知しながらも、基本的にそれを肯定されていたのは、それらが社会主義の理念に沿ったものへと改善される歴史の必然性を信じておられたのであろう。教授の文章には、時々「……するはずである」という表現が登場する。一般には見過ごされてしまいうるような表現でありながら、その文脈からすれば、私には大いに違和感があつていつも気になる。例えば、「国民の物質的・文化的欲求のより高い充足という方向で前進運動をつづけるはずのものであるソ連社会」（⑦二二〇）、「本来、『レーニンに帰れ』、『民主主義を徹底させる』をスローガンとするペレストロイカは、こうした状況〔対外政策におけるソ連中心主義―森下〕そのものを克服する志向をはらむはずのものである……」（⑦二四一）といった表現である。社会主義は前進する「はず」だということが、アプリオリに

前提されているのである。ロシア革命時、自由と民主主義の社会主義的担い手が成熟していなかったという問題について、教授は、「形成されるはずの新しい客観的社会関係は、それ自身の再生産の中で、その担い手を新たに作りださずにはおかenいはずであった」という。ここでは「はず」がダブルで登場する。同じ箇所には、ロシア革命の道は、主体の未成熟という「立ち後れを克服する可能性をもつ道であると期待されたのであった」という表現もある(⑬四八五―四八六)。これは一体誰が「期待する」というのであろうか。このような主体不明の受身形がしばしばみられるのも藤田教授の論文の特徴であるが、この場合主体は、藤田教授自身かもしれないが、あるいは歴史または歴史法則なのであろうか。

藤田教授は、このような前提によって、スターリン時代の一九三〇年代中期に形成された「ソビエト社会Ⅱ政治体制」の原型が、一九五六年のスターリン批判以後、「変容・成熟」していくとみなしていた。この場合教授は、三〇年代に形成された「ソビエト社会Ⅱ政治体制」を、「第一次的構造」(その後のソ連の基本構造として維持されるもの)と「第二次的形成物」(いわばスターリン時代の異常な体制)に分け、その後の変容により、「第二次的形成物」は解体され、「第一次的構造」が「成熟」していくとみなしていた⁽⁵⁾(⑥二七七―二八一)。「成熟」というのは微妙な表現であるが、「ソビエト社会Ⅱ政治体制」が改善されることをも含意していたと思われる。一九五六年のスターリン批判以後、限られた範囲ではあったが、部分的な自由化・民主化が進み、物質的刺激政策や企業の自主性の部分的付与などの経済改革が試行された。教授はこのような動向を、「変容・成熟」として前向きに評価され、だからこそ「骨化」したソ連体制が社会主義的に再生する可能性を信じておられたのであろう。一九八七年の論文で教授は、資本主義諸国における「民主主義的変革」の進展による「世界構造の質的転換によって社会主義の世界史的生成・展開過程における初期社会主義段階の一般的条件は解消し、成熟した社会主義段階への移行の道―いかなお遙かな過程でそれがあるにせよ―が決定的に開けるからである」と明るい未来の展望を

語っていたのである（⑥二九一）。しかし、この「変容・成熟」過程は、実は社会主義の「変質・衰退」過程であったわけである。

ソ連崩壊後教授はそのことに気づかれ、六〇年代以降の変容・成熟過程で生じた独特の構造の分析が欠けていたことを自認しておられる（⑨七—八）。そして経済改革による「物質的刺激」システムによって市民が「私民」化し、官僚機構は「利益配分的支配集団化」したことを指摘される（⑦二三、⑪上四〇）。このような「資本主義的要素」が社会主義を崩壊させるに至るということになるのである。ここで重要なのは、かつて教授が社会主義の「変容・成熟」過程とみなしたものが、実は社会主義の腐敗過程であったということであり、そしてこのような変化をもたらしたのは、主としてスターリン批判以後の部分的な自由化・民主化・市場化の動きであったということである。つまり自由化・民主化が、反社会主義的な要素を生み出すという連関が重要である。

このように教授は、かつての認識を改めながらも、やや別の次元で同じ誤りを反復されている。それが既述の社会主義発展の三段階論である。その第三段階はソ連崩壊後に始まる新段階で、自由・民主主義をビルトインした新しい社会主義である。その萌芽は既に二〇世紀にみられた。一九五六年のハンガリー事件、一九六八年のチェコスロバキアの再生運動、一九八〇年のポーランドの連帯運動もそうである（教授はなぜか明記されないが、ベレストロイカ運動もそこに加えない理由はない）。しかしこれらの運動の目指した自由と民主主義が、社会主義を崩壊させるに至ることは確実だったと私は思う（一九八九年の東欧の社会主義の崩壊過程からみてもそれは明らかである）。自由と民主主義は、市民の「私民」化と官僚の「私集団化」を招き、社会主義を崩壊させるのである。ソ連の権力者はそのことをよく知っていたからこそ、これらの運動を鎮圧しようとしたのである。これこそ「歴史のリアリズム」であった。

(四) ソ連崩壊の原因論

私は、ソビエト社会主義は、その内部矛盾（そこには社会主義一般の矛盾もあるし、ソ連特有の矛盾もある）によって自滅したと考えている。しかし歴史の発展法則を信じる藤田教授にあっては、社会主義が自己崩壊することはないことであつた。したがつてそこには社会主義を崩壊させた階級敵が存在するはずである。そこで敵の探索が始まる。教授は、スターリン時代には、階級敵の存在しないところにそれを「嗅ぎ分け」て引きずり出し、それに弾圧を加えたと否定的に言及されておられる（⑪上三九、④二、一八一、⑬四六七）のであるが、教授にも同じ発想がみられるのである。教授によれば、社会主義を崩壊させたのは、ソ連に発生していた闇経済などの「第二経済」と、それと連携した党・国家機構の裏側の「陰の権力」（第二政治）だということ（⑬四八〇）。つまりやみ経済資本という資本主義勢力が、単に社会主義の基礎を掘り崩していたといった抽象論のレベルではなく、その主体的な運動によつて意識的に社会主義を崩壊させたというのである。この最後の表現自体は著書に直接書かれているわけではないが、研究会でその意味を確かめた私の質問に対して、教授はそのような意味だと肯定された。私はソ連・東欧の体制転換を、「ブルジョアなきブルジョア革命」と呼んでいる（日本の明治維新にもそれと共通するところがある）が、教授の説は「闇ブルジョアのブルジョア革命」ということになりそうである。

闇資本家たちが社会主義を崩壊させたということは事実問題であるから、実証が必要である。しかし教授は、このことは実証できないだろうとも、繰り返し言っておられた。これは奇妙というほかはない。同じ発言を私は、別の研究会でも同教授から聞いたことがある。そこで教授は、ソ連の崩壊を促進することになった一九九一年八月の保守派のクーデター事件について、アメリカ陰謀説に共鳴しておられたが、やはり実証はできないだろうという言葉を繰り返しておられた。敵は社会主義の外にいて考えたいのであろう。そして実証よりも、歴史の発展法則に基づいて演繹的に事実を「認識」されるわけである。実際には、闇資本家や陰の権力が社会主義を打倒したという

事実はない。教授は、閥資本家がその活動の合法化を求めて社会主義の打倒を図ったと考えておられるようである（⑬四八〇）が、彼等およびそれと結びついた腐敗官僚達は、社会主義体制に寄生することによって利益を得ていた。閥経済は決して資本主義的要素ではなく、硬直化し易い計画経済体制の潤滑油として必然化されるその補完物なのであって、社会主義的要素なのである。彼等は社会主義の存続に利益を有していたのであって、社会主義が崩壊すれば元も子もなくなるのである。

藤田教授は、一九一七年のロシア革命をレーニン一派のクーデターとする見方を批判される。その点は私も同意見である。しかし教授は、社会主義の崩壊については、何か閥の勢力による陰謀であるかのような見方をされる。教授の資本主義・社会主義に対する見方には、歴史法則、階級史観に基づくダブル・スタンダードが常にみられるのである。実際に改革を主導し、ソ連を崩壊へと導いたのは、ゴルバチョフ氏の強力なイニシアティブを別にすれば、何よりも知識人達であった。そしてソビエト的中間層（一般市民・労働者）が、自然発生的にそれを支持したのである。教授は、「民主ロシア」派（サハロフ博士が理念上の、エリツィンが政治上のリーダーであったグループ）を社会主義転覆の元凶のようにみなしておられる（⑩六六、⑫一二〇—一二三）が、彼等は閥資本とも、腐敗官僚とも、最も疎遠なグループであった。

教授によれば、ペレストロイカ運動を支持する勢力は、資本主義転換派、社会主義擁護派、社会主義再生派などに分かれ、その間で権力闘争が展開されたという（⑪上四三）。このような見方は、必ずしも間違いないとはいえないが、しかし正確ではない。ソ連社会主義の崩壊過程は、社会主義勢力と資本主義勢力の間の権力闘争というかたちをとっていない。当初ゴルバチョフ氏を中心としたペレストロイカ運動は、社会主義の「再生」を目指していた。その改革の内容には、自由化、民主化、市場化の要求が含まれていたが、ゴルバチョフ氏は、社会主義とこれらの要求が調和しうると考え、社会主義の再生をとおしてそれを実現しようとしたのである。しかしそれは結局失敗に終わっ

た。自由・民主主義・市場原理は、その発展のためには、社会主義の枠を桎梏として、それを乗り越えて行かざるを得なかったのである。その結果としてソ連社会主義は崩壊に至る。

ここでみられる現象は、社会主義再生派が運動の過程をとおして、自然成長的に「資本主義転換派」に変わっていったという事実である。といっても、これでもまだ正確とはいえない。なぜなら自覚的な「資本主義転換派」なるものは、最後まで登場しなかったと言えるからである。株式会社制度を導入しても、当時はそれは社会主義的制度とみなされていた。社会主義が崩壊するまで、改革派はいわば社会主義再生派であった。資本主義への転換が公然と主張されなかったのは、カムフラージュの意味もあつたであろうが、同時に、当時は社会主義の概念が拡大し、社会民主主義をも包括するものとして使用されるようになっていたという事情もある。ともかく教授は、社会主義の崩壊過程で、社会主義再生派と資本主義転換派が権力闘争を展開したと考えるのであるが、そのような事実はない。教授が肯定的に評価されている社会主義再生派とは、一体誰のことを指すのであろうか。そのような知識人が若干は存在したが、社会的・政治的勢力としては無であつた。そのような素晴らしい勢力が存在したとすれば、現在もその名残がみられそうなのであるが、現存する社会主義派は反動的なロシア共産党やスターリン賛美派ばかりである⁽⁶⁾。

ペレストロイカ過程の最大の争点は、本質的には社会主義か資本主義かの選択問題であつたが、表面的には改革（自由化、民主化、市場化）の推進かそれとも抑制かをめぐって争われていた（革命は一般にこのようなものであり、体制選択が正面から提起されることは少ないのであろう。一九一七年のロシア革命も、明確に社会主義の旗を掲げた革命ではなかったことは、これまでも指摘してきた通りである。またソ連崩壊時の「ソ連邦がそれともロシアか」という別の次元の争点も、体制選択の歪められた表現であつた）。改革の推進が資本主義をもたらしたとすれば、自由・民主主義・市場原理が資本主義と親和的であり、社会主義と両立しがたいことを改めて証明したので

ある。

（五）藤田教授の歴史認識

教授は、ソ連における自由・民主主義の状況については比較的寛容な態度をとられながら、資本主義社会のそれについては非常に厳しい。実際には、先進資本主義国よりもソ連における抑圧の方が比較にならないほど過酷だったのではないだろうか。しかし今言いたいのはそのことではない。教授は事実認識一般についても、社会主義については甘い見方、楽観的な見方をされながら、資本主義についてはその危機的状況を強調される。「現代の資本主義体制が深刻な矛盾をはらんでおり、それがますます拡大していることは、多くの人が指摘している」、「いま人類の生存そのものが問われるような矛盾が進行しています」等々（⑪上三三）。これはかつての「資本主義の全般的危機論」を想起させるが、数十年もこのような話を聞いていると「オオカミ少年」のようで説得力がなくなる。

ただ私は資本主義の危機説に異論があるわけではないし、ソ連の崩壊で社会主義思想が無意味になったと考えているわけでもない。私は、マルクスの社会科学は依然として史上最も価値あるものとみなしている。重要なのは、教授も指摘されているように、資本主義の危機については多くの人が指摘しており、そのなかには資本主義体制の擁護者も多く含まれているということである。投機型資本主義の申し子であるジョージ・ソロス氏自身が『グローバル資本主義の危機』を著したように。ソ連崩壊後日本のマルクス主義者は、保守的な思想家梅原猛氏が当時盛んに資本主義の危機を叫んでいたことを、わが意を得たりと盛んに引用していた。しかし、このように内部からの批判が自由であることこそが、資本主義の強みである。このような資本主義の危機の認識が、社会主義的な制度の部分的導入といわれるもの（社会保障制度など）も含め、これまで資本主義を内部変革しつつ発展させてきたのである。教授のいう現代資本主義の危機も、社会主義的に解決されるよりは、いわば第二のケインズ革命によって内部

解決される可能性の方がはるかに高いであろう。それでは本質的解決にならないとマルクス主義者は言うであろうが、人類はその最後の日まで、部分的解決の積み重ねを続けるしかないということも、大いにありうることである。本質的解決なるものは、むしろ恐怖の全体主義社会に導く危険性が高いのではないだろうか。

それに比べて社会主義者は、なぜ社会主義の危機について沈黙してきたのであろうか。ソ連の内部にも危機意識をもつ人はいたはずであるが、それらの人々は自由な言論を封じられていたわけであるから、危機は絶望的にまで深かったわけである。だとすれば、せめて藤田教授のような人こそ、オプティミズムを振りまくのではなく、ソ連体制下の自由・民主主義の抑圧に対して、声を大にして警鐘を鳴らすべきだったのではないだろうか。とはいっても、仮に教授がそうされても、現実には効果は殆どなかったであろうし、悪くすれば「反ソ・反共分子」として糾弾されたかもしれない。社会主義の危機は、まさに出口なしの状態であつたのである。

かつて私はあるソ連・東欧研究者への書簡で、次のような趣旨のことを書いたことがある。藤田教授によれば、偶然性を媒介に歴史の必然性は貫かれるのであり、ソ連社会の様々の非人間的欠陥をもその構成要素として包摂しつつ、歴史の大道は社会主義に向かつて自らを実現していく。こうしてソ連社会のあらゆる現象は、歴史の弁証法によつてすべからくその社会主義的存在根拠を与えられる。そこで私は、藤田理論の本質を「柔構造の教条主義的な社会主義理論」と規定している。このような見方を裏付ける表現を、藤田教授の論稿の中に見いだすことができる。「ロシア革命の壮大な歴史的ドラマを含む世界の社会主義運動の数多い挫折すらが自由と民主主義を求めて人類が歩む土壌に降り積もらせた経験の厚み、それを測ることなしに人間疎外からの脱却はありえないであろう。この土壌の厚みの上に、・・・新たな『協同社会』関係の形成を求める思想と運動の第三段階はすでに始まっている」

(13四八四)。

神が、その克服を通して正義を実現するためにこそこの世に悪を創り給うたように、歴史の法則は、その限界を

乗り越えて社会主義の理想を実現するために、諸々の悪魔的現実を現存した社会主義に与えたかのである。教授が、ソビエト社会の醜悪な諸側面を充分承知されながら、なおかつ基本的にソ連を肯定されていたのは、このような歴史の法則に関する固い信念によるのであろう。教授は言う。「マルクスが言うような自由な生産者の『結合体』という意味での社会本意という方向で（つまり社会主義という方向で―森下）、現代の資本主義の危機を打開するほかはない。人類史の発展法則そのものによって、そういう方向が方向づけられているのではないかと考えています」（⑪上三四）。「人類史の発展法則によつて」「方向づけられている」という運命論的な表現は、いかにも教授らしいと思う。それは決して論証することはできない命題だから、社会科学に依るものではなく、主観的願望または宗教的信念というほかはない。しかしながら、とりわけ社会学者は、自らの信念に基づいて事実を主観的に解釈するのではなく、反対に事実に基づいて自らの信念を点検しなければならないはずである。そしてソ連社会主義の崩壊という歴史的事実から、謙虚に学ばなければならないのである。

教授は言う。「資本主義の矛盾のしわよせが、人類の生存そのものに深くかかわってきており、人々が広くそれを意識するようになっていきます。……とりわけ私の関心のある自由・平等あるいは民主主義の運動は、かつてないほど広がっています。これは新しい社会主義を構想する場合の基礎になると思います」（⑪下一一五）。「新しい社会主義への道を求める社会的主体は」、「自由と民主主義の追求の過程で生じるはずである」（⑩七一）とも言われる（ここにも「はず」が登場している）。自由と民主主義を求める運動が広がっているのは事実であり、ソ連・東欧諸国の社会主義の崩壊も正にその一部であった。自由・民主主義運動の高揚は社会主義をもたらずではなく、逆に、それこそがソ連・東欧の社会主義を崩壊させたという藤田教授にとつての痛苦の現実を、教授は認めなければならない。教授が社会主義を崩壊させた元凶とみなす「民主ロシア」グループが、当時のソ連・ロシアにおいて最も自由と民主主義の価値を認識した勢力であったことは疑うべくもないのである。

教授によれば、ソ連社会主義の崩壊は、『社会主義一般』の破産を意味するものではなく、社会主義史の新しい、第三の段階がはじまっていることを劇的に告げる事象である」(13九)。このような途方もないオプティミズムは、社会主義への絶望の裏返しなのかもしれない。私は、先の書簡で、次のようにも書いている。「理論と現実を弁証法的な統一において捕らえていた藤田理論は、現実の社会主義が崩壊すると同時に崩壊せざるをえない構造になっている」。そしてこうも書いている。「確かに教授の業績は巨大であったが、その分だけいつそうその崩壊ぶりも壮大である」。

〔註について〕註1と註6は、旧論文なく、今回新しく書いた。旧註1から旧註4はここでは註2から註5へスライドし、旧註5は本文中に挿入した。本文中の数字で示した引証文献のリストは、註6の次に示す。

(1) ポーランドの映画監督で、社会主義時代に反ソ連的な映画を作成していたアンジェイ・ワイダ氏は、最近、日本の新聞のインタビューで、「自由のある現在のポーランドをどうみているか」と質問され、次のように語っている。「私は当時『社会主義崩壊時』、人々は全員が自由を望んでいるのだと考えていたが、そうではないことに気付いた。旧体制では考えたり、決断したり、行動したり、熱心に働いたりする必要がない、そんな旧体制に居心地の良さを感じる人々が予想以上に多かった」(『日本経済新聞』二〇〇九年一月七日)。このような受動的なタイプの人間像は、初めからそうだったのではなく、多くは社会主義の下で造りあげられてきたのであろうが、初めから、拘束的な共同社会の中でこそ安心立命の境地に達するような、社会主義に適合的な人間類型も存在するのであろう。

(2) その他の新しい点として、教授の新著には、ブルードン、バクニン、ベルンシュタイン、カウツキー、ラブローフ、トロツキー等々、従来社会主義思想の主流を外れ、正統派のマルクス主義者から批判されてきた人々が広範に登場する

ことも特徴的である。特にイギリスのギルド社会主義などには注目されている（⑬二五六）。これはよいことである。これまで正統派のマルクス主義者は、これら思想家について、無知のまま批判だけはすることが多かった。教授も、「従来私は、『第二インター』に関しては、改良主義者への転落、修正主義一本で理解していましたが、民主主義論というものについて、……あらためて検討してみる必要がある問題が提起されている」と語っておられる（⑪下一一三）。以前は、教授は、これら思想家の理論をマルクスやレーニン等によって「克服済み」とみなし、無視していたのである。

（3） 勝田吉太郎氏は、しばしば次のような指摘をされる。「思想の世界における決着は、しばしば現実の歴史の展開過程を先取りすると言つてよい。ソ連共産主義の解体という劇的な姿で繰り広げられたマルクス主義没落の運命は、すでにマルクスの生前に、バクーニンによって告知されていた」（『ロシア・東欧学会第二八回大会』一九九九年、九頁）。当時「思想の世界」ではバクーニンはマルクスに敗れたが、いまこそ「復讐」を遂げた、とでも言った方が適切ではないだろうか。ともかく、バクーニンなどのアナキスト、第二インターの理論家達、ロシアのリベラリスト達が、マルクス主義やボリシェビズムの描く未来社会が自由と民主主義の抑圧につながることに警告を発していたことの意味は重い。このような予言があつたにもかかわらず、ソ連はそれをギリシヤ悲劇のオイディプスのように実現してしまうのである。

（4） 一九九九年九月のある研究会で、この一節の意味について私が質問したところ、教授は、当時は歴史的に存在した社会主義はソ連一国であつたのに、そこから一般的理論を引き出したことに問題があつたという意味だと説明された。つまりソ連の現実と社会主義の理念はかけ離れているにもかかわらず、ソ連の実像から社会主義の一般的理論（理念像）を導き出した（現実的なものは理念的である）ということであろう。なお私がオプティミズムという言葉を使ったのは、引用中の藤田教授の語の借用ではない。後で教授の原文を確認した際、教授自身もそれを自覚されていたことを知ったのである（「もともと私の手元にある教授の著作は初版であるから、再版の序文はなかった」）。

（5） 教授が「第一次的構造」と「第二次的形成物」を分けるのは、後者（スターリン時代の異常な弾圧体制）が、ソ連の

歴史にとって本来的・必然的なものではなかったとみなすことによって、前者の正当性を救済したいがためである。しかしなぜ「第二次的形成物」が生じたのか、「第一次的構造」との関係はどうなのかについては、説明がない。私自身は、「第二次的形成物」＝スターリン体制があったからこそ、「第一次的構造」＝ソ連型社会主義は建設可能であったと思う。藤田教授は、スターリン体制を「第二次的形成物」として棚上げしつつ、実はスターリン体制にある種の幻想と郷愁の念を抱き続けているように思う。第二章第四節（五）参照。

（6）ここに書いたことは、次のような事情による。ある研究会で藤田教授は、ペレストロイカ末期に、社会主義再生派と資本主義転換派が争ったと報告された。私はそれに疑義を唱え、社会主義再生派が資本主義転換派に変わっていったのであり、資本主義転換派と対決した社会主義再生派なるものは存在せず、対決したのは社会主義維持派だという趣旨の質問をした。ゴルバチョフ氏は最後まで残った社会主義再生派と言えようが、教授は同氏を積極的には評価していないから、彼を社会主義再生派とはみなしているとは思えなかった（社会民主主義に近づいていたとみなしていた）。しかし藤田教授は、質問に対して、同じ主張を反復された。その後二〇〇七年の著作『自由・民主主義と社会主義』では、「『ソビエト型社会』『政治体制』の内的矛盾に発する『脱ソビエト型』志向勢力が、同じ内的矛盾によって『社会主義再生』勢力が強力に成長できなかったこととあいまって、西欧的自由主義を志向する社会的勢力として伸張し、・・・この勢力が、政治権力を掌握、体制転換を実現した」と述べられている（同書六五四頁）。なお不満の残る表現ではあるが、社会主義再生派が強力には成長できなかったと指摘してあるので、これなら私の主張に近い。

藤田教授の関係論文一覧（本文中の①二五といった表記は、論文①の二五頁の意）

- ①『社会主義における国家と民主主義』（大月書店 一九七五年）
- ②『社会主義社会論』（東京大学出版会、一九八〇年）

- ③ 「ソ連における自由権思想の史的展開」（藤田編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年）
- ④ 「『社会主義と自由』問題の史的考察（一）（二）（三）」（科学と思想五八、六〇、六一号、一九八五—一九八六年）
- ⑤ 『概説ソビエト法』（東京大学出版会、一九八六年）
- ⑥ 「現存社会主義体制の歴史的位置」（藤田編『権威的秩序と国家』、東京大学出版会、一九八七年）
- ⑦ 「ペレストロイカ考」（前衛一九八八年二月）
- ⑧ 「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」（法の科学二〇号、一九九二年）
- ⑨ 「社会主義史におけるペレストロイカ」（法律時報六二卷一二号、一九九〇年）
- ⑩ 「八月政変の歴史的文脈」（ソビエト研究七号、一九九二年）
- ⑪ 「社会主義研究の新たな視点と課題（上）（下）」（経済一九九六年五月、六月）
- ⑫ 「所有制改革と体制転換」（藤田・杉浦編『体制転換期ロシアの法改革』一九九八年）
- ⑬ 『自由・平等と社会主義』（青木書店、一九九九年）

第三節 藤田学説の軌跡

（二）スターリン時代と研究の出発—一九五〇年代

藤田勇教授は、一九二五年生まれで、一九四四年に東京大学法学部に入学した。翌一九四五年四月に徴兵され、朝鮮北部で従軍、同年八月の無条件降伏を経て、ソ連軍によりシベリアに抑留された。一九四九年末に帰国し東京大学に復学、一九五二年に卒業し、以後東京大学社会科学研究所の助手、助教授、教授として研究に従事した。

教授がソビエト法を専攻することになったのは、このシベリア抑留体験と関係がある。教授は、この体験と研究

の関係について、「・・・私のシベリア体験というのがありまして、捕虜になってきつたという体験でなくて、まあいわゆる勉強したという体験なのですが・・・」と語っている（座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三三四頁）。この時期にマルクス主義の洗礼を受けたのであろう。^①帰国後の研究生活で、指導教授になったのは山之内一郎氏であったが、同氏の研究は、『『人民革命』の理論的実践的課題を意識した立場』であったという（同誌三三三頁）。この「理論的実践的課題」ということについて、「理論と実践が結合するというテーゼは僕も承認しておったのですが、その結合は個々の研究主体で直接的に行われるのではない、いわば歴史の理性としてそれは結合されているという理解の仕方をしていた」という（同誌三三四頁）。つまり実践といっても、武器を持つて立ち上がるというわけではない。実践的な問題意識をもって行われる研究が、歴史の理性によって実践とかわっていくというのであろうか。このように藤田教授は、現実の政治世界とは一定の距離感をもっていたように思われる。既述のように、「歴史の理性」という言葉は、藤田教授の客観主義的対象認識と関わりがあるようで興味深い。

藤田教授が助手募集に応募するために書いた論文「ネップ第一期の契約法について」は、ネップ期に、「商品流通関係が復活してくる過程と新しい、過渡期の契約法の生成が対応していて、契約法と商品交換関係との対応がクリアーに見られる」ことを論じたものだという（『研究回顧・・・私の社会主義法研究』、『神奈川法学』第三三巻第二号、四頁）。過渡期になお残る商品関係に対応して契約法も残存することが理論的に想定されるが、現実にはソ連で契約法が生成されていったことに興味をもったのである。この理論と現実の対応関係への興味という点は、次の『社会主義的所有と契約』へと展開していく。資本主義社会では「理論と実践の結合」とされる原則が、社会主義を対象とすれば「理論と現実の一致」へと読み替えられていくのである。つまり「実践」から「現実」への変化である。資本主義社会ではそれを変革する「実践」が必要であるが、社会主義社会では、変革はすでに「現実」となってい

るからである。それに対応して、既述のように、理論も、批判的理論から現実の合理的説明の理論へと転換してくのである。

教授の最初の大作『社会主義的所有と契約』（東京大学出版会、一九五七年）は、生産手段の私的所有を廃止した社会主義社会の下で、レーニンが想定したように全国が一つの工場になるのではなく、全人民的所有は数多くの国有企業に分節化され、それら国有企業は法人格をもっており、他企業との間は国家の経済計画にしたがって締結される契約関係によって結合されるという関係をとっていることに注目したものである。資本主義社会とは次元を異にするとはいえ、既述のように、ここでも民法的な関係が成立することに興味をもったのである。それは資本主義的な民法関係から、民法の死滅する高次の共產主義に至る過渡的な形態を示しているように思われるからである。藤田教授は、このようなソ連社会の法的外形から社会主義の契約理論を抽象し、また理論的に想定される社会主義的な契約理論（全人民的所有の矛盾の展開）によって現実のソ連の社会主義的性格を論証するという方法をとっている。理論と現実の弁証法的統一である。それは、結果的には当時のスターリン体制を擁護・美化するものであった。このような方法は、その後かなり柔軟にはなるが、長く藤田教授の研究を貫くものである。

問題は、藤田教授が興味をもったのはソ連社会の法的外形だけであって、その下で進行していた人民抑圧の実態にはほとんど無関心だったことである。ソ連社会の法的外形はソ連社会の死んだ抽象であって、現実の人民の生活、政治の実態とは大きくかけ離れていた。著作『社会主義的所有と契約』が刊行されたのは一九五七年であるが、実際に執筆したのは一九五五—一九五六年だという。その間にソ連では、かのスターリン批判が行われたのである。研究と直接関係はないとはいえ、教授はシベリア抑留を体験しているだけに、スターリンに対する思いには痛切なものがあつたはずではなからうか。しかし教授は、スターリン批判にはほとんど動ずるところがなかったようであり、先の著作にも何の影響も与えなかったという（先の座談会、三三四—三三五頁）。

藤田教授が動揺したのはスターリンの圧政およびその批判そのものではなく、むしろその後の社会主義圏の混乱の方であった。藤田教授は、ある報告の中で、日本のマルクス主義による今日の民主主義把握は、「……一九五〇年代後半に社会主義諸国に生じた否定的諸現象などの検討の中からつくりあげられてきている……」と語っている（『現代日本の法思想』、渡辺洋三・利谷信義編『現代日本の法思想』日本評論社、一九七二年、二三七頁）。ここで一九五〇年代後半の「否定的諸現象」というのは、スターリン批判とその後の東欧諸国での暴動・反乱のことを指すに違いない。これは不思議なことである。スターリン時代の否定的現象に触れるのではなく、スターリン批判以後が問題とされているのである。これは片言隻語の揚げ足をとっているように思われるかもしれないが、そうではない。同様の指摘は、その後も繰り返し登場するのである。

一九七〇年のある論文では、社会主義国家について論じるのは気が重いと、その理由として、「一九五〇年代の後半から、とりわけ一九六〇年代に集中的に、息つくまもなく迫ってきた、いまでも迫ってきているあれらの問題群……」の前に、自己の非力を痛感するからであると述べている。具体的事例としては、スターリン批判とその後生じたポーランド事件、ハンガリー事件（いずれも反ソ暴動・反乱）、中ソ論争の公然化、中国の文化大革命、チェコスロバキアの再生運動とソ連軍などの介入、中ソ国境紛争などが上げられている。他に全人民国家論の登場、経済改革の始動など、必ずしも否定的現象とは言えないものも含まれているが、これらの動向にも藤田教授は批判的であったのである（『現代社会主義国家論』、『現代と思想』二号、一九七〇年、一〇四頁）。社会主義国家論にとってもっとも重い問題は、スターリンによる異常な専制体制ではないかと思うが、ここでもそれではなく、スターリン批判以後が取り上げられているのである。

一九八〇年刊行の『社会主義社会論』（東京大学出版会）の「はしがき」では、一九七〇年代に社会主義をめぐる議論が活性化した理由の一つとして、社会主義諸国で「これまでの『常識』に反する現象がつきつきと生じし、

『社会主義とはなにか』があらためて問われるようになって「ことをあげている。当時の「常識に反する現象」とは、一九六八年のチェコスロバキアの再生運動とそれに対するソ連軍等の軍事介入や、一九七四年のソルジェニツインの国外追放などを指すのかも知れないが、これは珍しくもなく、逆にわれわれの「常識」にピッタリ合う事件ではないだろうか。バルト三国の併合や第二次大戦後の領土拡大と東欧支配、一九五六年のハンガリー軍事介入などの歴史からみれば、またそもそもマルクス主義思想が世界革命の展望をもっていることから考えても、これらの事件は起こるべくして起きたと言える。またソルジェニツイン事件にみられる言論抑圧は、革命以来一貫してソ連の特徴を示してきたものである。ここでもスターリン時代のことは、藤田教授の念頭にはないようにみえる。社会主義ソ連は平和主義的で、自由を尊重するはずだというのが藤田教授の「常識」なのであるか。他方でスターリン時代の独裁政治は、教授の「常識」には反しないのであろうか。

このようなスターリン時代の圧政の無視は、その後の「第二次的形成物」論（後述）による「スターリン時代」の棚上げの論理につながっていくのである。スターリン時代は躍進する社会主義建設の時代であり、国際共産主義運動も団結していた。藤田教授の『社会主義的所有と契約』もその時代を対象とし、調和した社会主義の経済・法構造が描かれていたのである。藤田教授にとってスターリン時代は、案外、共産主義者が団結し、前向きに上昇する心地よい時代であったのかもしれない。その安定と団結を破壊したフルシチョフによるスターリン批判の方が、教授にとっては社会主義運動に混乱をもちこんだ否定的要因なのであろうか。教授は、もちろんスターリンに対する批判的立場を表明しているが、今日においてもなお、スターリン時代に郷愁の念と幻想を抱いている面があるようにみえることについては後述する。

スターリン時代の藤田教授は、他の多くの当時のマルクス主義者と同じように、ソビエト体制とソビエトの諸理論を、そのまま受け容れていたように思われる。第一章第三節で論じた「社会主義と自由」の問題について、「一九五〇

年代のはじめに社会主義と自由をめぐる論争があり、社会主義のもとで『ブルジョア的自由』が制限されるのは当然だという一方の論者達の主張に与していた」と、後に反省の弁らしきものが語られている（『研究回顧…私の社会主義法研究』、『神奈川法学』第三三卷第二号、二〇〇〇年、一三頁）。また、既述のように、一九五四年に藤田教授が翻訳したソ同盟科学アカデミー法研究所の『国家と法の理論』（一九四九年）の訳者序文には、「今日のソヴェト社会の発展段階が、社会主義から共産主義への漸次的移行の段階にあることは、ソ同盟について語るものなら誰しも知っている」（同書、訳者序三頁）という記述がある。ソ連はすでに社会主義としてかなり高いレベルに達しており、共産主義に近づきつつあるという認識のようである。後に藤田教授は、ソ連を「初期社会主義」と規定し直し、ソ連崩壊後は「社会主義的方位」の体制と軌道修正するのであるが、この期には、ソ連の主張そのままである。

先の訳書（ソ同盟科学アカデミー法研究所の『国家と法の理論』）の意義について、教授は、「すでにヴィシンスキーによって提起されたソヴェト社会主義法学の基本線に立脚し、共産主義への漸次的移行というソヴェト社会の新しい段階におけるソヴェト社会主義法学の体系的構築という巨大な作業の、最初の、しかももつとも基礎的な工事の成果を集約したもの」と高く評価している（同五頁）。当時のソビエト法学全体についても、「・・・スターリン論文（『マルクス主義と言語学の諸問題』、『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』）の出現以来進行している法律学界の全面的自己批判、——これらは、現段階、すなわち第十九回党大会において確認されたとき、より進展せる段階における、より具体的な展望をもった共産主義への漸次的移行の時期におけるソヴェト法学が、自己に課せられた困難な世界史的任務を果たすべく懸命の躍進を続ける姿勢を如実にしめている」と積極的に評価しているのである（同五頁）。

藤田教授の論文「ソ同盟民法典編纂をめぐる諸問題」（民主主義科学者協会法律部会『日本法学の課題と展望』理論社、一九五五年）でも、ソ連の理論状況がそのまま肯定的に説明されている。ソ連が社会主義から共産主義へ

の移行過程にあること、スターリンの経済学論文によってそれ以前の民法学説の誤りが正されたこと、「パシュカーニス・ストウチカ『学派』が法学理論戦線から決定的に脱落せしめられたことは、……社会主義から共産主義への移行期という段階に進展した歴史的現実の所産、あるいはその一つの現象形態そのものであったであろう」（同誌一〇六頁）等、教授の考え方は、当時のソ連主流派の思想そのものである。これらの論文では、スターリンの経済学論文などスターリン理論やヴェイシンスキーが、高く評価されているように見える。他方でパシュカーニスやストウチカはネガティブに扱われているように見える（しかし翌年のスターリン批判をきっかけに、パシュカーニスら一九二〇年代の法理論を再評価し、それがどのように三〇年代に転換していくかを追求することが、藤田教授の次の段階の研究課題になる）。

概してこの時期の藤田教授は、ソ連の現実を美化し、それが社会主義の理論を現実化しているとみなし、またそこから社会主義の普遍的な一般原理を引き出す傾向が強かった。この点はその後反省の弁が断片的に各所で語られており、軌道修正されていく。例えば、一九七八年の『マルクス主義法学講座』第二巻の中には、一九三〇年代に確立するソビエト社会主義法学が、「マルクス主義国家・法理論のこの時代における発展の中で、圧倒的な比重を占めたこと、そのかぎりでは、ここにはこの時代のマルクス主義理論の典型が示されていること、は否定できない。けれども今日の観点からみれば、それをマルクス主義国家・法理論の発展の道として普遍化することはできない」ことが指摘され、それはロシアの特殊の歴史的品格を帯びたものであるとされている（同書一九二頁）。教授が、後に、社会主義の三つの側面（理論、運動、体制）の区別（と連関）を強調するのも、社会主義の理論とソ連体制の現実を区別して考察する必要性を感じたからであろう。

このような論理は、ソ連の否定的現実をロシアの特殊性に帰して、社会主義そのものを擁護するには好都合のようである。しかし初期にみられた方法は、その軌道修正にもかかわらず、その後も教授の方法を拘束し続けている

ように思う。一般的には否定的現実と思われるもの、例えば前衛としての共産党の指導性の原理（これはマルクスの思想にはないから、レーニン主義の特殊性といってもよい）などを、民主主義と調和するものとして肯定し続けるからである。藤田教授は、一九七七年の論文で、先の社会主義の三つの側面について、「今日の多くの議論には、……この種の混同（三つの側面の意識的・無意識的混同）がみられる」と指摘している（『社会主義論の現代的争点をめぐって』、『現代と思想』三〇号、一九七七年、二二二頁）。体制として現実に存在している社会主義と、思想としての、あるいは運動としての社会主義は別のものだと言いたいのである。しかしそのような批判は、自分自身に振り返ってくるはずである。

（1）中国法をはじめ広範な分野の業績を残した福島正夫氏は、敗戦後の日本の法学界のおかれた特殊の環境の一つとして、「国際情勢として、ソ同盟が世界の平和のとりでとしての存在になったこと、しかもそこから五十万人の日本人が社会主義の現実を見て帰ったこと。そして中国、東欧に人民民主主義権力がうち立てられて、広範な地域でソヴェト法研究が実践的な意義をもつに至ったこと」を指摘している（福島正夫他「日本におけるソヴェト法研究——山之内一郎教授に聞く——」、『社会科学研究』第七卷第二・三・四合併号、一九五六年、二二五頁）。ここではシベリア抑留からの帰国（福島氏もその一人である）が、社会主義の前進にとつて積極的意味をもつものとして取り上げられているのである。厳しい抑留体験からソ連嫌いになった人が当然多いと考えられがちである（実際多いが）が、他方で現地で教育・宣伝活動によって共産主義者になった日本人も多いのである（その多くは帰国後また元に戻ったが）。それらの人達の中には、革命軍として乗り込むという決意をもって日本に帰国した人も多く、帰港地舞鶴港では、しばしば混乱が生じていた。ついでながら、「母は来ました今日もまた」の「岸壁の母」の歌は、シベリアからの帰国者を待つ母の歌である。

（二）ソビエト法理論史研究と法・経済の一般理論——一九六〇年代

一九六二年——一九六四年に藤田教授はモスクワ大学に留学し、一九二〇年代から一九三〇年代にかけてのソビエト法理論史の研究に進む。このスターリン主義の形成過程に対応した法理論の転換の歴史と論理を研究することが、教授にとってのスターリン批判に対する対応であったという。とはいっても、スターリン理論そのものの批判という問題意識はなかったという（座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三四一頁）。そしてそこでの研究を元に、一九六七年に『ソビエト法理論史研究』（東京大学出版会）を出版した。それに関連して、この時期以降、法と経済の一般理論についての一連の研究がある。教授の全研究のうち『ソビエト法理論史研究』は、最高の業績だと思う。ロシア革命後、一九二〇年代から一九三〇年代にかけての法理論の二段階の転換過程を理論的・歴史的に詳細に検討したものである。法理論の転換は、過渡期から社会主義期への転換に対応しているが、当時の法理論には想定しうる社会主義社会の構造とそこでの社会科学のありようが典型的に示されており、私も教授の研究から大いに学んだ。

一九二〇年代の正統派理論（パシュカーニスで代表させる）と一九三〇年代後半以後の通説（ヴィシンスキーで代表させる）を、藤田教授はどのように評価しているのだろうか。前項で見たように、スターリン批判以前の教授は、当時のソ連に倣い、前者に対して否定的で、後者に対して肯定的であった。しかしこの期の藤田教授は、両者の肯定面・否定面をそれぞれ指摘している。実り豊かな論争を展開したパシュカーニスなど一九二〇年代の法理論を高く評価しているはずであるが、他面、彼らは専らソビエト法の消極的性格を強調し、その積極的存在性格を十分に捉えることができなかったと批判もしている。他方でヴィシンスキー理論は、「社会主義社会の経済的合法性の認識に依拠しつつ、経済関係を積極的に組織するためのテコとして法的形態を利用する可能性を追求する」ものとして歴史的意義をもっているという。ヴィシンスキー段階の法学により、「社会主義法学、ソビエト社会主

義法学が、マルクス主義法学の中に、その発展形態として確立されたといつてよい」と藤田教授の評価は高いようにみえる（『ソビエト法学の昨日と今日』、『法律時報』三七巻三号、一九六五年、五〇頁）。他面彼らの法理論は、一九二〇年代に見られたような批判的契機を失い、硬直した図式的議論になったと問題点も指摘している。ここで重要なことは、ヴィシンスキーは社会主義法学を確立したが、確立した途端に社会主義法学は、藤田教授の言うように「不毛」な学問となり、抑圧体制の御用学問に転落していったことである。なぜそうなったのかが問題であるが、藤田教授は答えを与えていない。私の答えは少し後に述べる。

ソビエト法に不案内な人のため、ここで簡単に論点を要約しておきたい。それは社会主義下の社会科学のあり方にも関わる問題だからである。もともと社会主義法は、消極・積極の二重の性格をもつ。それは、一方では「死滅しつつあるブルジョア法」として消極的存在である。他方でそれは、「共産主義社会実現のプロセスを媒介する」という積極的意味をもつ。パシュカーニスは、近代法の特質を、それが「商品交換の媒介形態」である点に求める。近代法の中心に位置するのは売買を中心とした契約関係であり、それらは商品・サービスの交換関係を媒介するものである。その論理は他の法領域にも拡大し、法体系全体を契約的關係として再構成する。財産法的関係だけでなく、国家は「社会契約」の結果として、婚姻もかつてのように「秘蹟」ではなく「契約」として捉えられる。行政的關係においても行政機関と市民は対等の当事者とみなされ、訴訟構造も当事者主義と対審構造をとり、近代法全体が平等な当事者間の自由意思に基づく契約的な構成をとるわけである。パシュカーニスは、刑法的関係、つまり犯罪と刑罰の關係も一種の契約（事後的契約）として捉えているのである。

これら契約関係を規律する原理は、商品交換のもつ「等価交換」のルールである。例えば、刑法においてもそれは、犯罪と刑罰の均衡（古典派刑法理論）の原則として表れる。国家の社会契約論的構成により、人権は国家に優位し、法の下での権力と市民の対等性によって、法治主義が基礎づけられる。権力分立論も、立法・行政・司法の

三権の均衡関係として、等価交換のアナロジーで捉えられる。社会主義革命後も、過渡期（ロシアのネップ期）には商品交換関係は残るから、契約法も残る。しかしもともと商品交換が普遍性を有するのは資本主義社会であるから、ソビエトに残る商品交換関係やそれを媒介する契約法はブルジョア法の残滓ということになる。契約法以外の分野についても基本的には同じことが言える。このようなパシュカーニス型の理論は、社会主義到達前の「過渡期」（一九二〇年代のソ連）には適合的であった。

しかし過渡期を終了して社会主義段階になる（一九三六年のスターリン憲法の制定が画期）と、市場が廃止され、自由な商品交換関係は消滅する。それに伴ってブルジョアの契約法も消滅し、社会全体の契約的構成（等価交換的構成）が消滅する。それに代わって計画経済体制が展開し、経済以外の社会関係全体も目的意識的・計画的に構成され、運用される。刑法でも犯罪と刑罰の均衡関係は崩れ、通常の殺人罪の最高刑が懲役八年であるのに対して、国営企業との契約不履行が死刑に処せられることもあった（正確に言えば、これは過渡期の一九二二年の刑法典であるが）。そのような法をブルジョア法の残滓とみなすのは自己撞着である。そこで社会主義社会の法は、当然「社会主義法」とみなされることになる。それだけではない。過渡期のブルジョア法の残滓が、急に正反対の社会主義法に転換するというのでは辻褄が合にくい。そこで遡って、一九一七年のロシア革命以来、ソビエト法はブルジョア法の残滓ではなく、社会主義法であったと、法理論全体が一八〇度転換することになるのである。

ソビエト法理論のこの転換過程は、藤田教授が詳細に明らかにしているとおり、実は二段階の転換を経ている。一九二〇年代のパシュカーニス型の理論は、近代法の本質を商品交換の媒介形態である点に求めたが、当時の法理論は、一般に法における「社会関係」の契機を重視していた。法は社会関係の反映であると同時に、その社会関係を規制するものであった。その社会関係とはブルジョア的な関係の残滓であり、ソビエト法はブルジョア法の残滓であった。このような考え方を「法Ⅱ社会関係」説と呼ぶ。それが一九三〇年代前半には、パシュカーニス自身が

主導するかたちで、法を階級支配の道具とする見方によっていく。これは「法Ⅱ政治の道具」説と呼ぼう。さらに一九三〇年代の後半になると、ヴィシンスキーが主導するかたちで、法は支配階級の利益の保護のために国家が制定・保障する規範の総体とみなされるようになった。「法Ⅱ規範」説である。つまり法は、まず「経済」、次いで「政治」に密着して捉えられ、最後は「法それ自体」となった。このうち「法Ⅱ規範」説は、資本主義社会においていけば常識、通説とされているもの（階級的視点を除き）と言つてよいであろう。

一九二〇年代の法把握が、確立した社会主義のもとでは受け容れがたいのは当然である。社会主義社会も資本主義社会と同じように分業への隷属に起因する矛盾に満ちた社会である（資本主義社会はその上に階級矛盾がかぶさる）。そうである以上、社会主義社会の法と法学が、資本主義社会におけるそれと同等のものであっても不思議ではない。ソ連の法学が結局「法Ⅱ規範」説に辿り着いたのは当然であつたとも言える。しかしその間に「法Ⅱ政治の道具」説が存在する。これはどう捉えればいいのであろうか。これは一つには、当時転換点にあつたソ連の政治状況が要請したものであつた。つまりスターリンによる上からの第二革命（農業集団化など）の時期には、社会主義建設を強行的に行うために、階級闘争の道具、政治の手段としての法把握が適格的であり、そのような法理論が要請されたのである。しかしそれだけではない。

「法Ⅱ政治の道具」説は、古典的なマルクス主義理論で考えられていた社会主義下における法の死滅下の法に代替する規則のあり方を、歪んだかたちで表現するものであつた。社会主義の下では規範としての法は死滅し、それに代わって社会の管理、諸利害の調整のため、国家の意思・政策が直接に実施に移される。といっても裸の国家意思、政策では強圧的・恣意的となるので、法的な外皮をまとうのである。これは想定される社会主義の下でのあるべき「法」の姿を示している。藤田教授は、この時期のソビエト法理論に可能性を見いだしていたようである（座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、

三四二頁）が、それは理由のないことではない。しかし実際には社会主義社会も、資本主義社会と変わらぬ矛盾と対立に満ちた社会であるから、政治の道具として捉えられた法は、規範性を失ったむき出しの力として、権力的に作用しやすい。そのため、ソビエト法の権力性、恣意性をイデオロギー的に隠蔽するために、二度目の転換が必要とされ、ヴィシンスキー的な「法Ⅱ規範」説が確立されることになったのである。しかしこの「法Ⅱ規範」説ほど欺瞞的なものはない。

ヴィシンスキーによる「法Ⅱ規範」説が確立された時期ほど、ソ連で法規範が無視されたことはなかった。ヴィシンスキーは、社会主義の下でこそ法と合法性は最高に発展し、法と合法性が勝利すると述べたが、彼の時代は、法と合法性が踏みにじられ、法と合法性が最低となった時代であった。つまりヴィシンスキーの時代は、「法Ⅱ規範」説をたてまえとしつつ、実は「法Ⅱ政治の道具」説が最悪の方向に展開した時代であった。法は権力者の道具として恣意的に運用されたのである。「法Ⅱ規範」説は、このような現実を覆い隠すべールにすぎなかった。「法Ⅱ政治の道具」説は、社会主義下の法のあり方を正直に語ったものであったが、それを「法Ⅱ規範」説が隠蔽したのである。かつては社会主義下ではブルジョア的自由は当然否定されると正直に語るマルクス主義者が多かったが、その後、社会主義下で自由も民主主義も保障しますという欺瞞的言辞が増えたのと同じ構図である。

このようなソ連における法理論の展開を、どのように捉えればいいのか。藤田教授は、既述のように、パシュカーニスの理論とヴィシンスキー的理論の双方に、それぞれ長所と短所があるような捉え方をしている。といってもパシュカーニス理論はそもそも社会主義の法理論ではない（過渡期の法理論）ので、ヴィシンスキーの確立した社会主義法学を一応基礎として、そこにパシュカーニスの要素を継承する必要があると考えているのである。私自身は、パシュカーニスをソ連最高の法理論家として高く評価しているが、ヴィシンスキーには全く否定的である。それは、彼が、検事総長として肅正裁判に辣腕を振るうなど、スターリンの片腕として悪政を担ったか

らだけではない。法理論の点でも、彼はソビエト的「没」理論の先駆者であった。問題は次の点にある。それは先に述べた（第二章第一節第一項）社会主義下における社会科学の存立根拠に関わる。

既述のように、社会主義の下においても分業体系は存在し、社会諸関係の物象化が生じ、国家と市民、企業間等々さまざまな矛盾が存在する。これまた既述のように、これらの矛盾を説明するためには批判的視点からの対象の研究が不可欠である。市民的自由をめぐる国家と市民の間の矛盾関係は、資本主義社会におけるよりはるかに深刻である。したがって人権に関わる法的諸関係は、資本主義国におけると同様に、否それ以上に重要な法律学のテーマとなる。契約関係はどうか。社会主義下でも全国が一つの工場になるわけではないから（一つの工場になってもその内部で当然分業関係が発展する）、国家（中央の計画当局）と国営企業間、国営企業相互間に矛盾が生じる。これらの諸関係は、資本主義社会における国家と私企業間、私企業相互間の関係と断絶性と共に連続性をもっている。したがって資本主義国におけると同様な批判的契機を内包した社会科学、契約法学の展開が必要である。

私がソ連時代末期の仲裁委員会実務（国営企業間の紛争は裁判所の管轄外で、仲裁委員会が処理していた）を調査した結果によれば、ソ連の国有企業をめぐる紛争で多いのは、納入契約における欠陥商品、包装・梱包用容器（コンテナ、ダンボール箱等々）の返却義務違反、運送契約における物資の紛失・破損、貨物列車の立往生（貨物の荷受人が不明であったり、受け取りを拒否したりするため、列車を予定通りに運行できない）の四つであった（拙稿「ソ連邦における計画契約と経済紛争」、『神戸法学雑誌』第四二巻第二号参照）。計画経済下の非効率さと規律の低下を物語っているが、これらの現象についての原因の究明、解決方法の提示などを論じたソ連の文献を見たことはない。鋭い原因究明的な研究は、計画経済体制そのものの批判を含まざるをえないからであろう。一般の民事紛争については、住宅紛争が圧倒的に多く、ソ連市民の日常生活上の最大の不満は住宅問題であったが、これについても現状を鋭く批判的に分析する研究を見たことがない。ただ法律の条文を解説し、せいぜい些末なことがらにつ

いて一定の問題提起をするにすぎなかった。

ソ連の不毛な法学の典型例として、ソ連憲法学の特徴について見てみよう。かつて政治学者カール・レーベンシュタイン（ドイツ生まれ。アメリカで活動）は、世界の憲法を規範的憲法、名目的憲法、意味操作的（セマンティック）憲法に分け、ソ連の憲法を意味操作的憲法と特徴づけていた。一見ソ連憲法は、名目的憲法に該当しそうである。しかしソ連憲法は、一部の途上国のように、一応憲法はあるが誰もそんなものを気にとめていないといった国の憲法（名目的憲法）とは異なり、憲法はその意味を転換した上で一定の役割を果たしていた。つまりそれは、宣伝的、体制擁護的な機能である。私がソ連に留学していた時期（ちょうど一九七七年憲法の制定後間もない時期）、「憲法は働き、作用し、機能している」というスローガンが各所に溢れていた。新聞記事を読んでも、スポーツ大会が開かれれば、憲法第四一条によってソ連市民はスポーツの権利を保障されており、それに従ってこの大会は開催された云々と説明される。美術館へ行けば、憲法第四六条の文化享受権のおかげで、われわれは美術を鑑賞できると書いてある。このようにソ連社会では、憲法は現実生きており、そのおかげで市民は物質的・精神的に豊かな生活が保障されているのだと、大々的に宣伝されていた。このようなかたちで憲法は立派に機能していたのである。

しかし規範的な意味での憲法は死滅していた。フランス人権宣言が言うように、権利の保障と権力分立を規定しない国は憲法をもつとは言えない。ソ連憲法は人権と権力分立を共に否定していた。一九七七年憲法第五〇条は、「社会主義体制を強化・発展させる目的」等の条件を定めた上で、言論その他の諸自由を認めていた。反体制派の知識人の中には、この「目的」は、言論の中身がこの目的にかなっていることを条件としたのではなく、言論の自由を認める根拠を定めたものと解釈する者もいた。つまり言論の自由を認めれば、それが社会主義体制を強化・発展させることになるという解釈である。反体制派知識人のこのような解釈も、文理的には可能である。しかし立法者の意思はそうではなく、また客観的にみても、それが言論の規制条件を定めたものであることは明らかであっ

た。では憲法学者はどう判断したか。憲法学者は、反体制派の解釈に反論する根拠をもっていたが、しかしだれも反論はしなかった。もちろん反体制派的な解釈を認めたわけでもなく、彼らは完全に沈黙を保ったのである。なぜなら、ソ連ではこれは憲法問題ではなく、純粹に政治的な問題、もっと正確に言えば治安問題、秘密警察マターであって、法学者が議論すべき問題ではなかったからである。こういった状況であったから、ソ連の憲法学には法解釈論争はなく、ただ体制の護教学があるのみであった。

このように、社会主義の下では基本的矛盾は存在しないという想定の下では、社会科学は消滅し、最適社会の編成技術、価値の合理的配分の技術など、技術学のみが残ることになる。しかし現実には、膨大な矛盾の堆積を前にして、無矛盾社会を前提とした技術学も、それ自体として発展する条件はないことになる。また社会科学の消滅といった自己否定的な思想は、社会主義の発展という支配的イデオロギーの下では維持しがたい。社会主義の下では真の社会科学が花開くのでなければならぬ。こうしてソ連の社会科学は、一方で、批判的契機を必須の要素とする社会科学としては事実上消滅した。それはある程度技術学的性格をもった（社会規制の道具としての法制度の緻密化）が、その条件（矛盾なき社会）のないところの技術学は抑圧的に作用し（人民抑圧の道具としての法律学）、技術学としても不首尾なものとなる。

このような状況の下で、現実のソ連の法学は、法律の無味乾燥な解説であったり、ソ連体制の合理的説明であったり、政治宣伝的であったり、多少緻密な分析がなされているものといえ、スコラ的・思弁的な概念論議に終始していた。社会科学的法律学と呼べるようなものは存在せず、あるのは御用法学ばかりで、法律学の文献は、ほとんど読むに値しない惨憺たる状況であった。必要なことは、社会主義社会もまた矛盾に満ちた社会であることを認め、その矛盾を批判的に研究することであった。ソ連の研究者は、研究の自由を閉ざされていたから、それができなかったのは仕方がない。しかし日本のソビエト法研究者は、十分に批判的研究の自由を享受していたにもかかわらず

らず、鋭く批判的研究を行うことはできなかったのである。

ソ連の法学の実情についてのこのような説明は、藤田教授の描くそれとは全く別世界のものであろう。それでも藤田教授は、ソ連の法律学をそれなりに高く評価していたようである。一九七三年には、ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所の大著『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』（一九七〇年）を監訳している（日本評論社）。その後記「翻訳にあたって」や「解説」の中で、藤田教授は、「ソビエト法学が、現代世界のマルクス主義法学の中で際立った地位を占めていることは言うまでもない……」（同書上巻三四七頁）とか、「……展開されている内容はかなり豊富であり、時間をかけて検討するに値するものである」という（同書下巻二九八頁）。実際民科の各地支部で当時研究会が組織されたようである。しかしこの著作の内容は、型にはまった教義の退屈でスコラ的な解説であり、「時間をかけて検討する」ことが巨大な無駄であることを、その後多くの人は気づいたはずである。

さて藤田教授は、ソ連の法理論史研究と平行して、そこでの考察を基に「法と経済の一般理論」の構築に向かう。

一九六六年には、岩波講座『現代法』の第七巻『現代法と経済』に「法と経済の一般理論」を発表した。当時学生であった私はこの論文に大きな影響を受けた。当時の印象では、パシユカーニスの影響が強いというか、パシユカーニス理論を咀嚼した上で自説を組み立てたものと感じた。その後教授は、『法学セミナー』誌に「法と経済の一般理論ノート」を連載し、その後一冊の『法と経済の一般理論』（日本評論社、一九七四年）にまとめた。岩波講座の論文は素晴らしいが、単行本の方は、史的唯物論の公式をスコラ的・思弁的に詳細に論じたような記述が多く、感心しない。現実の社会諸関係から抽象して理論を組み立てるのではなく、頭の中で勝手に作り上げた思弁の産物といった印象である。後に藤田教授は、ソ連法理論のパシユカーニス段階からヴィシンスキー段階への転換について、「内容と形態、論理的なものと歴史的なものとの統一というスローガンのもとに、事実上は形態から内容への、論理から歴史への転換という、理論史上の逆行ともいえる帰結がもたらされた」と評価している（『ロシア革命とマルク

ス・レーニン主義国家・法理論」、『マルクス主義法学講座2』一九七八年、二三七頁。藤田教授の『現代法と経済』誌論文から著作『法と経済の一般理論』への転換も、同様に「形態」から「内容」への「逆行」のように見えるがどうであろうか。いずれにしろこの分野の研究については、社会主義法研究とは直接関係がないので、ここでは省略する。

さて、別のテーマになるが、藤田教授は一九六五年に中国を訪問した。その中国印象記には、藤田教授の一般的傾向とは異質と思える側面が現れており、意外な気もするが、なるほど納得のいく気もする。藤田教授は、特に中国の「人間改造」思想改造」路線に大きな印象を受けたという。「中国が生産関係の社会主義的改造を基本的に達成した社会主義社会であり、基本的には階級対立の経済的基礎のない社会」であるにもかかわらず、なお「人間改造」思想改造」によって階級闘争を継続するという考え方は、藤田教授のそれまでの考え方とは大いに異なっていたからである。藤田教授は、客観主義者として、生産関係の社会主義的変革が終われば、社会主義建設の担い手の意識も社会主義的に変わっていくと考えるのであろうが、中国では、「搾取階級は、所有制の面ではなくなるが、『思想』の面では、人間としてはのこる」と考え、人間改革を展開するのである。

私などは、「思想改造」というと「洗脳」のことであり、「人間改造」というと人間のロボット化、サイボーグ化というイメージで、恐怖のSF的世界に気が狂いそうになるが、藤田教授は逆に感銘を受けたらしい。「北京刑務所の見学や上海の民族資本家との座談会では、この人間改造のあり方の具体例に目を見はるおもいで接した」という「社会主義変革と法」、『法学セミナー』一九六六年、二月、五一頁。そして総括的に、中国の法のあり方は、中国革命そのものが生みだした形態という意味で中国的特殊性をもっているが、しかし同時に、「社会主義建設の方法論にとってすぐれて普遍的な意義をもつ問題を提起している」と結んでいるのである⁽¹⁾（同誌、五三頁）。

後の回想の中でも、藤田教授は、当時の中ソ論争の中で、中国の方が「オーソドックス」だという感じをもって

いたと語っている。個々の中国の理論に賛成というのではなく、アメリカ帝国主義に対する姿勢や階級闘争の重視という点で、そう感じたという。藤田教授は、一九六二年―一九六四年にソ連に滞在し、ソ連について批判的意識をもって帰って来たが、その後中国へ行き、そこでは好印象を受けたというのである（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七巻第五号、三四四―三四五頁）。当時、日本共産党は自主独立を唱えながらも事実上は中国寄りで、ソ連を修正主義として厳しく批判していた。このような時代背景と藤田教授の思想の軌跡は対応している。しかし時代はすぐ変わる。

教授はソ連と中国を比較し、当時の中国は、ソ連でいえば、一九三〇年代前半の時期（過渡期から社会主義への移行期）に比較的近いという。しかし一九三〇年代前半のソ連といえ、スターリンの個人崇拜が成立する時期である。では中国でも「個人崇拜時代の悲劇をくりかえす危険性がひそんでいるのだろうか」と教授は問題提起し、それを否定している。スターリン時代との国内的・国際的諸条件の違い（階級構成の違い、党と大衆の関係の違い、社会主義世界体制の成立という条件）や、「人民内部の矛盾」論にもとづく人間改造型の工作方法、スターリンの個人崇拜から教訓を汲み取っていることなどをその理由として、「今日の中国の政治と法状況の中に、かの悲劇のくりかえしの危険性をみることは困難であろう」というのである（『社会主義変革と法』、『法学セミナー』一九六六年、二月、五三頁）。

ところが教授のこの予想が全く間違っていたことは、直ちに明らかになった。教授が訪中したのは一九六五年八月―九月で、その訪中記が掲載されたのは一九六六年二月であるが、その直後の一九六六年五月（中国共産党第八期一中全会「プロレタリア文化大革命についての決定」）から、中国では文化大革命が荒れ狂い始めたからである。熱狂した紅衛兵達が毛沢東語録をかざして国中を闊歩し、反対派をつるし上げ、毛沢東の個人崇拜は頂点に達していくのである。誰が誰と闘っているのか、当事者自身もほとんど分からないような混乱した状況の下で、「資本主

義の道を歩む実権派」なるものがでつち上げられ、多くの人達が弾圧を受けた。当時の犠牲者の数がどれだけのものではあったのか、今日でも分からない。それは、中国の特殊性をもちつつも、スターリン時代の人民弾圧とよく似ていた。中国の特殊性は、反対派に恥辱を与え、精神的に屈服させるために、大衆の前でつるし上げ、体を縛り、跪かせ、三角帽子を被らせて町中を引き回すといった前近代的なやりかたにも表れていた。これは「人間改造」路線に対応する弾圧方法であった。藤田教授は、ここでも社会主義の現実を全く捉え損なっていたのである。

(1) 後に一九八〇年の著作『社会主義社会論』では、次のように、中国の人間改造路線に批判的に言及している。つまり思想革命（資本主義社会が人間の精神的発達に与えた歪み、その一面化を克服して、人間の精神的発展の道を全面的に切りひらくこと）は、「マルクスレーニン主義という特定の思想体系を『国定思想』とし、これをもって国民を教化することではない。毛沢東思想という特定の思想によって特訓的に人間を『改造』することではない」（同書二〇三頁）。藤田教授は、その訪問後の中国の変化に驚いて、このように考えが変わったのであろう。

(三) 社会主義論・民主主義論 — 希望と失望の一九七〇年代

一九七〇年代の藤田教授の研究には、当時の日本の政治状況が深くかわっているように思われる。一九六〇年代の後半から、日本の革新勢力は大いに躍進し、東京、京都をはじめ大都市圏では、軒並み社会党・共産党の統一戦線を母体とする革新自治体が生まれていた。革新自治体下の住民は、日本の人口の四割に達していたのである。当時日本共産党は、一九七〇年代の遅くない時期に民主連合政府を樹立するという目標を掲げていたが、それが実現可能であるかのような幻想が生まれていた時期であった。藤田教授の「今日の日本の社会的諸矛盾の深まりが、一つの重大な国民的選択を迫る段階にまで到達し、これをめぐる社会的諸主体の対抗の決着がこの一〇年にかっ

てきている」という大胆な指摘も、これに呼応している（七〇年代における民主主義法学の課題」、「法学セミナー」、一九七二年四月、八一頁）。当時民科法律部会では、現代日本法を社会主義への過渡期の法として捉える（社会主義日本の法のあり方を現在から準備するという発想のようである）という動きがあったというから驚く（小森田秋夫「戦後日本におけるソビエト法研究7」、「法律時報」五二巻四号、一九八〇年、一二五頁）。

藤田教授は各種の研究を平行的に進めていたが、一九七〇年代には、今述べたような背景と関係があるが、社会主義論一般、自由・民主主義論、国家論などに関する研究が増えていく。ここではまず日本における民主主義の問題について、藤田教授の所説を見ていこう。

日本における革新勢力の伸張という状況を背景に、当時の藤田教授の議論にはかなり楽観的な雰囲気が漂っている。資本主義は、いよいよ最期の時を迎えつつあると考えていたようである。一九七〇年の民科での講義をまとめた著作では、「・・・資本主義社会が、人類史上、封建制社会に対して一歩前進した段階であるかぎり、その意味で歴史にもちこみえた積極的な面、世界史への資本主義社会固有のプラスであるブルジョア法体系の論理が、いまや空洞化し、あるいは崩壊しつつあるという点に、現代法の段階的な特質がみられると思います。それは、現代が資本主義発展期ではなく、没落期の最後の段階であり、世界史の移行期にあることの表現ともいえまじょう」と述べている（『法と経済の一般理論』をめぐって、片岡昇編『現代法講義』所収、一九七〇年、九三頁）。一九七二年の藤田教授の『法学セミナー』論文（これも元は民科での講義のようである）でも、「現代の国家独占資本主義のもとでは、支配層による民主主義諸制度の解体と空洞化がいちじるしく進行しています」という認識が語られている。そして「帝国主義の民主主義否定に對抗して民主主義を『まもる』ためにたたかう」という場合、この「まもる」は、古典的なブルジョア民主主義に戻すのではなく、新しい次元に民主主義を引き上げるのだという趣旨のことが語られている（七〇年代における民主主義法学の課題」（『法学セミナー』一九七二年四月、八四頁）。

この記述から見ると、民主主義の歴史は、まず古典的なブルジョア民主主義が成立し、帝国主義時代にそれが空洞化するに至ったという認識のように見える。しかしロックやルソーの民主主義思想とその影響の下で近代市民革命が宣言した古典的民主主義は、実際には帝国主義時代になって初めて現実化していく。女性を含む普通選挙制の実現が一九世紀末から始まるのは、その端的な例である。フランス革命後もナポレオンの二つの帝政があり、王政復古もあり、曲がりなりにもフランスで民主主義が制度化され、成長していくのは一九世紀末の第三共和制になってからである。大局的には、一八一―一九世紀以降、西欧資本主義諸国において、民主主義は空洞化したのではなく、反対に、成長・発展を遂げてきたといわなければならない。

それに対して、藤田教授のいう「民主主義諸制度の解体と空洞化」というのは、全く正反対の歴史認識である。藤田教授だけでなく、一般にマルクス主義者は、戦後一貫してこのような主張をしてきた。日本は軍国主義化が進み戦争に巻き込まれる危機がますます深まっているとか、人権と民主主義はますます踏みこじられているとか、労働者に対する搾取と抑圧は一層深刻化しているとか。戦後一貫してこのような資本主義の危機が進んだ結果、高度成長後の日本は、世界一平和で、経済的に豊かで、自由で民主的で、治安がよくて、平等化が進み（一億総中流化）、まるで天国のような社会になってしまったという信じられないようなことになる。実際には資本主義は、多くの人間にとって天国でないのはもちろんであろうが、地獄というわけでもない。しかしマルクス主義者は、資本主義諸国で民主主義が徐々にではあれ進展しているということでは困るのである。それでは社会主義革命の必要性を充分に説明できなくなる。そこで事実を枉げて、民主主義がますます空洞化していると主張せざるをえないのである。

ソ連崩壊後、藤田教授も、このような事情を認めざるをえなくなる。先取りして紹介すれば、一九九二年の民科報告には、次のような一節がある。「第二次世界大戦後に資本主義諸国で『大衆社会』的民主主義の展開が歴史

の現実として認められるにいたるのにあたかも対応して、『現存社会主義体制』における民主主義の貧弱がおおいがたく露呈されるにいたる」（二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学、『法の科学』二〇号、一九九二年、一二二頁）。西欧資本主義諸国では、大衆社会的民主主義であれ何であれ、ともかく民主主義が発展していったのである。このような正しいが当たり前の事実には、なぜソ連崩壊前に気づかなかったのであろうか。イデオロギーに毒されている、優れた分析能力をもつ人でさえ、このような初歩的だが根本的な誤りを犯すのである。西欧諸国における「民主主義諸制度の解体と空洞化」を真実と考えていたのであれば、その認識能力が疑われる。嘘と知りつつ語ったのであれば、それは社会科学ではなく政治的アジェンダに過ぎず、「政治主義的な、実用主義的な学問のねじまげ」（藤田教授の言葉）と言わなければならない。

藤田教授の民主主義理解にも問題がある。教授によれば、資本主義社会では民主主義における形態と内容の矛盾があり、ブルジョアジーのイデオロギーにおいては、民主主義は内容（人民による政治）を捨象した形式問題、手続問題として理解される。しかしその形式ですら歪曲されたものとしてしか実現しえない。この矛盾は「歴史の発展の客観的法則」にしたがって人民が民主主義の内容を獲得する方向で解決するしかない、というのである。民主主義の「形態」「内容」とは何かについて、教授は明快に説明しているわけではないが、その「内容」とは、人民（労働者階級）が権力を握ること、および政治の内容が人民（労働者階級）の利益に適っていることのようなのである。しかしこのうち後者は、本来政治的民主主義の問題ではないから、ここでは捨象する。民主主義の形態とは、複数政党を前提とした普通選挙による議会の選出、議会多数派による政府の編成や普通選挙による大統領の選出、議会による自由な論争と多数決による決定、権力分立のシステム等がそれに当たろう。

この場合、藤田教授の言う「資本主義下の民主主義の形態と内容の矛盾」とは何であろうか。明言はされていないが、後の教授の議論からすると、次のように推測される。資本主義社会において有権者の多数を占めるのは労働

者階級であるから、労働者階級が権力を握り、政府を構成するのが当然である。これが「民主主義の内容」である。しかし実際には、普通選挙等の形式的民主主義を通して、資本家階級が権力を握っている。このような「形態」と「内容」の矛盾が生じるのはなぜか。藤田教授によれば、それは、資本主義下では民主主義の「形式すら歪曲されている」からである。形式的民主主義が歪曲されているというのは、金権選挙、ブルジョア・マスコミの宣伝といったことを意味するのであろう。実際には、共産党は一番選挙上手で、一番徹底した選挙活動を展開しているが、それでも人民多数の支持を得られないように見える。社会民主主義的な労働者の政権は西欧ではしばしば成立しているし、選挙による共産党政権が成立しないのは、労働者階級の多くがそれを望んでいないからにすぎない。

さて藤田教授は、人民が民主主義の内容を獲得することによって、民主主義の内容と形態の矛盾を止揚するというのであるが、民主主義のための闘いは、現存の形態に新しい「内容」を盛り込むだけでなく、「形態」の方も一定の変化を遂げざるをえないとも述べている。この「形態」の変化というのが曲者である。民主主義の内容を獲得すれば、民主主義の形態（形式・手続）の方はそのまま維持すればいいではないか。なぜ形式を変化させる必要があるのだろうか。レーニンはカウツキーの形式的民主主義論を「純粹民主主義」と批判したが、民主主義の形式・手続的側面は、ブルジョアの民主主義として無視される懸念がある。例えば、階級対立の止揚によって利害の根本的対立がなくなった社会主義の下では、複数候補者による競争選挙は馴染まず、前衛党の支持する候補者一人の信任投票の方が適している、といったことに理論的になりそうである。実際のソ連においてもそうであった。「人民による統治」（民主主義の内容）といっても、人民は大集団であるから直接統治の主体にはなりえず、民主的選挙と議会制度といった形式民主主義を遵守しない限り、結局は「前衛党」が人民を代行することにならざるをえない。理論的にそのように想定しうるし、ソ連の現実もそうであった。形式・手続を軽視した民主主義なるものは、独裁政治と結びつきやすいのである。藤田教授の硬直した民主主義論はソ連のそれと同質のものであるが、形式的・手

統的としてバカにされている民主主義（純粹民主主義）を蹂躪したからこそ、ソ連は崩壊していくのである。

ソ連崩壊後、藤田教授もこのことを認めざるをえなくなり、民主主義的手続の重要性を指摘している。これも先取りして引用すれば、次のようである。「民主主義的手続きという問題は、ある意味でソビエト社会主義の最大の教訓であるといっても過言ではありません。明瞭な手続きで国民の合意が表明されていないことを『人民の意志』だと独断して国民に押しつけてはならないということです。教授は、民主主義には、「内容」あるいは「社会的担い手」の問題と、手続の問題の二つの側面があるが、そして「内容がいいから手続きを無視してもいいということにはならない。内容のよし悪しも、合意の手続きで決めていかなければなりません」と述べている（『ソビエト社会主義とは何であったのか』、『歴史評論』一九九二年一〇月、五六頁）。何が内容的に優れているかは、結局民主的な手続で決めるほかないからである。その意味では、民主主義は、内容よりもむしろ手続が重要だということになるのである。

ドイツの政治学者カール・シュミットは、「独裁は民主主義の対立物ではない」と述べた（『現代議会主義の精神的地位』、服部平治、宮本盛太郎訳、社会思想社）が、手続的民主主義、純粹民主主義を無視した民主主義は独裁と両立する。むしろ内容的、実質的民主主義それ自体は、ほとんど独裁政治そのものである。フランス革命時のジャコバン派は、最も徹底した民主主義者であったが、同時に無慈悲な独裁政治を行った。そのような歴史的事例はかなりある。藤田教授は、ソ連型社会主義の崩壊という巨大な犠牲を払って、やっと、それまでブルジョア民主主義と軽蔑していた手続民主主義の重要性に気づき、民主主義のイロハを学び取ったのである。ただし、今もまだ十分に学び取ったか否かは疑問であるが。なお一九七二年の既述の藤田論文には、共産主義下で「最終的には、政治的民主主義としてはみずからを揚棄する」という原理主義的な記述もある（『七〇年代における民主主義法学の課題』、『法学セミナー』一九七二年四月、八三―八四頁）。共産主義下では民主主義も死滅するというわけであるが、

これまた現実のソ連において逆説的に実現されたのである。

「内容」的民主主義なるものが、実際には民主主義そのものの否定へと導くことは、藤田教授によるレーニン国家論の研究「レーニンの国家論について」、「レーニンの国家論について（続）」、『経済』一九七〇年、四月、九月。以下の引用は、それを収録した『社会主義における国家と民主主義』大月書店、一九七五年による）にも表れている。教授は、もともとレーニン主義を「帝国主義とプロレタリア革命の時代のマルクス主義」（スターリン時代以来の国際共産主義運動の規定）とみなしていた（同書四二頁、「レーニン生誕百年にあたって」、「東京大学新聞」一九七〇年四月一三日）。これは、レーニン主義は特殊ロシア的マルクス主義ではなく、帝国主義すなわち一九世紀末以後の資本主義世界に普遍性をもつマルクス主義という意味である。ここでは、レーニンは、カウツキー等々のマルクス主義のさまざまな歪曲を理論的に粉碎し云々と、手放しでレーニンが賛美されている。教授は言う。「…民主主義のための闘争についてつぎのような重要なレーニンの原則がでてくる。すなわち、『民主主義のための闘いと社会主義のための闘いとを、前者を後者に従属させながら結合させる』という原則である」。二重括弧の部分では、「すべての純民主主義的要求」、「あらゆる民主主義的目標」が、ある意味において、革命にとってブレーキになるとか、「どんな民主主義的要求も（自決をも含めて）、意識ある労働者にとっては、社会主義の最高の利益に従属している」等々。これらのレーニンの記述を、藤田教授は、「民主主義の、したがって国家の階級性の徹底した把握を具体的に表現している」と肯定的に評価しているのである（同書三八頁）。藤田教授の民主主義に対する消極的姿勢がよく表れている。ロシア革命の具体的現実において、レーニンがとった行動の一定の部分を私は肯定している（当時としてはそれが最善の策であったという意味において）が、それを「帝国主義の時代のマルクス主義」として、一般化してはならない。

さて一九七〇年代前半の藤田教授の楽観主義は、次のような社会主義認識にも表れている。一九七〇年の既述の講義では、「また社会主義陣営のなかでは、一方で一九五〇年代前半までのややドグマティックな学問のあり方というものが精算され、したがって新しい飛躍への条件が切り開かれる状況がある」と書かれている（他方でブルジョア社会学の方法のやや無批判的受容の傾向もあると指摘している。「『法と経済の一般理論』をめぐって」、片岡編『現代法講義』所収、一九七〇年、四九頁）。一九七三年の「資本主義法と社会主義法」では、ソ連の社会主義法が歴史的タイプとして成熟に向かっているとし、「全体として、社会の発展期における社会過程の規制・媒介形態として存在意義を高めており、この意味で類型的成熟に向かっているといつてよい」と述べている（中川善之助監修『現代法学事典2』三八〇頁）。少し後のことになるが、合法性（適法性）の問題についても、スターリン批判以後の法体系の整備や法学界の意識の変化（適法性国家概念の登場など）を指摘し、やや明るい展望を語っている（第二〇回党大会と社会主義的適法性路線の展開）一九七七年、『ソビエト法史研究』所収、一九八二年）。また一九七七年のソ連憲法の制定について、それを「ソ連型社会主義の熟成」を示すものとして肯定的に評価しているのである（『ソ連型社会主義の熟成』、『世界週報』一九七七年十一月一日、五頁）。

ところで、藤田教授の社会主義下の民主主義の観念は、私、あるいは多くの社会学者のそれとは、大きく異なるように思う。少し前の時期のことであるが、教授は、前にも引用した中国印象記の中で、適法性の強化のためには、ルールの定立に大衆の意思を反映させるパイプ、その運用に大衆を参加させるためのルート（世論との結びつき）が必要であるが、「ソ連にはこのパイプ、ルートが多く設けられている。多すぎるぐらいである。これらに表現されているソ連における民主主義の展開は」、中国の大衆路線と対応しているという趣旨の記述がある（『社会主義変革と法』、『法学セミナー』一九六六年、二月、四八頁）。これは労働組合の機能、地方ソビエトでの民衆の下請け無償労働、人民参審員、同志裁判所、人民自警隊等を指しているのかもしれないが、私は、これらを民主的な

制度と思ったことはない。民主主義を語るのであれば、まず共産党による権力の独占と専横的支配を止め、せめて複教候補者による選挙を実施すべきである。このような民主主義のイロハを無視し、中央に集中した権力の末端を開いてそこに民衆を巻き込んでいくのは、全体主義的な管理システムの完成でさえある。人民自警隊など、日本の戦時中の自警団のようではないか。

次の点でも、藤田教授の民主主義論は特徴的である。われわれは民主主義といえはまず政治的な民主主義を想定するが、藤田教授はなによりも经济管理システムにおける民主主義を問題にする。唯物論的な考え方からそのようになるのである。一九七五年の論文では、経済の「国家的管理システムの中で、労働者がどのように『参加』、『共同決定』、『自主管理』の形態を構築してゆくかは、新しい自由と民主主義のもっとも本質的な問題である」と述べている（『社会主義と自由の問題』、『科学と思想』第一五号、一九七五年、五一頁）。それはそれで重要な問題であろうが、しかしそれが民主主義論の中心テーマとされるのは、やはり教授が、政治的民主主義の問題を軽視しているからであろう。

この問題について、一九七三年の論文「社会主義のもとでの所有・労働・民主主義」では、国家管理への労働者の参加の問題について、「今日の社会主義諸国における実情では、この点でなお改善すべき問題が残されているといわなければならない」という記述がある（『科学と思想』八号、一九七三年、二三頁）。ソ連批判の非常に微温的な表現である。ソ連のアネクドートでは、「なお問題が残されている」は、「問題は全く解決されていない」という意味だという話は、前に書いた。藤田教授の言もその類かも知れない。私からみれば、ソ連の生産管理への労働者の参加なるものは最低で、全く形式的なものであるか、そうでなければ全体主義的なものでしかなかった（他方で伝統的な日本型システムにおける労働者の参加は、いろんな見方がありうるが、私はかなり高いレベルであったと思う）。

ソ連の労働者は、国家の経済管理システム全体はもちろん、個々の企業においても、官僚主義的な管理体制のもとで、経済の共同主体、共同所有者という実態はまるでなかったし、労働者にもそのような意識は全くなかった。労働力の流動性は高く、企業への所属意識も希薄であった。やや別の問題であるが、労働意欲も著しく欠けていた。マルクスによれば、共産主義下では、労働は生活の第一の欲求になるという。働くのが楽しくて仕方ないというのである。しかしソ連の労働者は、まさに正反対で、働くのが嫌で嫌でしようがないように見えた。むしろ日本人はまるで共産主義的人間であり、「働くのが生き甲斐」という人が、かつてはたくさんいたものである。

さて一九七〇年代前半の日本では、既述のように、革新自治体の激増にみられるような革新勢力の政治的伸張が著しく、それを背景にマルクス主義者の社会科学的研究も活性化した。しかし、一九七〇年代の後半には、逆転した状況が生じる。高度成長経済の終焉とともに、革新勢力は力を失い、革新自治体も次々に保守勢力に明け渡されていった。七〇年前後の時期の革新勢力の伸張は、実は高度経済成長という資本主義の発展のおこぼれを頂戴していたにすぎないことが明らかになったのである。後の藤田教授の研究を回顧する座談会では、藤田教授の発言ではないが、「社会主義の運動や、マルクス主義の理論戦線の七五年以降の『衰退』や、マルクス主義の『ルネッサンス』から『クライシス』への暗転」という表現が用いられている。この暗転の原因として、七〇年代初頭のマルクス主義のルネッサンスが、「現存社会体制についての甘い捆え方を前提におこっていて、そのため、そこではつかみそこなっていた問題に、七五年以降しっぺ返しをされた」という説明もされている（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七巻第五号、三六四—三六五頁、渡辺治発言）。

以上のような状況にも関連して、一九七〇年代後半になると、藤田教授の現状認識がやや悲観的になり、若干の反省的言辞も現れる。一九七七年の論文では、社会主義論の混迷について言及し、「かつてマルクス主義にとっ

て解決ずみと考えられていた民主主義概念がふたたび理論的問題として大きく浮かび上がっている」と述べている

（「社会主義論の現代的争点をめぐって」、『現代と思想』三〇号、一九七七年、二二六頁）。社会主義の最大のウィークポイントである民主主義について、「解決済み」と考えていたとはなんたることかと思うが、レーニンのカウツキー批判によってすでに決着がついていたと考えていたらしい。「自由・権利」などのカテゴリーについても、改めて議論になっているのは、民主主義概念と同じく、「かつてはそれらが主として敵対的な階級の相互間の問題として把握され（プロレタリアートの自由かブルジョアジーの自由か）、労働者階級内部、勤労者階級内部の関係の問題」という側面、つまり労働者国家の権力機構と労働者階級の個々の構成員（もしくは市民）との相互関係の問題としての側面が十分に把握されていなかったことの反省と結びついている」という（同誌二二七頁）。ここに書いてあることは、私の学位論文（『ソビエト憲法理論の研究』創文社、一九八四年）の主要なモチーフそのものであったが、藤田教授もやっと気付いたのであろうか。「反省」という言葉があるが、主体的に「反省した」のではなく、「反省と結びついている」という客観主義的な表現になっている。このように客観的プロセスの中に自らの主体性を隠してしまうのも、既述のように、藤田教授の文章の特徴の一つである。

藤田教授は、この論文の中で、「自由、権利、民主主義のいわば歴史貫通的価値の再検討」についても語っている（同誌二二七頁）。資本主義、社会主義を貫く共通の価値（後のゴルバチョフの言葉を使えば「全人類的価値」ということになる）というのであるから、これらの概念、制度の階級性を強調してきた従来立場からすると、大きな転換のようにみえる。もともと「再検討」について語っているだけで、その後も根本的に考え方が変わったようには見えないのだが。また官僚主義の問題についても、たんに行政機構の欠陥の問題としてではなく、「過渡期社会の構造的問題として、社会主義社会論の一環に位置づけ」るべきことが語られている（同所）。後に教授はその研究を行っているが、しかし社会主義の下では、旧社会から受け継いだ「官僚制」の問題は存在しても、「官僚主義」の生まれる根拠はないという困った結論であった（後述）。

以上、一九七〇年代後半の藤田論文についてみたのであるが、ソ連論については、それ以前から、社会主義諸国の停滞と混迷は明らかであったから、一九七〇年代の初めから、社会主義諸国の現実に対する否定的見地は登場する。既述のように、一九七〇年の「現代社会主義国家論」では、「初期社会主義」という概念がはじめて使われた^①。ソ連は、ソ連自身が主張するような「発達した社会主義」にはほど遠いという認識である。一九七九年の論文「現代社会主義論の状況と課題」（藤田勇編『史的唯物論と現代、6、社会主義』青木書店）には、「現存社会主義体制が、史的唯物論の立場からたんに弁証されるべきものとしてではなく、この立場そのものからしても批判的に吟味されるべきものとして意識されるにいたった四分の一世紀の歴史」という表現がある（同書六頁）。四分の一世紀というと、ちょうどスターリン批判以後ということになる。藤田教授も、そのころから社会主義諸国の批判的研究の必要性を認識していたというのであるが、繰り返すように、実際に藤田教授が批判的研究を行ったとは言えない。またここでも、スターリン時代にはその必要性を感じていなかったらしいことが示されている。さらに「たんに弁証されるべきものとしてではなく」という表現からすると、この時点でもなお、「史的唯物論の立場からの弁証」も研究の一つとみていたらしいことが分かる。それは共産党のお抱え学者がやればよいことであって、独立した研究者のすべきことではない。

さて一九六五年にはソ連で経済改革が始まり、物質的刺激策など、市場的な要素を部分的に導入する試みが始まった。これについて藤田教授は、「ソ連における経済改革と法（上・下）」（『社会科学研究』第二五巻第五号、第二七巻第一号、一九七四—一九七五年）を発表しているが、そこではソ連の経済改革にたいする評価は窺えない。ただ私は、改革は一九三〇年代にソ連で形成された「第一次的構造」を変容・成熟させていくものとして、藤田教授は肯定的に評価しているものと判断していた（例えば、一九八六年の『概説ソビエト法』二頁などでも、そのことが窺える）。しかし、同教授自身は、後に、「経済改革の中で出てきた社会主義イメージ、社会主義経済とは本来

的に商品生産であり、本来的に市場関係を内包し、そのいつその発展と調和的であるという発想に抵抗を感じてきた」と語っている（座談会「社会主義の展開と社会主義法研究」、『社会科学研究』第三七巻第五号、一九八五年、三四三頁）。教授の原理主義的な側面が表れている。

時期は前後するが、一九六八年のチェコスロバキア問題にも触れなければならない。教授の原理主義的側面は、この問題でも表れている。同年チェコスロバキアで民主的な改革運動が盛り上がった。それが反社会主義的な運動へと転化することをおそれたソ連をはじめとするワルシャワ条約機構軍が軍事介入し、チェコスロバキア政権を打倒、ドプチェク第一書記をモスクワに連行し、フサク傀儡政権を樹立した。ソ連の行動は、無条件に許されるべきものではない。しかし藤田教授の考えは違うようである。藤田教授も、「結論的には、それ（ソ連等の介入）を不当と判断している」という。しかし教授は、チェコスロバキアの改革運動をめぐる核心的問題は、「政治システムの構造における労働者階級の前衛党の位置づけにある」とし、「ソ連等の介入の評価も、政治的にはこれに焦点をおいてなされるべきであろう」というのである（『現代社会主義国家論』、『現代と思想』二号、一九七〇年、一二四頁）。

前衛党の位置づけ次第では、ソ連等の軍事介入も許されるというのである。これは驚くべき暴論である。

藤田教授は、共産党の位置づけについても、驚くほど頑固である。チェコスロバキアの新モデルは、ソ連型の「一枚岩」モデルに対して、「多元構造的政治システム」を提起していた。それは「権力をめぐる諸政党の競争」の意味も含み、「てことベルト」の論理（「ソビエト」その他の諸団体は、共産党の指示を伝える「ベルト」にすぎないというソ連公認の考え方。権力機関であるはずの「ソビエト」を労働組合などと同種の社会団体とみなしている点でも反民主的な主張である）の否定を意味するものであった。チェコスロバキアの新モデルは、なかなか素晴らしい主張のように思える。

しかし藤田教授には、多元的な政治システム（例えば複数政党制）は、とても容認できないものであったらしい。

ソ連共産党による一党支配は、一種の競争Ⅱ階級闘争の所産ではないか、あるいは政治的競争者（敵対的諸党派）の脱落の所産ではないか、というのである。ロシア革命時には多くの政党が存在したが、競争の結果共産党が残ったというわけである。しかしその競争（闘争）は平和的なものではなく、共産党が武力によって他党を鎮圧したという側面が大きい（ソ連崩壊後の教授は、後述のように、ある程度それを認めているように見える）。しかるに教授は、「共産党が支配的政党として存在することは、プロレタリア独裁の樹立によって歴史的に規定されていることであって、そのようなものとして一切の『責任』は担いつつ『社会的危機』を克服してゆくほかはない」（同誌一二七頁）と、いわば居直っている。

さらに教授は、次のようにも言う。社会主義の第一段階では、「労働者階級の独裁という階級性格をもつ国家の存立が不可避であり、そのかぎりにおいて、この階級を向自的階級たらしめている階級政党の指導的役割は不可避であること、あらゆる『新しいモデル』の探求はこの基礎の上になされてはじめて社会主義の新しいモデルになりうることである」（同誌一二八頁）。つまり社会主義のためには共産党の指導的役割が不可欠だということである。

とすれば、先のような弁解（ソ連の一党制は歴史的競争の結果）は不要で、共産党による一党制は、社会主義の必然的帰結であると明言すべきであろう。民主主義の観点からは誠に遺憾な主張ではあるが、共産主義者の視点からは正しい意見なのである。このような観点からは、チェコスロバキアの改革運動に対する教授の懐疑も、当然であった。近代的民主主義の理念と共産主義の主張の根本的相違を、改めて示してくれる主張である。

もう一つ、同じ論文で、藤田教授は、全人民国家論も批判している。全人民国家論は、一九六一年のソ連共産党の新綱領で提起されて以来、ソ連において活発に展開されていた議論である。それは、ソ連では、社会主義の完全かつ最終的な勝利により、「プロレタリア独裁」はその役割を終え、「全人民の国家」に変わったという主張である。といってもソ連の実態が変わったわけではないから、「プロレタリア独裁」から「全人民国家」への進展と言われ

でもあまり意味はないし、議論すればするだけつまらないスコラ的な議論になっていた。藤田教授は「プロレタリア独裁の完了」という考え方が気に入らないようで、全人民国家論にも批判を加えている。この点も、藤田教授の原理主義的な側面であろう。

同時期のソ連の反体制歴史家ロイ・メドベージェフの著作『社会主義的民主主義』（一九七二年）に対する藤田教授による書評（『歴史学研究』一九七六年七月）も、気になる内容である。メドベージェフは、ソ連国内において、抑圧に抗して抵抗を続ける民主主義的社会主義者として、私は大いに敬意を表していた。ソ連国内で、一方では国内情報に接しやすい立場であったかもしれないが、他方で、研究の自由が制約され、自由な意見の交流が困難な状況の下で、その研究には多くのバイアスと歪みは避けがたい。にもかかわらず、彼の著作は優れた内容をもっており、私は大いに感動したものである。厳しい条件下でよく頑張っていると、激励したい気持ちであった。

しかし藤田教授の評価はなかなか厳しく、メドベージェフに対する敵意さえ感じられる。真のマルクス主義者として、「真の社会主義」のために「政治闘争」を行うという彼のスタンスが、気に入らないのであろうか。特に、「分析が甘い」、「単純な史観が目立つ」、「安易な方法」、「考察がない」、「非科学的」等々、方法論上の欠陥が手厳しく批判されている。しかしソ連を根本的なところで肯定的に捉えていた藤田教授には、これらの批判は、メドベージェフよりもはるかによく当てはまるのではないだろうか。

ここで環境問題についての藤田教授の考え方もみておこう。一九七二年にゴールドマンが『ソ連における環境汚染』（都留重人監訳、岩波書店、邦訳は一九七三年）を著し、ソ連の環境問題が深刻であることを論じた。ゴールドマンが、その原因を社会主義体制の問題と結びつけたことに藤田教授は不満のようであった。それまで資本主義社会の企業は利潤追求のため環境汚染を顧みないが、社会主義社会は社会全体の利益を第一義とするから、環境汚染を有効に阻止できるという通念があった。しかしゴールドマンによれば、社会主義社会においても、生産拡大を

目指す以上汚染抑止の経済的インセンティブは機能せず、またそれを監督するのも同じ国家官僚であるため有効にコントロールできない、私有財産保有者の既得権益擁護による抑止力もない等、社会主義社会において環境破壊が進む要因を指摘した。いずれも的確な指摘だと思う。

それに対して藤田教授は、社会主義諸国の経済計画に欠陥があるとしても、それは国家的所有自体の不可避的帰結ではないとし、市民の権利意識、住民運動による抑止の可能性等で反論している。しかし市民の権利意識や住民の運動は、社会主義権力が常に敵視してきたものである。環境破壊を阻止する一番大きな力は世論であろうが、社会主義諸国においては指導政党の意見がすべてであり、世論は存在しない。その意味では、社会主義社会は、資本主義社会以上に環境破壊が進む危険性がある。ソ連の実態もそうであった。藤田教授は、「社会主義のもとでは環境破壊の否定的現象が生じる社会的可能性が存在しないというわけではない」としつつも、しかし「可能性」があっても「必然性」はない、ソ連などの否定的現象は、社会主義の歴史的諸条件（後れた国から出発した）によるものと述べている（「ソ連における」「自然保護法」論の若干の問題）、社会主義法研究会編『社会主義国における自然保護と資源利用』一九七五年、八六―八七頁）。これまた非常に「甘い見方」である。

本項の最後に、藤田教授の家族法研究についても簡単にみておこう。藤田教授は、一九五〇年代以来断続的に家族法についても研究を発表している。私も家族法についてはかなり本格的に研究したことがあり、藤田教授の研究に気になるところはある。しかしこの法領域については、重要な論点は少ない。もともと家族については、所有、権力といった分野と違い、資本主義と社会主義で体制的な違いは少ないからである。問題があるとすれば、この点そのもの、つまり家族にも体制的な違いがあるか否かについての認識である。言い換えれば、「社会主義家族」なるカテゴリーを認めるか否かの問題といってもよい。この点については、教授の一九七三年の論文「社会主義革命と家族」（青山道夫他編『講座家族1 家族の歴史』弘文堂、一九七三年）を取り上げるのが好都合であろう。

ソ連では、西欧諸国の「ブルジョア家族」と區別して、「社会主義家族」という言葉がよく用いられていた（社会主義国家、社会主義法と同じように）。藤田教授も、「社会主義的家族類型」や「社会主義的家族」という表現を用いている。この「社会主義的家族」の特質はどこにあるか。教授は五点列挙している（同書三三八—三四〇頁）。

①勤労者の家族であること、②婚姻と離婚は財産関係の支配から解放され、その自由が現実のものとなっていること、③託児所・幼稚園等の普及、社会的消費生活サービス施設の建設による妻と夫の現実の平等の達成、④「社会主義社会の家族は、階級社会におけるそのように、人間をその出身階級につなぎとめ、勤労者諸個人を社会から隔離する機能を果たすのではなく、反対に、階級のない共產主義社会の建設に積極的に参加するこの社会の市民としての人格的發展を促すべきものである」。一九六九年のロシア家族法典前文や第一条には、これに対応する表現がある。⑤婚姻と家族に対する国家の保護・配慮。

これら五点は、法的形式にかかわるものとはほとんどなく、家族の社会的內容にかかわるものであるが、この内容についても、現在では西欧諸国の家族とそれほど異なるものではない。所有関係、権力関係については、その法的形式も実質的内容の点でも、資本主義と社会主義は根本的に異なっている。私的所有の廃止、契約自由の原則の廃止、権力分立・法治国家・立憲主義の否定、人権の否定等々。しかし家族については法的形式にほとんど違いはなく、違いがあるとすれば、社会主義下では夫婦共働きが普通という内容の面であらう。近代の家族の典型像は、夫が外で働き、妻が家庭を守るという分業関係の上に成り立っている。といっても、法的に妻が社会的労働に従事することが禁止されているわけではないから、法的には社会主義社会と何ら異なるわけではない。しかも近年資本主義社会でも女性の社会進出は進んできたから、実質的内容の点でも、社会主義社会との違いは減少している。

ソ連でも、一九二〇年代には、経済、国家と同じように、家族関係も社会主義下では根本的に変化するものとなされていた。家族消滅論がそれである（通説的なものではなかったが自由恋愛論の隆盛もそれと関係がある。拙

稿「家族消滅論のイデオロギー構造」、溪内・荒田編『ネップからスターリン時代へ』一九八二年、拙稿「ソビエト事実婚主義のイデオロギー的背景―自由恋愛論の展開」、『神戸法学雑誌』三三卷二号、一九八三年参照）。事実婚主義の採用も、それと関係がある（『社会主義と婚姻形態』有斐閣、一九八八年参照）。しかし一九三〇年代以降は逆に家族の強化が説かれ、離婚は困難となり、父の搜索は禁止され、事実婚主義は廃止された。一九六九年の家族法典では、それまでの両極端を廃して常識的な線に落ち着き、西欧諸国の家族法との根本的相違はなくなった。このような振幅の極端な大きさは、社会主義家族理論の不安定さを物語っている。ソ連崩壊後制定されたロシアの現行家族法典（一九九五年）は、一九六九年法典を基本的に継承している（拙訳「一九九五年ロシア連邦家族法典」、『神戸法学雑誌』四六卷二号、一九九六年）が、そのことは、「社会主義家族」なるものは存在しないということの一つの証左である。

（１）「初期社会主義」論は、ソ連公認の「発達した社会主義」論、「成熟した社会主義」論に対置されたものである。他方で藤田教授は、スターリン批判以後の改革によるスターリン的な特殊の「第二次的形成物」（後述）の克服・改善を指して、しばしばこの「成熟」という言葉を使っている。とすると一九六〇年代以降のソ連は「成熟した社会主義」に向かっていったという認識なのであるか。おそらくそうではないと思うが、教授の「初期社会主義」論と「成熟」論は矛盾しているように思う。ソ連崩壊後藤田教授は、「成熟」論を撤回することになる。

（２）教授は、一九八七年の論文では、市場メカニズムを利用した経済改革について、「それ自体を社会主義の成熟とみるか、成熟した社会主義への新たな迂回路とみるかは別として」、それによって「第一次的構造」は「多かれ少なかれ変容し、改編されつつある」と述べている（『現存社会主義の歴史的位置』、藤田編『権威的秩序と国家』二八五頁）。そこでは、経済管理への勤労者の主体的参加による経済的・政治的改革の拡大なしには、「あれこれの『経済改革』は人びとを『個

人所得＝消費』埋没型に誘導し、社会的不平等を拡大するだけで真の経済改革にはならないであろう」とも述べている（同書二九〇頁）。経済改革には慎重な姿勢が窺えるが、教授は、市場原理の利用は、かつてのネップと同じような社会主義への「迂回路」（一時的な必要悪）としてのみ許されると考えているのである。ペレストロイカ期には、市場メカニズムの利用について、避けられないものとしてやや前向きな姿勢を示しているが、他の改革との結合を重視し、やはり迂回路としてのみ認めている（『社会主義諸国の経済改革について考えること』、『経済』一九八八年五月、二二三―二二四頁）。

（四）社会主義論・ソビエト法学の集大成―一九八〇年代

藤田教授は、一九八〇年に『社会主義社会論』（東京大学出版会）を、一九八六年に『概説ソビエト法』（東京大学出版会）を刊行した。いずれも概説書ではあるが、同教授の社会主義論とソビエト法論の一応の完成とみることができよう。まず前者からみていくことにする。

『社会主義社会論』は、資本主義社会の内部構造の根底的否定として想定される社会主義社会の原理的構造を抽象的・一般的に理論的に規定しつつ、それを現実のソ連その他の社会主義諸国の歴史的現実やそれをめぐる諸理論と照らし合わせて、社会主義社会のある程度の具体像を示したものである。それは、社会主義論の歴史的展開に関わる第一章（社会主義社会論の史的展開と現代的争点）と第五章（現存社会主義体制の歴史的的位置）によって、第二章の所有論（社会主義と所有）、第三章の国家論（社会主義と国家）、第四章の自由論（社会主義と市民的自由）を包み込む構成になっている。このうち自由論は、第六項で取り上げる。

まず歴史的位置づけに関する第一章と終章のうち、第一章については、従来の議論と比べて特に気になったところはない。終章（第五章）の方は、やや興味を引く。一九七〇年代にみられ始めたソ連の現実に対する失望感は、

さらに深くなっているのが窺える。教授は、一九七〇年の論文以来、既述のように、ソ連を「発達した社会主義」などではなく、「初期社会主義」にすぎないと規定していた。本書ではさらに、各国の社会主義の現実の中には、「粗野な社会主義」あるいは『専制的』な形態をまとう『政治的な性質の共産主義』というマルクスのかの規定を想起させるような現象がみられる」と述べている（同書二三三頁）。そして「社会主義への道は単線的な上昇軌道のみではな」く、「政治的・イデオロギー的諸関係の領域での後進的構造の異常な隆起・・・によって全体としての社会主義建設の停滞と後退が生じうる」というのである（同書二三二頁）。直接にはこれは中国の文化大革命の経験などを指しているが、この本が執筆されたのは、既述（第一章第二節第六項）のように、天安門事件などもあって、日本共産党幹部が、中国は社会主義とは言えないと発言していた時期である。

しかし他方で藤田教授は、ソ連が未だ社会主義に到達していないという見解も批判している。「政治的・イデオロギー的関係の領域において問題があるからといって、その社会の規定的社会関係そのものの社会主義的性格がただちに否定さるべきでないことは、いうまでもない」というのである（同書二三二頁）。つまり現存社会主義諸国の「社会諸関係の総体的な連関の中にあつて、最も規定的な社会関係の分析に基づいて」、「その未熟さも含めてこれらの国を社会主義と認めている。その場合「最も規定的な社会関係」とは、「たんに生産手段の所有形態だけ」で判断してはいけないともいう（同書二三二頁）のであるが、他方で、一九三〇年代半ばに生産手段の社会化が全一的に達成され、私的所有者の諸階級が消滅したことは、社会構造の質的転換を意味しており、社会主義の段階を画するにふさわしいものであることは「疑いを入れない」とも述べている（同書二三四頁）。やはり生産手段の所有形態が、決定的なメルクマールなのである。そして現存社会主義諸国のさまざまな制約にもかかわらず、教授は社会主義のさらなる発展を「世界史的運動」として展望しており、特に発達した資本主義諸国で社会主義運動が前進するとに期待を寄せているのである。

そこで教授は、さまざまな社会主義に関する議論を紹介しているが、その中で私は、東ドイツの指導者であったウルブリヒトの見解に興味をもった。従来社会主義と共産主義は一つの社会構成体の二つの段階として連続的に捉えられ、前者は後者への経過的存在とみなされていたが、ウルブリヒトは、社会主義社会も独立した社会構成体として固有の一般的法則をもつ長期的に存続する独自のシステムとみなしたというのである（同書二五頁）。東ドイツは「長期的に存続」はしなかったが、社会主義を独立した社会構成体とみなすウルブリヒトの主張自体は、正しいのではないかと思う。繰り返すように、私は社会主義は実現可能であるが、共産主義なるものは空想の世界であると考えている。その立場から言えば、仮に社会主義社会が実現しても、それはより高い段階への過渡期ではなく、それ独自の法則性、矛盾を内包した一社会構成体である。ウルブリヒトは、社会主義国のリーダーとして、体験的にそのことを実感していたのかもしれない。

さて第二章は、所有論である。後に教授は、ソ連が崩壊した根本的原因として「社会化」が形式的なものに留まっていたことをあげているから、ここでは「社会化」の内容、実質とは何かが問題になる。つまり生産手段の所有形態の変革だけではなく、その内容が重要というのであるが、それは何を意味するのか。この点はうまく整理されていないので、著者が参照を求めている別稿（藤田勇編『史的唯物論と現代、6、社会主義』一九七九年）と合わせて考えると、つぎの二つであるようだ（さらには商品・貨幣関係の残存の問題も含むかのようなのであるが、直接にはそのように書かれていない）。第一は、生産力の発展水準の問題である。高度の生産力水準が達成されないかぎり、内容的には社会化は不充分といふことなのである。とすると、既存の社会主義社会の内容的な「社会化」は絶望的にみえるが、この点は、先進資本主義諸国の社会主義化という世界レベルでの展望と合わせて考えているようである。いずれにしろ生産力水準の問題は、「社会化」とは別の問題であらう。したがってつぎの第二が、所有の社会化の内容としてキーポイントになる。

第二の論点とは、共同所有主体の内部編成の問題、つまり生産手段が社会的所有に転換したとき、共同所有者である各人はいかにして経済過程に関与するかという問題である。藤田教授は、この問題ではかなり樂觀的である。経済の管理は過渡的には「国家管理」が不可避であるが、それは将来的には全社会的自主管理（自治）へと発展するという。現段階では、国家管理への労働者の参加を促進することが重要な課題となる。ところで藤田教授は、「ソ連では共産党と国家の官僚が経済の管理権を独占的に掌握しており、ソ連型経済管理においては労働者は管理から排除されている、という考え方がかなり広がっているが、それは事態の正確な理解ではない」という（『社会主義社会論』九〇頁）。そしてそれを例証するため、ソ連における労働者の参加形態が説明されている。そして特に重要なのは労働組合であり、「この労働組合は労働者・職員を包括的に組織しているから、これをつうじて労働主体の管理への参加が広く実現されているということが出来る」というのである（同書九四頁）。

しかしソ連の労働組合は、やはり共産党の支配する官僚主義的な準国家機関であって、労働者の参加形態とはとても言えない。参加形態として人民統制委員会も列記されているが、これなどむしろ無意味で滑稽な組織である。市場原理の働かない社会主義の下では、市場による選別・淘汰の代わりに各種の統制・監督機関が規制的役割を担っていたが、それでもうまくいかないため、統制機関を統制するために別の統制機関がつくられるといった状態で、統制機関が行列している（店の行列のように）などと揶揄されるような状態であった。結局社会主義の下においても、労働者は所有の主体、経済管理の主体ではなく、国有企業に雇用される賃金労働者でしかなかった。ソ連の労働者も、おそらく自らを雇用労働者にみなしていたに違いない。

さて藤田教授の『社会主義社会論』の第三章は、国家論を取り上げている。ここでは官僚主義の問題が重要である。これまで正統派のマルクス主義者は、この問題と向き合うのを回避していたようにみえるが、藤田教授もここで初めて本格的に論じたものである。官僚主義の問題に先立って、まず階級の問題が論じられている。教授は、ソ

連には工業労働者を中核とする労働者と協同組合（コルホーズ）に組織された農民という二つの階級が存在するとし、特にコルホーズ的所有は全人民的所有ではないことに社会主義発展の限界をみてきた。しかし、コルホーズにも共産党や国家権力の支配力は完全に貫かれていたし、コルホーズと国营農場ソフホーズを区別する実益もほとんどない状況になっていた。したがって労働者と農民という二つの階級の相違は、それほど本質的であるとは思えない。確かに宅地付属地の副業経営の存在は一定の社会的意味をもつが、それはコルホーズ農民だけでなく、ソフホーズ労働者や大都会以外の一般の労働者・年金生活者等も、宅地付属地経営を行っていた。社会主義社会内部の構成上の大きな分岐は、そんなところではなく、やはり支配官僚層と一般民衆の間にあったと思う。そこで官僚主義の問題が出てくることになる。

藤田教授は、社会主義社会でも、労農の階級区分の他、それぞれの階級内部の肉体労働と精神労働、管理労働と指示遂行労働等の階層の違いがあるという。そしてそれぞれの階級・階層は、特殊利害と特殊利害意識をもつという。ここまでは問題はない。そして、社会主義の下でも特殊な公的権力（政治権力）が不可避である理由を、次のように説明するのである。教授によれば、社会主義社会における普遍的利害は、「労働者階級の、しかも直接的生産過程を担うその中核部分の利害」であるという。その場合例えばコルホーズ農民の特殊利害はそこに十分反映されないかもしれないことになる。しかし「ここにはすでに社会主義社会の勤労者としての現実的共同利害が形成されている」とし、「普遍的利害と特殊利害とは、敵対的矛盾関係には立っていない」という。とはいえ公的権力が労働者階級の利害に規定される普遍的利害の保障の担い手として登場するかぎり、それは政治的性格をもった特殊な公的権力＝国家権力となる、と言うのである。ここでは権力と社会構成員の利害の相違はなお存在するとしても、ミニマムのものと想定されているのである。

ところで労働者階級のいわば「特殊利害」は、いかにして普遍的利害として規定されるに至るのであろうか。あ

るいは誰がこの普遍的利害の内容を決定するのであろうか。藤田教授は、労働者階級内部の「管理労働と被管理労働の分業が共同的労働＝領有関係の内実にかかわる重要なファクターである」ことも指摘（同書一二六頁）している。そして社会主義社会においては、「管理専従者が排他的に普遍的利害の代理人として現れる」というのである（同書一五九頁）。そしてこの普遍的利害はそれ自体自立し、管理専従者も自立する。「そうして、彼らは、この自立化した『管理』を自分たちの『特殊利害』とするようになる」という（同書一六〇頁）。こうして社会主義社会には、なお特殊の管理層が「政治的な力」として存続するということになるのである。しかしこの論理は逆ではないか。

藤田教授は、何が普遍的利害であるかが既に決まっているかのように前提し、管理専従者がその担い手となると言うのであるが、普遍的利害は自明のものではない。労働者階級が、民主的な手続を経てその普遍的利害なるものの内容を決定しているわけではない。それを決定しているのは、結局共産党指導部である。そしてそこには必ず共産党指導部や管理専従者層の特殊利害が反映しているはずである。私は、既述の通り（第二章第一節第一項）、社会主義の下では、特権官僚層の特殊意思と特殊利益が、一般的利益・一般的意思に転化しているとみなしている。特権官僚層は、藤田教授が言うように、普遍的利害の管理を特殊利害とするのではなく、反対に、自らの特殊利害を普遍的利害に転化しているのである。この点が、官僚主義の問題の考察においては、決定的に重要なところである。このように、社会主義国の権力も、資本主義国の権力と同じ意味において、「政治的性格」をもった権力なのである。

しかし藤田教授は、社会主義の下では、資本主義下のような「官僚支配の構造」は存在しないという。「官僚支配は、通常、階級分裂社会における階級支配を媒介する形態もしくはその補完形態として成立する」ものであり、「これに対して共同的労働＝領有関係が支配的である社会〔社会主義社会〕では、普遍的利害はすでに実在的な共同関係によって規定されており、管理活動専従者は基本的にはこの共同関係の主体に従属しているからである」と

いうのである（同書一六二頁）。しかし管理専従者が従属する「共同的関係の主体」とはいつたい何者か。労働者階級か、もっと広く勤労者階級か。いずれにしろこれらは抽象的存在であって、実質的意味をもたない。実際に、この抽象的存在を具体的に代替しているのは、管理専従者層であり、そのトップとしての共産党指導部であることは明らかである。

藤田教授も、勤労者階級から相対的に自立した管理専従者層の存在は認めており、それを「過渡的時期に残存するカッコつきの『官僚制』と名づけておきたい」という（同書一六二頁）。あるいは、『『官僚制』は未成熟の共産主義的社会関係の内在的矛盾の表現である」（同書一六四頁）と述べ、社会主義の発展とともに消失していくものと捉えている。官僚主義は前時代からの遺物で、社会主義社会にはその内在的根拠はないという認識である。しかしこれは正反対ではないか。

社会主義社会が膨大な官僚層を必要とすることは原理的に明らかであり、ソ連などの実態をみてもその通りであった。「原理的」というのは、市場経済の廃止される社会主義の下では、市場機能の代わりを役人が行わなければならないということである。何万か何十万か知らないが商品の価格の決定はもちろん、膨大な資源・労働力・資金の配分計画を官僚が決定しなければならない。経済の計画化を基礎に、社会の全分野が計画化される傾向が顕著になり、官僚の権限は社会の全分野を覆うことになりがちである。このような大きな権限を有する官僚層が、その利権を守ろうとするのは必然であり、それが官僚層の特殊利害となる。

ソ連の特権官僚層が、自らの特殊利益を一般的利益に転化する方法については、既に述べてきたことと関係がある。私は、ソ連では特権官僚層と社会的弱者が受益者層であるとこれまで述べてきた。社会の上層部と底辺部が協力して体制を維持してきたのである。ここで詳しく論じる余裕がないが、既述の「投書政治」や「直訴政治」によって、上層部と底辺は直結し、中間部分をたたくという構造になっていた。最高会議の議席は、支配層と末端の労働

者農民に意識的に多く配分されていた。卑近なところでは、商店などの行列も、特権層と社会的弱者は免除され、優先的に買い物ができた。飛行機に乗る順番などでもそういうことはあった。つまり特権層は、社会的弱者の利益を守るといふ社会主義社会の理念になつた普遍的利益を部分的に代表しつつ、それによつて自らの利権（特殊利益）を正当化し、つまり自らの特殊利益を普遍的利益に変えていたのである。

近年日本でも官僚政治の弊害が強く叫ばれ、それが政権交代と民主党政権誕生の原因となつたが、体制の如何を問はず、官僚層は独自の利害を有し、その利害を守るための政治を行う。社会主義社会では、階級構造がないだけに、いっそう官僚支配は直接的な性格をもつ。ロシア革命以来、ソ連では一貫して官僚主義との闘いが叫ばれてきたが、それだけ社会主義下の官僚主義の弊害は深刻なのである。藤田教授の言うような、「過渡の時期に残存するカックツきの官僚制」といった生易しいものではない。しかしソ連当局の官僚主義との闘いは、実際には、中間・末端の小役人の非効率な仕事を主たる標的としていたから、事態はいっこうに改善されなかつた。官僚主義のトツプが、自らを棚に上げて官僚主義との闘いを呼びかけても、効果がないのは当然である。

既述のように、藤田教授は、社会主義下の官僚制の弊害を過渡的なものとみなし、共產主義への前進によつて解決されるものと考えていた。そして共產主義の下では、国家に代わつて「社会的自治」が展開すると想定されていた。そして社会的自治の試みは、同志裁判所等々のかたちで既に部分的に実施に移されているというのである。しかしこれらの試みが、中央で集中し、末端を分散する管理社会の極致であることは、既述の通りである。国家が死滅し、それに代わつて社会的自治が展開するということはありません。

官僚制の弊害との闘いについて、藤田教授が共產党に言及しているのも興味深い。教授は、ソ連などの論者が、社会主義下の管理機構がブルジョア的な官僚制と似たものにならない保証が共產党の指導であると言うが、「従来

の歴史的経験によれば、『官僚制』の病理は党組織にも浸透しうるわけであつて、党の政治指導が保証になつてい

るというだけではあまりに楽天的に過ぎる」と批判してみせる（同書一六五頁）。これはまさに私も言いたいことである。しかしその後続く教授の言葉は、官僚制揚棄の「条件の創出を含むこの複雑で高度のたたかいについて共産党がどのような政策をもち、活動するかが問題なのである」と言うだけなのである（同書一六五頁）。共産党が指導するというだけではだめで、それが正しく活動することが必要だ、というのである。共産党に正しく活動させるためにはどうすればいいのか、正しく活動しないときはどうするのか、それはやはり共産党指導部がしつかりするのだというトートロジーを、藤田教授も抜け出すことはできないのである。

現存社会主義下の民主主義の問題について、本書での藤田教授の記述は歯切れが悪い。ソビエトの代議員選挙は、候補者一人で行われていたが、私見によれば、これは社会主義の計画政治の必然的帰結である。既述のように、藤田教授は、「普遍的利害はすでに実在的な共同関係によつて規定」されているとするのであるから、その普遍的利害を代表する候補者は一人で十分である。ソ連の欺瞞的な選挙制度は、後進性に基づくソ連の特殊性ではなく、社会主義の必然ということになるのではないか。ただそれがソ連の民主主義欠如の事例として社会主義批判の材料となっていたこともあり、教授も、「現行システムは、人民の政治意識を高める上で、マイナスの要因になっている。一党制の政治レジームそのものにかかわる問題であるだけに簡単ではないが、根本的な議論が必要とされている問題である」と語っている（同書一四五頁）。ただその解決策としては、東欧の複数候補者の試みに言及されているだけである。仮に複数候補者制になっても、普遍的利害が既に存在しているとする以上、理論的には、意見を異にする複数の候補者は容認されず、同じ政策を掲げる複数候補者の中で、どの候補者の資質が代議員としてよりすぐれているかを選択するだけとなろう。無意味なポストにふさわしい「資質」を選択するのも困難ではあるが。

ソ連では、「ソビエト」など人民代表機関がほとんど機能していなかったが、それも計画政治の必然的帰結である。ソ連の最高会議は年二回、合わせても多くて一〇日程度しか開かれておらず、その直前に開かれる共産党中央委員

会が決定したことを、満場一致で追認するだけの機関でしかなかった。実質的には、代議員の地位は、権力中枢による報奨制度の一つであったと言ってもよい。代議員の最大の関心事は、大会開催中、高級ホテルに宿泊し、高級レストランで食事し、モスクワ市内で買い物ができ、劇場でバレエやオペラを鑑賞し（ロシアは古典バレエの本場でありながら、一般市民が見る機会はほとんどなかった。チケットは市場では売られておらず、さまざまの特典として配分されていたからである）等々のさまざまの特典（西欧の水準からすればささやかなものであるが）を享受することであった。最高会議は、語の本来の意味において、最低会議でしかなかった。藤田教授も、「代表制機関が共通意思形成の場としてより実質的に機能するためには、やはり大きな改革が必要とされている」ことを指摘している（同書一五一頁）。特に具体的な提案をしているわけではないが、「社会主義体制はその問題の解決の可能性を本来的にもっているはずである」と楽観的である（同書一五二頁）。

さて次は、一九八〇年代のもう一つの体系書『概説ソビエト法』（東京大学出版会、一九八六年）である。これは教科書的な概説書であるが、内容は非常に豊富であり、特に国家的所有の構造と運用に関する説明は、他の追随を許さない詳細なものである。本書の「はしがき」には、これを一つのたたき台として、「若い世代によってより本格的な体系書が書かれるであろうことへの願望、期待」が語られている。しかし私を含め、次の世代のソビエト法研究者によってこのような体系書はついに書かれなかったし、ソ連が崩壊した今、今後も書かれることはないであろう。したがって藤田教授のこの著作は、ソビエト法に関する唯一のまとまった概説書となった。私自身について弁解すれば、藤田教授に少し後れて私も教科書執筆の準備を始めたが、ペレストロイカによるソビエト法の激動の時代を迎え、ついに執筆の機会を失った。法律書は、法システムが安定して機能しているときにしか書けないからである。今後体系書を著すとしても、それは現代ロシア法を中心としたものにならざるをえないであろう。

本書は概説書であるから、ソビエト法の内容の客観的な記述が多く、それについては私が異議を差し挟むべき点

は始どない（自由権の問題は、別に第六項で取り上げる）。が、いくつか触れたい点はある。先ずこの本は、その構成が独自である。序論でソビエト法の歴史的展開について概説し、第一章では、「法の現象形態」として、法規範のシステム、司法制度など法的紛争の解決機構が取り上げられている。次いで実定法の概説に進むのであるが、その際、憲法、民法、刑法、といった馴染みの法領域別の解説ではなく、先ず第二章「所有」労働諸関係の法的形態」（民法、労働法、経済法、コルホーズ法などが対応）で始まり、第三章「家族関係の法的形態」、第四章「法的関係の侵害とその回復をめぐる法的諸形態」（刑法、民法の不法行為法やその他の法違反、刑事訴訟法、民事訴訟法など）、第五章「市民の基本的権利」という順序になっている。これは、史的唯物論の視点から、社会主義社会の内部構造の編成に対応した構成の仕方である（私は社会主義社会においては、唯物史観は大きな修正が必要だと考えており、所有関係、経済関係よりも、権力関係中心の編成の方が適切だと思う）。私も授業ではいろいろ試みてみたが、結局伝統的な、憲法、民法・・・という体系的な法典別の編成の方が、読者・学生にとって分かりやすいという結論に達した。しかし藤田教授の方法も一つのやり方であり、それを批判しているわけではない。

本書の具体的記述で一番気になったのは、裁判官の独立についての現状認識である。「党のそのときどきの政策キャンペーンが裁判官の判断に影響することは十分考えられるが、個別の裁判事件について党機関が指示をだすと推論することは非現実的であり、また、現存体制の強化のための適法性強化という党の基本路線からみればそうした方法が党の指導体制そのものの解体に連ることを推論する方が容易である」というのである（同書九三頁）。この二つの推論はうまく対応していない（後者は、党が指示をだしていないという推論でなければならない）。無理な議論をするときは、しばしばこのような奇妙な表現となる。後者の推論のような理屈は、藤田教授の記述によくみられるものである。党が適法性強化という方針をだしている以上、裁判官の独立を侵害するはずがないという党への信頼が背後にある。社会主義は本来こうあるべきものだから、そうになっている「はず」であるとか、共産党が

こう言っているからには、そうしている「はず」であるといった論理である（この「はずの論理」については前にも取り上げた）。ソ連は崩壊したが、裁判官の独立を侵害したことも、その遠因の一つであろうから、その意味では藤田教授の考えに反して、後者の推論の方が正しかったことになる。

実際には、ソ連では「裁判官の独立」は、しばしば侵害されていた。確かに日常的な裁判の大部分は、政治性のない平凡な事件であるから、わざわざ党が介入することもないであろう。また党機関が公式に介入することも、政治的事件を除けば少なかったであろう。ただ中央・地方各レベルで、共産党・検察機関・裁判所三者の定期的会合はもたれていたから、重要事件であれば当然議題となり、個別事件についても協議が行われたに違いない。重要事件、特に政治的事件であれば、当然党は裁判所を指導する。ただ裁判所幹部も共産党幹部であるから、はじめから同じ思想をもっており、別に圧力とは感じなかったかもしれない。共同で協力して事件に対処したといった感覚であろう。また平凡な事件であっても、党幹部あるいはその親族、友人等がかかわる事件であれば、中央・地方の党幹部が干渉することは日常的であった。このことは「電話法」、「電話裁判」という言葉で表現されていた（党幹部が電話で裁判官に働きかけるの意）が、ペレストロイカ期には、多くの実例が暴露されるようになった（拙稿「ソビエト刑事司法のペレストロイカ」、『ジュリスト』一九八八年三月一五日参照）。また、そもそも裁判官の質も低く、むしろ裁判官への正しい圧力が必要とさえいえるような状態であった。「司法権の独立」は公式に否定されていたが、個々の裁判も決して独立して行われていたわけではないのである。

藤田教授は、労働者の経済管理への参加の実情について、もともと積極的な評価をしていたが、一九八三年の「労働集団法」についても、「『労働集団』制の導入により、労働者・職員の労働組合を通ずる管理への参加がより実質的なものとなるであろうことは確かである」（同書一六八頁）と高い評価である。この法律は、労働者を企業の主人公とするために制定されたものであったが、もともとそれは不可能である。結果的にもこの法律は、これほど無

意味な法律はないという法律の典型として、何の意味ももたなかった。

さて、以上のように、この著作に書かれていることについて、個別的に批判すべき箇所はそれほど多くはない。しかし、全体としてみれば、それはやはりソビエト法の実態を的確に伝えるものではなく、大いに誤解させるように思う。それは、ソビエト法制度の一般的・抽象的な解説を、理論的な説明を加えつつ行ったものである。本書を読めば、ともかくにもソ連では法が機能しており、ソ連は法治国家として存在している（法治国家概念自体、ソ連では否定されていたのであるが）かのような印象を受けるのではないだろうか。しかし実態は、全くそうではない。

ソ連には、「法の支配」ならぬ「訓令の支配」が存在した。ソ連には官庁の発する膨大な数の「訓令」（省令など）が存在し、現実にはそれが社会を規律していた。訓令は、上位法とは無関係に乱発されていたから、それらはしばしば憲法・法律に矛盾していた。ソ連では法のヒエラルヒーは明確でなく、上位法と矛盾する下位法は抽象的には無効といえるが、しかし裁判所にはそれが矛盾するか否かを判断する権限は与えられていなかった。裁判所は「法を適用」するのであって「解釈」する機関ではないとされ、事実上は、より詳細な内容をもつ下位法（訓令）を適用するしかなかったのである。私は講義では、できるだけ具体的な実例を挙げるよう心がけている。そうしないとソビエト法の本質は理解できないからである。訓令の支配については、次のようである。

例えばソビエト民法は、資本主義諸国のそれと同じように、欠陥商品を販売した場合の瑕疵担保責任の規定を置いている。欠陥商品の多いソ連において、庶民の日常生活の上で、この規定は切実な意味をもっている。この場合買主は、正常な商品との交換、無償修理、代金減額、契約解除と損害賠償、のうちいずれかを選択して請求できることになっていた（一九六四年ロシア民法典二四六条）。しかしソ連市民でこの権利を行使した人は、まずいなかったのではないか。店で怒鳴られたり、ばかにされたり、さんざんな目に遭うに決まっていたからである。しかし、

これはむしろ些細な問題だ。そもそもこの権利を行使しようとしても、実際には不可能なのである。

なぜなら、主要商品毎に交換規則（省令）が定められており（テレビ交換規則等）、ここでは面倒な条件が詳細に定められており、実際にはこの権利は行使できなかったのである。例えば、「領収書」を提示することという条件がある。これは至極もつともな条件のように見える。しかし、実際には、ソ連の店では領収書はくれない。ソ連の買い物は代金前払い制になっていて、会計でお金を支払えばレシートをくれる。そのレシートと交換で商品を受け取るという仕組みになっているのである。手元にはレシートは残らないし、別に要求すれば、怒鳴られるに決まっている。私は、外貨専門店（主要外貨だけが通用する店で、先進国から来た人や外貨をもつエリートソ連人が利用する）で買った欠陥サモワールを交換してもらったことがある。外貨専門店は、領収書をくれるからである。

このような事例は、決して特別のことではない。極端に言えば、ソ連の法はすべてこのような仕組みになっており、実効性をもたないことが多かったのである。法律に書いてある権利を行使しようとしても、法律には書いてない面倒な手続が訓令によって定められており、それを通過するのは針の穴をくぐるように困難であったり、役人に賄賂を贈らなければ受け付けてくれなかったりといった状態であった。しかも訓令は公表する義務がなかったから、ソ連市民は膨大な数の秘密法によって支配されていたことになる。ソビエトの刑法典には、「〇〇規則違反の罪」なるものが数多く存在した（例えば「国内パスポート規則違反の罪」）。この場合「〇〇規則」は訓令であることが多く（「国内パスポート規則」は政令だが）、したがって公表されていない訓令に違反して刑事責任を追及されることもあったのである（拙稿「社会主義的法治国家論の検討（上）」、『神戸法学雑誌』三八巻三号、一九八八年、第四節参照）。

問題は訓令の支配にとどまらない。訓令の支配は、それを制定する官僚層の人民支配の武器であったが、その訓令すら公平に的確に適用されたわけではない。現場の役人は全く恣意的に行動し、恣意的に法を適用していた。「訓

令の支配」を超えて、「役人恣意の支配」が存在したのである。「すべての役人は立法する」というソ連で語られていた言葉も、そのことを示している。ソ連の職場では、それぞれの部署では、そこで働いている労働者・職員（国家セクターから給与を受け取っているという意味で役人である）が、万能の権力を握っているかのように見えることが多い。商店の店員は、どの商品売るかについては、全権力をもっており、商品があっても売ってくれないことがある。前にも述べたが、いい商品があれば親族や友人達のために自分で買い占めてしまうからである。商品があるのに売ってくれない時、庶民はもうどうしようもない（もつともこれは犯罪になりうる。ロシア刑法典一五六条の三〔商業規則違反〕。これも「〇〇規則違反の罪」の一例である）。別にも書いたことがあるが、私の居住していたモスクワ大学寄宿舎のある大学本部の敷地・建物への出入りは厳しく規制されていたが、同室のアメリカ人がショートパンツ姿でジョギングに出かけようとしたところ、外出を阻止された。寄宿舎自治会委員長にそんな規則があるのかと聞くと、ないという。では外出してもいいかと聞くと、警備員（多くはおばさん）がだめだと言えはどうしようもないからだめだ、ということであった。現場の労働者（役人）が、その職務に関しては全能であり、勝手にルールを決めてしまうのである（拙稿「ロシアの法文化」、皆川修吾編『移行期のロシア政治』溪水社、一九九九年参照）。いかに法的根拠がなくても、現場の役人がだめだと言え、どうしようもなかった（後にも例をあげる）。行政訴訟手続も、基本的には存在しなかったのである。ソ連社会における法の実態はこのようであったが、自由・民主主義の抑圧も含め、藤田教授の著作からは、そのようなソビエト法の現実の姿は浮かび上がってこない。

さて以上の二著作の間の期間に、有斐閣双書『ソビエト法概論』（一九八三年）が共著で刊行され、藤田教授は総論を執筆している。そこではソビエト法の「原形式」と「原型」という言葉が使われている（第二・第三章）の目が惹く。一九二〇年代（ネップ期）に一連の法典が成立し、法制度が整備されるが、藤田教授は、これをソビ

エト法の「原形式」、その後の転換を経て一九三〇年代に成立した法制度（基本的にはソ連の崩壊まで続いた）を「原構造」と呼んでいる。これは簡単に「過渡期の法」、「社会主義期の法」と区分すればよいのではないか。藤田教授は、マルクスの「過渡期」、「社会主義」の区分をソ連に当てはめるのは適切ではないとし、それを「初期社会主義」と規定していたが、そのためやや分かりにくい「原形式」、「原型」という表現を使ったのであろうか。

藤田説に倣えば、私はむしろ、「反原型」と「原型」と呼ぶ方が適切ではないかと思う。一九二〇年代には一連の法典が制定されたが、当時は法は死滅しつつあると本気で考えられ、そのようなものとして過渡的に存在していた（反原型）のであるが、一九三〇年代にそれが継承・断絶の複雑な内容を含みつつ、死滅論は逆転して社会主義法の成立が高らかに宣言される（原型）ことになるからである。例えば相続制度は、革命直後の一九一八年に一旦廃止が宣言された（ただし実質的には完全に廃止されたわけではない）後、一九二二年の民法典は、将来の廃止に向けて消極的に過渡的に相続制度を認めた。しかし一九三六年のスターリン憲法制定後は、相続制度は肯定的に再規定される。相続制度の内容そのものには変化はないのに、その位置づけが消極から積極へと正反対に転換するのである。法制度全体に、同様の構造の転換がみられるのである。しかしこの点は本質的問題ではなく、別に藤田説を批判しているわけではない。

（五）ペレストロイカからソ連崩壊まで——一九九〇年前後

藤田教授は、既述のように、一九八七年（執筆は一九八六年と思われる）に論文「現存社会主義体制の歴史的位置」を著している（藤田編『権威的秩序と国家』）。既にペレストロイカの改革が始まっていた時期（ゴルバチョフ政権が成立したのは一九八五年三月）であるが、この論文にはペレストロイカへの言及はない。本の題名に「権威的秩序」という言葉が用いられているが、それは現代資本主義と現存社会主義に共通する特質を表現するために使

用されている。ここでの「権威主義的」の語は、現代社会の支配構造を批判するために用いたのであって、全体主義や民主主義に對置する体制概念として用いているわけではないという。そして「権威」については、「一定の社会關係において意思決定を独占し、自己の利害に他のそれを従属させる者、・・・がその支配＝従属關係の維持のために、被支配者から、『利害状況』（ウェーバー）に規定されながらもそれを相対的に超える同意の調達形式を確立しているときに、その支配がもつ属性」と説明されている（同書序文）。このようにソ連体制を「権威的秩序」と規定するほど、教授のソ連に対する否定的認識は深まったわけである。

かつて教授は、「あるべき社会主義」を基準に現存社会主義を批判する方法を否定していた。むしろ逆に現存社会主義体制の实在の中から、「あるべき社会主義」像を抽出しようとしていた時期もある。既述の一九八〇年の『社会主義社会論』（第五章の2）では、「あるべき社会主義」像を基準とする方法に理解を示しながらも、なお否定していた。しかしこの論文では、マルクスの語った「真の民主性」を批判基準として、現存社会主義の諸矛盾を考察対象とすると述べている（藤田編『権威的秩序と国家』序文）。これは、「あるべき社会主義」を基準とした現存社会主義批判の方法に近いであろう。学生時代の私はそのような方法をとっていた（その後離脱）のであるが、教授も二〇年後そこに辿り着いたのである。

本論文では、ソ連および社会主義について、一九七〇年代後半以降の否定的な論調はさらに強まっている。先にもみたソビエト型社会―政治体制のいわば正常な「第一次的構造」も、藤田教授によれば、共産党中心の諸団体の一元化、党と国家の癒着等々、否定的な特徴付けが多いのである。ソ連のこのような特徴付けは、正統派マルクス主義者以外の世界では以前から常識であつたわけであるが、藤田教授がこの時点でこのような認識に辿り着いたのは、やはりペレストロイカの影響であろう。この時点では、改革路線はまだ本格化していなかったが、ソ連の否定的現実にはソ連内部で鋭く指摘され始めていた。当のソ連でソ連批判の動きが活発化したため、日本のソ連擁護者達

は取り残され、立つ瀬がなくなっていた。はしごをはずされた思いではなかったらうか。

社会主義諸国の改革の動きについては、次のように述べられている（既述のようにペレストロイカについて直接の言及はない）。藤田教授によれば、「現存の経済管理システムの矛盾の認識はかなり一般化しており、その『ラディカルな』改革の必要性がソ連などにおいてもますます強調されてきている」という（同書二八九―二九〇頁）。改革は勤労者の经济管理への主体的参加を拡大し、それは諸集団・諸組織の意思表明の自由の要求となり、それら集団等は政治的な性格を帯びていく。それは共産党にも影響を与え、党を開かれた民主的なものとし、それは国家の立法・行政・司法の活動をより開かれたものにし、党と国家の区分もより明確になろうという。教授によれば、このような変化の見通しは現実的根拠があるという。このような記述を見ると、教授は依然としてソ連社会主義の未来に楽観的で、問題の発生は同時にその解決方法の登場を促し、社会主義は自動的に自己改革していくと考えているようにみえる。

しかしそれは、次の悲観的論理で直ちに修正される。改革といっても社会主義諸国だけのその動きには限界があり、世界的視野でそれを位置づけるべきだというのである。つまり現存社会主義の改革運動、第三世界の運動、資本主義諸国の運動の三つが合流することが必要だというのである。そして「社会主義の世界史的水準での段階的發展への最も重要な環の所在にあえて言及するとすれば、筆者は、発達した資本主義諸国における『民主主義的変革』（社会主義への道を開くそれ）の進展にそれを求めたい」と締め括っている（同書二九二頁）。ソ連の現実への否定的認識と先進国における革命への期待、まるでトロツキーのようではないか。当時日本の正統派マルクス主義者の中から、ペレストロイカをトロツキーの主張した補足的な政治革命と捉えた人達が出たことは、前にも述べた。結局、スターリンの一国社会主義論は間違っていたのであろう。といっても、世界革命が成功すれば、素晴らしい社会主義社会が訪れるわけでは決していないが。

いずれにしろ、現存社会主義内部での自己改革が困難で、他力本願で改革を図るというのは、情けない理屈ではある。資本主義社会は常に自己改革の連続の社会である（詳述は避けるが、この点についてはマルクスとシユムペーターが同じ趣旨のことを述べている）が、社会主義体制は、定期的に何か大イベント（戦争であったり、オリンピックであったり）をしなければ、停滞し固着しやすい社会なのである。

しかし、先進資本主義諸国で社会主義的変革が進めば、現存社会主義諸国の改革が促進されるというのは、何と想像力が欠如しているのだろうと思う。先進資本主義諸国で社会主義的変革が進むはずがない、と言いたいのではない。その可能性がないとは言えない。しかし仮に西欧諸国で社会主義的変革が進めば、西欧社会主義とソ連社会主義の対立は深刻なものとなるだろう。かつてソルジェニツインは、第三次世界大戦は、レーニン全集第何巻何頁の解釈をめぐって中ソの間で勃発するであろうと予言したことがある。幸いこの予言が実現される前に中ソの社会主義は崩壊したが、イデオロギー集団の間では、些細な見解の相違が深刻な対決を招くことは、しばしば観察される現象である。西欧社会主義が東欧同様にソ連の属国となる場合は別であるが、そうでなければ、両者が峻厳に敵対することは必至であつたろう。

さて、今紹介した「現存社会主義体制の歴史的位置」論文と同じ一九八七年に発表された論文でありながら、「十月革命七〇周年によせて」では、調子はがらりと楽観的な方向に変わる。こちらが後に書かれたのであろうが、その間にもソ連のペレストロイカは進展していた。とはいえ、短期間にあまりの変貌ぶりである。数年後には、社会主義の崩壊でまた悲観的な方向に変わるのであり、社会主義に翻弄され、一喜一憂している様子が窺えるのである。

この論文「十月革命七〇周年によせて」では、やや得意げに、次のように書かれている。「資本主義のもとでも十分コントロールされた経済運営が可能である、と人が信じそうになった時期がある。ほんのしばらく前のことである。現存の社会主義国は絶対に変わるはずがない、と人が揚言していた時期がある。ほんのしばらく前のことで

ある。今資本主義経済の先行きは全く不透明である。社会主義諸国はおしなべて改革が進行し、活性化の時期に入っている」（藤田勇「十月革命七〇周年によせて」、『科学と思想』一九八七年、四九三頁）。

藤田教授がこのように語ったのは、ほんのしばらく前のことである。それからわずか二年後には東欧の社会主義が、四年後にはソ連の社会主義が崩壊するのである。藤田教授の現状認識がいかに現実離れしていたかをよく示している。藤田教授は同じ箇所で、「おなじ頃（一〇月革命六〇周年、つまり一九七七年頃からの意らしい）」から、『社会主義よさようなら』といった論調が目立ちはじめた。しかしこれが主観的願望ないしひとりよがりの断定であることはいうまでもない」という。しかしソ連・東欧の社会主義が崩壊したことから考えると、「社会主義よさようなら」という言葉は、正しく未来を予言していたわけであるし、「主観的願望」で「ひとりよがり」の考え方をしていたのは、藤田教授の方であったことは「いうまでもない」ことになる。

先の「資本主義のもとでも十分コントロールされた経済運営が可能である、と人が信じそうになった時期がある」というのも解せない。いったい誰がどのように信じていたのであろうか。まさか藤田教授自身ではないだろうか。おなじ頃不破哲三氏の論文では、キッシンジャーやレーガンの言葉を引きつつ、一〇年前、一五年前のアメリカのリーダーたちが、アメリカ資本主義の現状にいかん危機意識をもっていたかということが紹介されている（不破哲三「日本共産党の社会主義論の生命力」、『前衛』一九八九年二月、三八頁）。資本主義の肯定者たちは、共産主義者と違って、常に危機意識をもって改革を心がけているのである。後にソ連崩壊後、アメリカには、不況なき資本主義の発展を論じる超楽観的な「ニューエコノミー」論者が現れたが、これは資本主義はコントロールしてはいけないという人々だから、また別である。

また先の「現存の社会主義国は絶対に変わるはずがない、と人が揚言していた時期がある」というのも、誰のことであろうか。これも藤田教授のことではないだろうか。同じ年に発表された先の論文「現存社会主義体制の歴史

的位置」では、先にみたように現存社会主義諸国の現状についてかなり悲観的で、先進資本主義国における革命を期待し、それなしには現存社会主義の改革は困難とみていたのである。後の一九九〇年の講演でも、ソ連の改革について、「かなり長い間、改革、改革と言いながら骨格のところは変わっていませんでしたので、私たちは、当分の見通しとしては、いろいろ細かい変化はあるに違いないが抜本的な改革は難しかろうと見ておりました」と述べている（ソ連のペレストロイカと憲法改正、『東亜』一九九〇年六月、七六頁）。さらに二〇〇〇年の研究回顧では、先の一九八七年の論文「現存社会主義体制の歴史的位置」について、「この世界的に初期社会主義段階的な体制は、すでに骨化していて、自己変革はむずかしく、世界構造の大変動なしには変革されえないであろう、というのがその筋です」と紹介している（「研究回顧…私の社会主義法研究」、『神奈川法学』第三三卷第二号、一四頁）。

しかしこのような藤田教授による自らの過去の論文の紹介は、やや正確さを欠いている。一九八七年の論文「現存社会主義体制の歴史的位置」では、現存社会主義体制について「骨化」しているという絶望的な表現はないし、一定の自己改革についても「現存社会主義諸国の今日の動向からみて現実的根拠のあるものである」としていた（既述）。しかしそれでは、その後の社会主義諸国の崩壊は、いっそう大きく予想を外れたことになる。そこですでに一九八七年論文の時点で、社会主義が行き詰まっていることは十分に認識していたかのように装っているのである。しかしそうすると今度は、同じ一九八七年のもう一つの論文「十月革命七〇周年によせて」との矛盾はいっそう大きくなる。そこでは、既述のように、「現存の社会主義国は絶対に変わるはずがない、と人が揚言していた時期がある。ほんのしばらく前のことである。…社会主義諸国はおしなべて改革が進行し、活性化の時期に入っている」と書いてある。藤田教授自身が、「ほんのしばらく前」というよりも、ほぼ同じ時期に、一方では現存社会主義は骨化していて自己改革は難しいと悲観し、他方では改革が進行していると小躍りしていたことになるからである。

同じ一九八七年の「ペレストロイカと日ソ友好運動」（ソビエト研究所『ペレストロイカ』）は、日ソ協会理事長としての講演である。そこではソ連でペレストロイカが必要とされた事情について、次のように説明されている。フルシチョフ以降の改革によって、「それなりの経済成長がなしとげられ、政治における民主主義の回復・発展もそれなりに実現されました」。しかし「社会主義の理念に照らし、また科学技術革新や多様化した国民のニーズの充足をはじめとする時代の要請に照らしてみると、それらはなお不徹底・不十分なものでした」（同書一四三頁）。不十分ではあっても、経済的、政治的にそれなりに発展していたという現状認識は甘すぎるし、先の同じ年の論文「現存社会主義体制の歴史的位置」の悲観的論調とも調和しない。

一九八八年初めに発表された藤田教授の論文「社会主義諸国の経済改革について考えること」でも、一九三〇年代に造形されたものとは異なる、社会主義の新しい社会システム（ただしそれは「初期社会主義」の高位の段階であって、未だ「成熟した社会主義」ではないという）への移行が本格的段階を迎えようとしていると、ペレストロイカ運動を歓迎している（『経済』一九八八年五月二二八頁）。そして社会主義諸国の経済改革が、市場メカニズムを計画経済システムにビルト・インする方向で進んでいることを紹介し、その問題性と困難性を指摘している。資本主義との競争のなかで社会主義経済の生産力を高め、追いつき追い越すためには市場メカニズムの利用は不可避の方向とし、それが労働者自主管理システムの発展や政治的民主主義の発展とセットになっておれば、「当面する段階の社会主義建設にとって前進的な意味を担う改革であることは間違いない」という。とはいえ、それは当面する課題に應えるためであって、本来の成熟した社会主義のもとでは市場メカニズムは不要と考えているはずである（同書二二四頁）。ともかく「進行している改革は、現存社会主義体制がシステムの新たな発見に辿りつきつつあることを示唆しているように思われる」と改革に期待が込められている（同論文二二八頁）。

一九八八年半ばには、ペレストロイカは本格的な政治改革へと踏み出すのであるが、この時期になると、藤田教

授の論文にも、ゴルバチョフの改革に対する懐疑の念が垣間見えるようになる。一九八八年二月の藤田勇論文「ペレストロイカ考」(『前衛』一九八八年二月号)では、ペレストロイカは、「その展開過程にも予想の範囲をはみだす複雑な要素が含まれている」と指摘している(同誌二一八頁)。全体としては、改革の行方が不透明な段階であったこともあり、客観的に改革の動向を紹介しつつ、問題点や困難性の指摘がしてあるだけである。経済改革については、市場メカニズムの利用は、そこに内在する法則の鞭が作用することについて注意を促し、政治改革については、論理的一貫性がないといった指摘をしている。しかし、ペレストロイカ運動を、一九三〇年代に形成された「ソビエト型社会Ⅱ政治体制・Ⅰ」を「ソビエト型社会Ⅱ政治体制・Ⅱ」へ再編する改革として捉え、基本的にはそれに期待しているようである。

この論文の最後の部分では、ゴルバチョフの「新しい政治的思考」が批判されている。ゴルバチョフは、「全人類の価値」は階級的価値に優先するという「新思考」を提起し、核問題、環境問題等、人類普遍の問題を解決するために、米ソの冷戦構造を終結させる方向へ向かうのであるが、藤田教授はそれを、「ソ連中心主義の伝統的思考様式」と批判している。全人類の価値優先論が伝統的なマルクス主義を逸脱するのは確かであるが、それが伝統的なソ連中心主義というのは少しわかりにくい。アメリカ帝国主義と和解決することによって、それを主敵の一つとする日本の階級闘争に損害を与えるといったことなのであるか。しかし全人類の価値の追求や冷戦の終結は、むしろそれまでのソ連中心主義を放棄し、全人類中心主義という理念を高らかに謳いあげたものであり、積極的な意義を有するのではないだろうか。

一九八九年になると、藤田教授の困惑は広がる。この年の前半に出版された『講座・革命と法、第2巻フランス人権宣言と社会主義』(日本評論社)所収の論文「フランス人権宣言と社会主義思想」の藤田執筆部分では、ペレストロイカについて、一方では、改革の歴史は「……徐々に、またいくつかの激痛を伴う挫折を経ながら進行し、

いまようやく展望のある軌道に乗りつつあるかにみえる」と希望を託しながらも（同書九七頁）、ロシア革命がブルジョア民主主義、ブルジョア自由主義として否定したものの再評価にもつながりうる」と、困惑は隠せない（同書八頁）。

東欧諸国で、ベルリンの壁の崩壊を含め、激動が始まった一九八九年後半の論文「ペレストロイカの理論的イムパクト」（『ソビエト研究所ビュレティン』5号、一九八九年）では、困惑はさらに進む。当時国有企業の賃貸制が始まっていたが、企業的主人公である労働集団が賃借人になることによって改めて「主人化」とするというのはどう考えるべきなのか、「社会主義的な意見のブルラリズム」というが、もともと社会主義は意見のブルラリズムを含んでいるのに、改めてこのようなスローガンが成立するのはなぜか等々、疑問が語られている。ソ連を「権威主義体制」と呼んでおり（同誌三頁）、ソ連の否定的評価は深化する（前稿では権威主義「的」体制とワンクツシンおいた表現だった）。

東欧諸国の社会主義の崩壊が明らかになった後の、短文「東欧における激動と社会主義」で、藤田教授は、「体制転換」の方向性について語っている。そして、ごく一般化していえば、『ソ連型』の『権威主義体制』からの脱却、『民主主義体制』への転換ということになる」と述べている。この民主主義体制が「社会主義のルネッサンス」なのか、「社会民主主義」への接近なのかと問いつつ、教授は答えを出していない。いずれにしろ権威主義から民主主義への転換というのであれば、これは素晴らしいことではないか。「民衆が政治の表舞台を直接左右する新しい時代を予感させる」という表現もある（「東欧における激動と社会主義」、『法と民主主義』一九九〇年三月、巻頭言）。教授は、東欧諸国の体制転換、社会主義の崩壊をなぜ喜んでいるのであろうか、理解しがたい。当時はまだソ連は崩壊していなかったし、東欧諸国も、なお社会主義の枠内に留まり、さらに新しい社会主義へと進む可能性があると考えていたのであろうか。予想外の展開に、方向感覚を失っていたとは思えない。

一九九〇年六月の講演「ソ連のペレストロイカと憲法改正」(『東亞』一九九〇年六月)では、ソ連が直面している問題について、「社会主義のモデルチェンジ」説と「体制選択」説があるとする。そしてソ連がどちらに向かうかは一義的には言えないとし、「両方の可能性があるというふうに言っておけば無難なところではないかと思えます」と語っている(同誌九五頁)。「モデルチェンジ」説は、ソ連の公式の主張であり、「社会主義はあくまでも堅持するのであって、いまやっているのはモデルチェンジである。新しい、人間的で、より民主的で、より自由な社会主義を求めている」というものである。

他方で、「体制選択」説は、混合経済体制になっていくというものであり、資本主義と社会主義の収斂理論につながるという(同誌九五—九六頁)。新しい社会主義か、それとも社会民主主義(混合経済体制は社会民主主義と親和的である)か、というわけである。社会主義の維持か、それとも資本主義への転換か、というようには問題が意識されていないのである。藤田教授は、社会民主主義を社会主義とは認めないが、とはいえ、仮に社会主義を離脱するとしても、むきだしの資本主義ではなく、社会民主主義(それは再び社会主義へと前進するかもしれない)に留まって欲しいという主観的愿望がここにも反映しているのであろう。あるいは、この時点でもなお、社会主義から資本主義への転換はありえないと考えていたのであろうか。ちなみに、前にみたように、教授は「収斂理論」を否定していたし、後にも否定している(『ソビエト社会主義とは何であったのか』、『歴史評論』一九九二年一〇月、五二頁)が、この時点では、その可能性もあると認識していたわけである。

しかしこの予想は、両方とも外れた。東欧諸国の共産党政権の崩壊で、ソ連の社会主義体制もはや維持できないことは誰の目にも歴然としていた時期である。モデルチェンジ説は成り立つはずがない。他方で混合経済体制論や収斂理論は、社会民主主義論にもつながるものであり、これを予想した人はかなりいたかもしれない。ソ連共産党(というよりゴルバチョフ指導部)自身が思想的には社会民主主義路線に接近していたし、共産主義からいきな

り剥き出しの資本主義に転換することは予想しにくかったであろう。しかし一旦社会主義が崩壊すれば、振り子は他方の極端（剥き出しの資本主義、またはファシズム）に向かう可能性が高い。それに、社会民主主義は洗練された高度の資本主義社会だけが辿り着けるものであって、社会主義と社会民主主義の距離は、社会主義と資本主義のそれよりも、むしろ大きいのである。

一九九〇年八月の「ペレストロイカにおける『選択』問題」（『神奈川大学評論』一九九〇年八月）では、ペレストロイカの行方について、権威主義体制から自由主義的な体制への転換過程にあるとみているが、それが社会主義からの離脱に向かうのかどうかについては結論を出していない。ソ連を権威主義体制とする認識は一九八七年論文以来であるが、本論文では、一九三〇年代に形成された体制をそう呼んでいる（同誌五二頁）から、社会主義ソ連（第一次的構造）は、初めから権威主義体制だったということになる。もっと早くそのことに気づき、体系的批判を行うべきであつたらう。

一九九〇年一〇月の「激動するソ連・東欧とレーニン」（『ソビエト研究』第四号）は、ソ連でレーニンが批判され始めたことに反応して、レーニンを擁護する姿勢を示したものである。ペレストロイカの下で混合経済を目指す動きが生じたが、それはレーニンによるネップ導入に倣ったものとして正当化されていた。藤田教授は、レーニンは社会主義に接近するためにそのような方針をとったのであるのに対して、ペレストロイカのレーニン・モデルなるものは実はレーニン離れにすぎないと批判している（同書一一〇頁）。

一九九〇年一〇月の「ソ連はどこへ行くか」（『文化評論』）では、ソ連が危機的な状況にあることが語られ、このような危機の進行は、「旧い体制の矛盾がいかに深くかつ複雑なものとなっていたかを示すものです」（同誌六七頁）と、今更のように語られている。経済改革については、所有形態の多様化が進められている（混合経済）が、その中でどのウクライナが支配的地位を占めるかが問題だという。社会主義部門が管制高地として残されていない

ればならないが、その点が不明確だと不安な様子である。他方で政治の民主化、つまり複数政党制、言論・集会・結社の自由のもとの自由選挙、法治国家化という動きについては、「社会主義との関係で理論的に困難な問題は一般的にはないといつてよいと思います」と、こちらは樂觀的である（同誌七三頁）。しかしこの点の認識は、完全に誤っていたし、ソ連の崩壊はそれを実証した。教授は、社会主義と民主主義は矛盾しないと考えているからこのような樂觀論になるのであるが、自由化・民主化の拡大は必ず社会主義と衝突するのである。

ソ連の行方については、この論文で教授は次のように言う。一九三〇年代に形成されたソ連型社会主義の体制が内的矛盾の蓄積によって破局に瀕し、別の型の体制への転換を迫られている。問題は、この転換の帰結が、「社会主義の道での別の型の社会体制を生み出すのか、それともヨーロッパの福祉国家型の社会体制に向かうのか、という点にあります」（同誌七五頁）。この予想はどちらも間違っていたのであるが、教授自身は前者に希望を託し、「労働者・農民運動の再生、知識人の社会的積極性の発展」が進み、ソ連共産党の刷新、「民主主義と社会主義の立場」での連合がこれと結びついて進むなら、「ペレストロイカに当面ともなう諸矛盾を克服しながら社会主義の道を新たに切りひらく展望は確かなものになりましょう」と結んでいる（同誌七六頁）。この期に及んでもなお、明るい展望も失ってはいなかったのである。社会民主主義ではない剥き出しの資本主義への転換という予想は、ここでもみられないのである。

一九九〇年一月の報告『『資本論』における未来社会』（『経済』一九九〇年一月）では、当時のソ連の動向について、「政治体制の民主化という面では総体的にいつて前進的であるとみられます」としながらも、経済構造の転換については、「社会主義的ウクライナの確保という路線が必ずしもまだいまのところ明確に示されていない」点に、懸念を示している。そして「社会主義の道」を保障しようとする政治勢力がどうなるかという問題が、望ましい方向で解決された場合には、「いま行われている体制転換は『社会主義の道』にとどまるだろう。少なくとも

そこからはずれないだろう、と思います」と、望みを託している（同誌四一頁）。

一九九〇年末の藤田勇著「社会主義史におけるペレストロイカ」（『ジュリスト』第六二卷一二号）が書かれた時期には、東欧の社会主義崩壊に続き、ソ連も解体が迫ってきていた。この論文では、ソ連の脱社会主義の動向が批判的に紹介されている。ソ連では、「今日わが国における搾取度はすべての工業国中最高である」といったことがまじめに議論されている」と呆れ顔である（同誌一二頁）。しかしこの引用文はおそらく真実であろう。当時ソ連の経済学者は、いろいろ搾取度を計算しているが、それによると、ソ連の搾取度は非常に高いのである。

例えば、経済学者で後にロシア最高会議議長も務めるハズブラトフは、西欧諸国では労働者はその作り出した価値の七〇パーセントを受け取っているが、ソ連では二〇パーセント以下だという。別の論者によれば、西欧諸国の労働者は六〇パーセント、ソ連の労働者は三五―四〇パーセントという。全般的には、ソ連の搾取率は先進資本主義国の二倍位という意見が多い。搾取の程度は、資本主義か社会主義かで決まるのではなく、その社会の文化水準、労働組合の力量などによるというのが、当時のソ連の経済学者の一般的見解であった（拙著『ポスト社会主義社会における私的所有の復活』、多賀出版、一九九七年、一二六頁参照）。

さて、当時既に東欧諸国の社会主義は崩壊していたから、この論文では、自らのそれまでの研究に対する反省の弁も語られている。「個々の社会主義国が社会主義づくりの道から離脱するといった事態はまったく想定できていない」（同誌七頁）。しかし教授は、なおも次のような筋道で、社会主義が前進する可能性に期待をつないでいた。一九三〇年代に形成されたソ連の旧経済体制をペレストロイカが解体し、「私的所有の一定の復活を含む市場経済、多ウクラード経済に移行しながら、それを経過点として、あらためて、現代的労働・生活様式に見合う民主主義の充実した新しい社会主義的社会体制へと前進する道を開く可能性を考えている」（同誌一二頁）。これはレーニン型のネップ路線ということになる。そのためには管制高地が確保されていなければならないが、ソ連の状況はその点

が確固瞭然としていないという。ソ連社会主義の命運もいよいよ最期の時が近づき、藤田教授の論調も悲鳴に近いものになってくる。「ソ連は社会主義の道に踏みとどまるのかどうか、まことに社会主義史上未曾有の事態をわれわれは目前にしている」（同論文一三頁）。

ソ連崩壊直前の「ペレストロイカとロシア革命」（『神奈川大学評論』一九九一年一〇月）では、ソ連で一〇月革命がそもそも間違いであったという主張が蔓延している状況が紹介されている。しかし藤田教授によれば、社会主義革命は個人を抑圧する専制体制をもたらすという「予言」は、ロシア革命以前からさまざまな思想家によって語られてきたという。レーニンらボリシエビキは、これらの思想すべてと理論的に闘い、勝利した。「そうして、七〇年あまり経た今日、かの時代には『克服ずみ』となった主張、いわば『十月の敗者』の主張がよみがえる」と言うのである（同誌四二頁）。藤田教授の論文には、「克服ずみ」、「解決ずみ」といった独善的断定が時にみられることは、前にも指摘した。別稿（本稿第二章第二節に収録）でも、ロシア革命前に多くの思想家がさまざまな角度から、ロシアが専制国家になるだろうと予言していたにもかかわらず、ソ連はその予言を実行してしまったと書いていた。この予言を警告と受け止めて、その点で十全の対策が必要だったという意味で、私はそう書いたのである。しかし藤田教授はそうではない。既に克服された思想を今頃もちだし、歴史の歯車を逆転させようとしている者がいると、侮蔑の意味を込めてそう書いているのである。しかし今となっては、克服され、敗者となったのはどちらか。その決着がついた時点でおお、藤田教授は、このように述べているのである。

藤田教授は、この論文では、「ロシア革命を起点とする世界史の一時代がおわ」ったことを認めつつも、なおペレストロイカが、「新しい社会主義づくりの軌道を敷設」する可能性に賭けている。『一九一七年にはじまるロシア革命の伝記』はまだ終わっていない」と結んでいる（同誌四八頁）。その後一九九二年の論文で、藤田教授はやつと次のように認めた。「筆者は、九二年五月に書いた一文の結びで、『一九一七年にはじまるロシア革命の伝記』は

終わっていないと記した。しかしいまは、その一応の終了を認めざるをえない」（「八月政変の歴史的文脈」、『ソビエト研究』七号、一九九二年、七〇頁）。なお「一応の」という限定がついてはいるが（続）。